

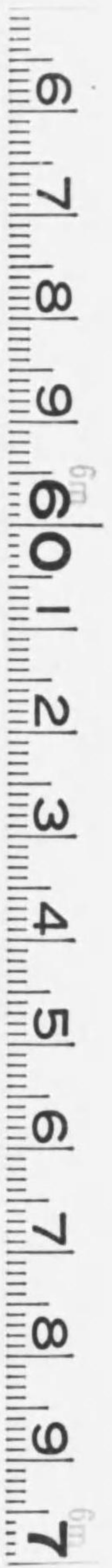
債券投資利殖便覽

特 237

629

讀書新報社發行

始



特

特 237
630



森經濟研究所編

債券投資利殖便覽

讀書新報社



序

貯蓄を基本とする投資利殖なるものは、安全にして有利なものでなくてはならぬ。斯る點からすれば、債券投資を以て第一に推したい。即ち債券は准國債として確實此上ないものであるし、小額投資や高率利殖に適し、且つ又素晴らしい幸運の舞込む抽籤と言ふ、他の追隨を許さない刺戟物さへある。今や愛券家數百萬と稱せられ、債券の發行又五億圓を超過する盛觀は、債券の普及を證して餘りありと言へよう。

併し乍ら債券の普及や債券熱の高いのに比して、その研究は餘りにも少かつた憾みがあつた。抑々債券の妙味も、活用も、如何なる必勝の秘訣も、先づ各債券を徹底的に研究すると言ふ事を基調とする他はない。

現在發行されてゐる七十四種の債券は各々特色と夫々の變化した條件を持つてゐるのであるから本書はそれ等各債券の全部に亘つて凡ゆる方面の研究調査をなして詳解に努めた。而して日常使用に便利なる方法をとるために幾多の新考案をなし、就中抽籤月別に全部の債券を排列したのは最も便利な方法と思ふ。抽籤が進む度に次々の抽籤債券が新しく現れ、抽籤の済んだものは次回へ廻し永久に繰返し使用が出来る仕組みである。

尙債券を根本から研究される方面に對して、投資入門から利殖秘訣まで的一篇を加へた。

債券投資利殖便覽 目次

債券の四大妙趣……………七

第一篇 債券投資入門より利殖秘訣まで……………九

第一章 債券の基礎知識……………九

- 一 債券發行の目的……………九
- 二 債券の優遇……………九
- 三 債券發行の事情……………一〇
- 四 日本勸業銀行及其信用……………一一
- 五 債券界の現状と將來……………一二
- 六 債券の意義……………一二
- 七 債券の種類……………一三
- 八 債券の特質……………一四
- 九 債券の略稱と慣稱……………一五
- 十 日本勸業銀行發行債券……………一六
- 十一 債券と法律上の諸手續 (1、債券の事故と保全 2、公示催告 3、債券の再渡 4、保證支拂 5、所有權確保 6、保護預 7、郵便局保管 8、記名登錄 9、番號登錄)……………一六

第二章 債券投資の三大目標……………一九

- 第一 債券の貯蓄投資としての價值……………一九
 - 第二 割増金本位の投資定石……………二〇
 - 第三 利殖投資……………二〇
- 第三章 債券の買方、賣方、利殖……………二六
- 第一 新券の買方七種……………二六
 - 第二 債券の賣買機關……………二七
 - 第三 債券利殖の仕方……………二七
- 第四章 債券記事の見方……………三四
- 第一 發行條件……………三四
 - 第二 償還……………三五
 - 第三 抽籤……………三四
 - 第四 當籤……………三四
 - 第五 割増金……………四六
 - 第六 利率・利息……………四七
 - 第七 課税金……………四八

第五章 債券相場常用語小解……………五〇

第二篇 抽籤月別 債券詳解

十月・四月抽籤十一種債券	七三
十一月・五月抽籤十四種債券	八四
十二月・六月抽籤十二種債券	九九
一月・七月抽籤十二種債券	一一一
二月・八月抽籤十四種債券	一二四
三月・九月抽籤十一種債券	一三九

回別目次

勸業債券五分利貳拾圓券	第七回	一四〇	第十一回	一六六	第卅八回	一〇三	
第四回	一〇〇	第八回	一三三	第十二回	一三三	第卅九回	一一九
第五回	一〇一	第九回	一三五	第十三回	一三七	勸業債券四分五厘利拾圓券	
第六回	一〇三	第十回	一三五	第十四回	一四四	第十五回	一七三

第十六回	一三六	第卅一回	一六〇	第二回	一三三
第十七回	一三七	第卅二回	一六八	第三回	一〇八
第十八回	一三五	勸業債券四分五厘利拾圓券	九六	第四回	一三三
第十九回	一八八	第卅五回	一六六	第五回	一四七
第二十回	一三六	第卅七回	一六一	第六回	一三七
第二十一回	一三七	勸業債券四分利拾圓券	一〇六	第七回	一八一
第二十二回	一四一	第六十七回	一五〇	第八回	一〇九
勸業債券三分六厘利拾圓券	九三	第六十八回	一五三	第九回	一〇九
第廿三回	一四三	第七十回	一五五	第十回	一〇九
第廿四回	一四三	第七十一回	一四五	第十一回	一〇九
第廿五回	一四四	第七十二回	一四三	復興債券五圓券	
勸業債券五分利拾圓券	九三	第七十三回	一四三	第五回	一〇〇
第廿六回	一三八	第七十四回	一三三	第六回	一〇七
第廿七回	一八九	第七十五回	一四四	第七回	一〇七
第廿八回	一三七	第七十六回	一三三	第八回	一〇七
第廿九回	一三五	第七十七回	一三五	第九回	一〇七
第卅回	一三九	復興債券拾圓券	九五	第十回	一〇七
		第一回	一八〇	第十一回	一〇七
		第二回	一〇五	第十二回	一〇七
		第三回	一〇五	第十三回	一〇七
		第四回	一〇六	第十四回	一〇七
		第五回	一〇六	第十五回	一〇七
		第六回	一〇六	第十六回	一〇七
		第七回	一〇六	第十七回	一〇七
		第八回	一〇六		
		第九回	一〇六		
		第十回	一〇六		
		第十一回	一〇六		
		第十二回	一〇六		
		第十三回	一〇六		
		第十四回	一〇六		
		第十五回	一〇六		
		第十六回	一〇六		
		第十七回	一〇六		

第三篇 債券要覽

一、債券總覽表	三
二、債券年表	一四九
三、繰上償還債券一覽表	一六〇
四、割引債券割引利廻歩合表	一六三
五、復興債券含利子加算表	一六四
六、同 五圓券	一六五
七、四分利拾圓券時價利廻表	一六六
八、抽籤月一覽表	一六七
九、利渡月一覽表、年次對照表	一六八
十、最近一年間最低最高相場表	一六九
復興債券五圓券	一六九
勸業債券	一七〇
復興十圓券	一七〇
割引債券	一七一
十一、支那事變と債券	一七三

債券投資利殖便覽

森經濟研究所編

債券の四大妙趣

其一、當 籤 債券の妙味は何と言つても第一に當籤の楽しみにある。一躍三百倍の當籤即ち拾圓が三千圓を生むなんて、凡そソロバンをけとばした桁はづれの投資利殖ではないか。而も唯一通を一回でも所有してゐたならば、幸運のチャンス無しと斷じ得ない所に抽籤の興味は深まつて行く、其處に有り來りの同番組合せ、福合せ等の他に變轉極まりなき妙手妙案が案出されて來たのである。何れの方法にもせよ其の適中は毎回到る所に發表されてゐる所である。然るに一知半解の人は、債券は當らぬものと速斷する。之は恐らく債券あるを知つて其の利用の知識を汲まないからである。若しも九月一日現在の例をとつて見るならば、なんと一等三千圓が百五本、當籤總數二萬一千七百九十本、金額にして七十三萬餘圓の巨額が支拂はれたのである。

其二、貯蓄 債券はなる程當籤しないものも随分と多い。最悪の場合に於ける條件を考へて見よう。先づ元金は必ず其儘そつくり返済される。其の間利子は確實に支拂つてくれる。年五分を最高として種々あるが、割引債券や復興債券の如きは免税の特典さへある。概観して郵便貯金利子以上のものが多い。斯様に債券は安全、有利、確實なる點或は直ちに現金に換へ得る等、貯蓄投資、及び確定収入獲得のための投資としては誠に立派な資格を持つてゐる。

其三、利殖 債券の持つ種々の特質就中年二回の抽籤を巡つて定型的な相場の変動があり、季節的時價の高低等、之等債券特有の事情に通ずるならば、小額資金を以てよく高率利殖を計る事が出来る。

元も子も無くする株式投機と幾分異なる點があつて、今や千變萬化幾多の秘術妙策が考案されて、利殖の妙味は債券界の中心問題の如き觀がある。

其四、債券通 以上の様な債券の多角的な利用なるものは、必ずしも専門家や玄人のみに獨占さすべきものでなく、少しく研究すれば、誰にでも理解され頗る簡單手近に取扱ひが出来る性質のものである。安全なる貯蓄本位か、興味多き當籤本位か、或は又高率利殖本位の方針をとるか、夫は全く自由であるが、機會を逸せず所謂二段、三段の利殖法をとつてもよい。かくて債券の活用は、研究さへすれば誰でも債券通になり得られて、債券本來の妙趣を満喫し得られるのである。

第一篇 債券投資入門より利殖秘訣まで

第一章 債券の基礎知識

一、債券發行の目的

債券の發行には二つの目的がある。一は國民に對する貯蓄奨励であり、一は集つたその資金を地方農村漁村方面に低利にして長期の貸付をなす爲である。

従つて債券の所有者は、自己の利得は勿論の事であるが、一步高く債券發行の目的から見ると、政府奨励する所の勤儉貯蓄の方針を實行し、それは引いて地方金融の供給源泉をなすのであるから我國社會公共の爲に盡してゐる事になる。

二、債券の優遇

斯様に特殊な目的を以て發行された債券であるから、一般株式會社の債券と異つた色々の優遇を受けてゐるのである。その主なるものをあぐれば

- (1) 郵便貯金と大差なき利子を附し、其の上に割増金を附加してゐる。此の割増金付こそ債券獨得の優遇である。
- (2) 債券の發行には、其度毎に大藏大臣の許可を受けしめ、政府は二名の監理官を派遣して常に日本勸業銀行の業務を監視せしめてゐる。何れも國民大衆の投資利益を擁護するためである。
- (3) 發行されて集つた資金の貸付は、土地、田畑等確實なる抵當をとつて行はれてゐる。
- (4) 債券發行の初期、賣残りの生じた債券は政府自ら買上げて保護したものである。

三、債券發行の事情

抑々日本の金融組織について明治初期の財界主腦者達の間には中央に日本銀行、一般金融に普通銀行、地方農村に勸業銀行を作ると云ふ三段構への大方針であつた。然るに日本銀行並に普通銀行は、いち早く設立されたに拘はらず、地方農村の金融機關が仲々出来なかつたのである。

夫は地方農村對手の金融なるものは、頗る長期に亘る返済期間を設け、しかも遙かに低利でなくては、地方開發の資金として利用出来ない性質のものであつて、普通銀行の到底其の任とする能はざるものであつた。

是處に於て日本勸業銀行と言ふ特殊銀行を設立して、一般金利よりも低利にして、且つ長期返済の債券を發行し、其の不利なる條件に對して、割増金を附すと言ふ方法により、國民大衆から資金を集める手段に出たのである。

四、日本勸業銀行及其の信用

明治廿九年に日本勸業銀行法と云ふ特殊の法律が公布され、翌卅年には此の法律に基いて待望の日本勸業銀行が設立された。資本金一千萬圓内拂込金二百五十萬圓の株式募集に對して財界の人氣俄然沸騰應募總額、實に十四倍六分に餘る盛觀であつた。

之は多年渴望の特殊銀行に對する國民の贊意と、政府の特別保護に關する好感によるのであつて就中割増金附債券の發行權の特典も與つて力がある。

政府亦開業早々利益の擧らない初期數年に亘つて株主に對する利益の配當に補給金を給し、或は賣殘り債券は政府買上げとした。

銀行當局は之等の厚い後援を得て其の使命の重大なるに自覺する所あつて、其の經營は頗る當を得、數年ならずして全く自立、以後今日に至る長年月に亘り、毎年一割の配當を持続すると云ふ稀有の成績を示した。其の間、地方産業の開發振興に資し關東大震災を始め幾度かの經濟界恐慌時には其の巨大なる資力を以て、屢々資金の供給をなして財界の安定力となつた。今や公稱資本金一億一千五百餘萬圓、拂込金九千五百餘萬圓、其の支店出張所は日本全國に及び、各府縣毎にあつた農工銀行は殆ど其の大部を併合傘下に入れ、我國地方金融の樞軸となつた。

斯様に日本勸業銀行は、政府關係は勿論、其の營業成績に於ても盤石の基礎を有するに至つたのであるから、其の發行にかゝる債券は準國債として絶大の信用を拂つてよい。

五、債券界の現状と將來

明治卅一年第四回勸業小券が始めて發行されてから大正十三年の九十四回に及び、以後は復興貯蓄債券時代となつたが、昭和三年第十一回迄で打切となり其の後は割引勸業債券が引續いて發行され十七回を重ねるに至つた。之等の發行總額は約五億二千萬圓に近く、此の中で好條件で發行された勸業債券は續々と繰上償還となり、代りに割引債券が發行増發の狀態である。

之は政府の低金利政策を支持追隨するために貸付金の利下げを行ふ必要から高利率の債券を順次臨時繰上げて償還し、其の借換として割引債券發行となる建前である。

勸業銀行は、此等小額債券の他に勸業大券、特殊債券、繼承農工債券等を發行してゐるので之等全部を總計すると發行高約廿二億、償還高を差引けば現在高約八億圓である。勸業銀行の法律的根據によれば、拂込資本金額の十五倍の發行能力があるので、現在の資本高から言へば、概算して十五億圓の發行能力があり、尙七億圓位の發行餘力があるわけである。今春來諸種の惡材料續出のため債券の暴落を演じたが、しかも尙凡て賣出價格を遙かに抜いた高値を維持してゐる。

今後多少の迂餘曲折はあつたとしても大勢には關係なく債券の前途は誠に洋々として明朗である

六、債券の意義

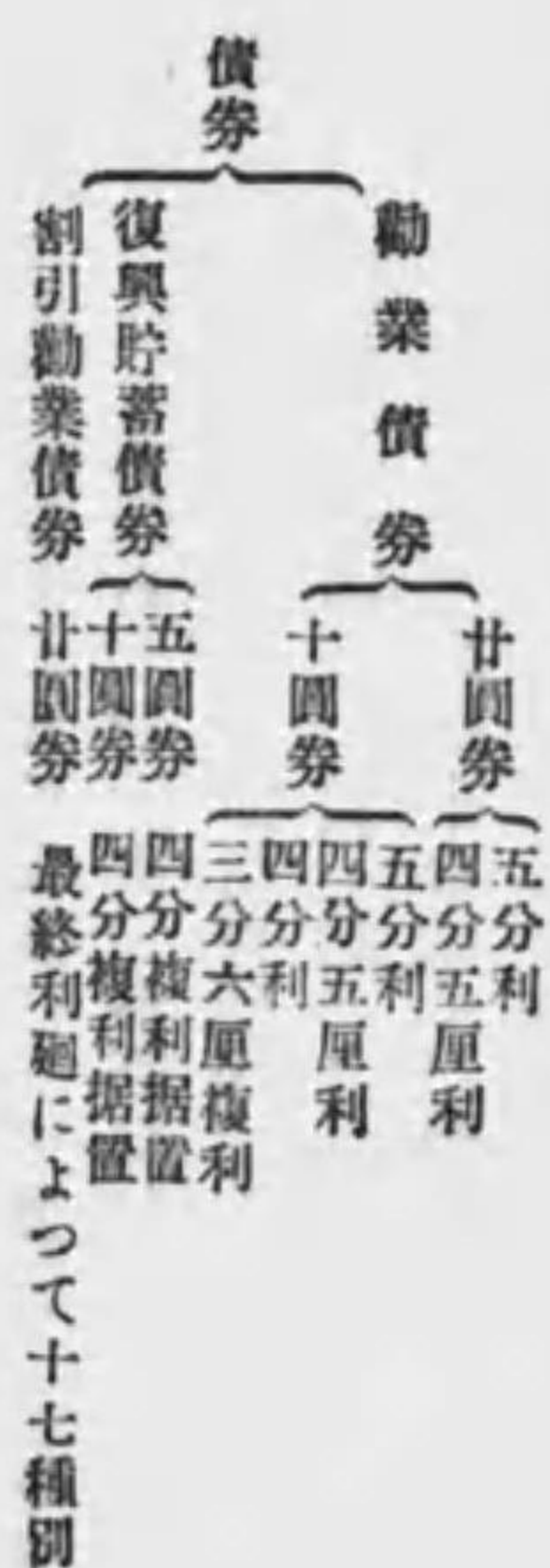
債券は廣い意味にとると、國家の發行する公債と、一般株式會社の發行する社債を總稱してゐる日本勸業銀行の發行にかゝる債券も勿論此の公社債の一種である。

扱債券を狹義に使用する場合は、日本勸業銀行發行にかゝる債券の中で割増金附の小額債券を指すのである。此の小額債券は、最も廣く世間に普及されたので、今や債券とは此の小額債券の事を指す様になり、他の債券は公債、地方債、社債、或は何々會社發行何債券と云ふ如く特稱されるに至つた。

従つて別段の説明なき限り、債券とは勸業銀行發行の小額債券を指す。

七、債券の種類

債券即ち小額債券を分類すると、勸業債券と、割引勸業債券と復興貯蓄債券の三種類となるが、更に券面金額から見ると、勸業債券に廿圓券と十圓券の二種があり、復興債券に五圓券と十圓券の二種、割引債券の廿圓券一種と合せて五種類となる。之を更らに利率の上から合せて分類すると左表の様になる。



更らに一等割増金額から千圓物、二千圓物、三千圓物等と、勸業債券の十圓券を分類される。分類を最後まで進めて行けば、各回発行別となる。斯様に分類する事によつて、各債券の特質や共通的性質を明確にする事が出来債券投資の基礎となる。

八、債券の特質

債券即ち小額債券は其の名の如く、廿圓以下の債券である事が第一の特色であり、次に凡て割増金附で、夫々定つた利息を附してゐる。之等が債券の共通的特質であるが、更らに三種類に分けて其の各々の特質を述べれば

(1)勸業債券の特質 (1)券面廿圓と十圓の二種 (2)割増金附 (3)償還年限四十年 (4)利率は五分四分五厘、四分、三分六厘複利の四種がある (5)最近は毎年二回の抽籤によつて、割増金と償還を決めてゐる (6)低金利時代に比較的有利であるので凡て値上り、券面金額以上の高値を持してゐる (7)勸業銀行は有利なる債券の順に繰上償還進行中である (8)此の債券は最も早くから發行されたが第四回より第九十四回迄に及び以後發行を中止されてゐる。

(2)割引勸業債券の特質 (1)券面廿圓で、賣出價格十圓 (2)當籤すれば、券面金額が支拂はれる (3)割増金附 (4)年二回の定期償還数は比較的少く最終回に償還される数が甚だ多い (5)利子は當籤の場合支拂はれる。即ち券面廿圓の中十圓は其の利子である。従つて早く當籤すれば非常に利益である (6)最終回に支拂はれる場合の利金十圓を、最終利廻として掲示してゐる。此點は勸業債券に

比較して甚だ劣る (7)償還年限が回数が進む毎に延長されてゐる (8)免税の特典がある。

(3)復興貯蓄債券 (1)五圓券と十圓券の二種があつて、貯蓄に適する仕組みである (2)利子は償還の時まで据置く (3)利率は年四分支拂期間迄には半ケ年複利で計算する (4)全部十七年三ヶ月と云ふ短期の償還である (4)免税の特點が與へられてゐる。

九、債券の略稱と慣稱

債券は種々の略稱を以て呼ばれ、或は又意味を頗る多義に慣稱される場合もある。之等を一括して見ると、

- (1) 勸業債券の事を勸業小券、又は利札付債券と呼ばれる、勸債と略稱し各回の債券を呼ぶに勸債四回、勸四、小券四回と呼び、最も略する場合には單に第四回、四回の如く回数だけで示して居る。又ローマ字Kで表す。
- (2) 割引勸業債券の事を割引債券、又は割債、ローマ字のWで表す。各回別を呼ぶ時は、略して割引債券第一回、割債第一回、割一回、W一回等と略する。
- (3) 復興貯蓄債券の事を復興債券と通稱し復興第一回、復一回又はFのローマ字を以て表す場合もある。
- (4) 勸業小券と勸業大券とを合せて勸業債券とも呼ばれる。而し乍ら一般には勸業債券と云へば小券の事を意味し、大券の場合には勸券大券と特記する場合が多い。

(5) 勸業小券は勸業債券の事であつて、郵便局等では正確に斯様に取扱ふが、一般には割引債券迄も小券と言はれる場合もある。

本書は最も正確に、且つ廣く新聞雜誌に慣用される用語法に従つて、一、單に債券と言ふ時は小額債券の事を指し、二、之を三種類に分けて勸業債券（又は勸業小券）割引勸業債券（略稱割引債券）復興貯蓄債券（略稱復興債券）と使用する。

十、日本勸業銀行發行債券

日本勸業銀行の發行にかゝる債券は以上の三種類の小額債券の他に左の如きものがある。

(1) 勸業大券 券面金額が五十圓、百圓、五百圓、千圓、五千圓、一萬圓の六種があつて、一般株式會社の社債と全く同じ性質のもので、勿論割増金は附かない。（但し第一回より三回迄券面金額五十圓の割増金附のものはあつたが、償還されて現在はない）

(2) 貯蓄債券 日露戰爭中、政府の命により、勸業債券の發行を一時中止して券面五圓の割増金附で發行されたが、大正十五年三月全部償還された。

(3) 承繼農工債券 日本勸業銀行に合併された農工銀行の農工債券を承繼したもので、勸業大券と同性質のものである。

(4) 特殊債券 大藏省預金部引受けの債券で、一般には、賣出さないし、割増金もない。

十一、債券と法律上の諸手續

一、債券の事故と保全 債券の事故とは、債券が紛失したり、焼失したり、或は盜難にかゝつたり又は汚染毀損した場合を言ふ。斯様に事故の生じたる場合に、再下附を願つて自己の所有權を回復したり、或は又斯る事故を未前に防いだりする事を債券の保全と云ふ。

二、公示催告 債券に事故を生じた場合には、民事訴訟法第七百七十七條以下に規定されてゐる公示催告の手續をとる。即ち失はれた債券の種類、回別、組別、番號を記載した申請書に、其の喪失した理由書を添へて東京區裁判所に申請する。裁判所は、その債券の申請せられた事を裁判所の掲示板に掲示し、官報及新聞に公示する。此の公示のあつて二ヶ月以内に他から何等の申出がなかつた場合には、裁判所は除權判決を下し、其の債券の無効を宣言する。此の公示催告の費用は枚數にもよるが、普通卅圓を要する。枚數の少い時は費用倒れとなる。

三、債券の再渡 公示催告の手續によつて、除權判決を受けた後、その判決の謄本を添へて日本勸業銀行に、債券の再渡交付請求書を提出すると代り債券を交付される。手数料一通卅錢、汚染又は毀損された債券も其の理由書と共に提出すれば代り債券が交付される。手数料一通卅錢但し鑑別に苦しむ程の甚しい場合には紛失と同様な公示催告の手續方法によらねばならぬ。

四、保證支拂 償還債券や利渡期の利札に事故が発生した場合には、所有者の便宜を計るために保證人又は擔保提出で、支拂に應じてくれる。

五、所有權確保 自己所有の債券に對して、他人が債券の公示催告をなした場合には、其の裁判所

の示す期日迄に債券に権利届出書を添へて東京區裁判所に提出して證明を受け、自己の所有權を確保せねばならぬ。斯様な不當の侵略を未然に防ぎ、或は面倒な手續を除くためには、保護預り、保管、登録等の手段がある。

六、保護預 勸業銀行は保護預りを行つて債券の事故を完全に保全してくれる。債券所有者は勸業銀行本店に五十圓以上の特別當座預金を組み、債券を預入れ、保護預通帳の交付を受ける。手数料は、預入れの時一通につき三錢一口卅錢、以後は一月一日を基準として一通に付一ヶ年一錢である。銀行は、此の預つた債券に、當籤、償還、利子等の附く場合には之を取立て、預金に繰入れ、且つ本人に通知する。公示催告及び失効等も常に調査して、保全の任を行つてくれる。

七、郵便局保管 郵便局には保管の制度があつて、債券を委託すると利子、割増金、償還金ある時は之を取立て、郵便貯金に繰入れ本人に通知し、公示催告の調査等全く勸業銀行の場合と同じく保全の方法を代理してくれる。料金は五圓券十錢、十圓券十五錢、廿圓券廿錢である。以後の手数料は不要である。利札付債券の時に限り、其利子を受取り貯金へ預入れ毎に一錢を徴する。

八、記名登録 債券は元來無記名であるが、希望によつては勸業銀行は記名登録を受ける。手数料一通卅錢、之の手續きを受けると元利の支拂は、本人の記名捺印の印鑑によるから必ず本人に支拂はれる。然し之は實際上には殆ど申込者はない。

九、番號登録 保護預りや郵便局保管の手續をとらず、自己所有の場合、其の番號だけを登録する

方法がある。即ち自己所有の債券の回別、組別、番號を記載して、その登録を勸業銀行に申込んで置くのであつて、保護預りや保管と同様に一々調査して本人に通知してくれる。手数料は一通に付二錢、二ヶ年有効、二年毎に更改される。

第二章 債券投資の三大目標

債券の買入れには勿論貯蓄が目的であり、割増金を目標とする場合もあらう。然し乍ら夫れ以外に現下券界の實状を見る時は、債券利殖を目標とする投資が非常に多いので、今日では以上の三つを債券投資の大目標と見なさねばならぬ。次に夫々の目標とする所に従つて其の投資價值を検討し乍ら現在利用されつゝある情勢を述べよう。

第一 債券の貯蓄投資としての價值

債券の信用は國債に準ずるものであり、僅少の手数料で全國到る所で、直ちに現金化する事も出来るし、約束の期限には間違ひなく元金なり、利子なりの支拂があるので、貯蓄としての安全、確實さは申分がない。然らば抑々貯蓄の最大眼目たる利子の金額はどうであらうか。

之は原則としては普通の投資と比較して幾分低位である可き筈である。何となれば債券には凡て割増金が附いてゐるが、此の割増金なるものは、抑々利子として支拂はれて宜敷きものの一部を取つて、作られた獎勵的なものであるから、割増金總額だけ低位の利率であるのは理の當然である。

然し乍ら低金利時代の今日では、債券の利率の方が、却て高率を保つと云ふ有様になつた。常に債券利率の基準とされる郵便貯金の利子と比較して見よう。但し郵便貯金利子及割引債券と貯蓄債券は免税であり、債券の中勸業債券にのみ改正税法による資本利子税と第二所得税の二つが課税されるので、此等の課税を引去つた正味の利金を計算する。

(種類) (税引正味利金)

- | | |
|--------------|--------------|
| (1) 勸業債券五分利 | 四分五厘 |
| 同 四分五厘利 | 四分一厘 |
| 同 四分利 | 三分六厘 |
| 同 三分六厘複利 | 年三分三厘 |
| (2) 郵便貯金 | 二分七厘六毛 |
| 同 据置貯金 | 三分三毛六糸 |
| (3) 復興債券は | 年四分半ケ年複利 |
| (4) 割引債券第一回は | 最終利廻年四分半ケ年複利 |

第二回以後は次第に低率となつてゐる。

以上の比較によつて (イ) 勸業債券は郵便貯金より遙かに高利であり、普通銀行利子よりも上位にある。しかも廿圓券は年二回、十圓券は年一回、郵便局で利子を受取る事が出来るので確定収入

を計るための投資としても上乘のものである。

(ロ) 復興債券も年四分であるし免税であるから甚だ有利である。但据置利子のため確定利子収入を目的とする投資には適しない。然し乍ら、現金化する場合には、相場は常に利子を含んだ値段を示してゐるから、此點の不安はない。

(ハ) 割引債券は、中途に償還を早く受けたゞけ利子の他に當籤益があるわけである。

扱十七回に亘る割引債券は第一回の最終利廻四分を最高として、回を追ふて低率となつて來たので、之を郵便貯金据置利子三分三毛六糸と比較するならば、第一回より第七回の三分一厘迄が割引債券が勝り、第八回の二分七厘八毛以下は劣る。

尙債券を多數所持する場合には、割増金の當籤を平均した計算即ち割増金利廻五厘見當を採算値段に加味してよいと思はれる。

第二 割増金本位の投資定石

貯蓄本位に債券を所持して、當然に來る可き割増金抽籤を待つと言ふ態度は、最も正道と言ふ所であるが、何分債券の持つ魅力が全く此の割増金當籤と云ふ點にかかつてゐるのだから、色々な手段方法が講ぜられてゐるのは致方はない。而して當籤と決定すれば忽ち何百倍となつて最早普通の利息勘定では追付かない遙かに超高率の利殖となるのである。従つて種々の投資法を比較研究して當籤に近づき、一方餘りに投機的方法にかたよらない方法を薦めたい。

主なる投資の定石とも言ふ可き方法を掲ぐれば

(1) 當籤多數本位のもの

- 一、新券の初回抽籤は次回以後のものと比較して當籤數が數倍に達する特待がある。
- 二、繰上償還の場合は、發行當時の規定に従ひ當籤數を増加するが、最近のものは五倍乃至六倍の當籤増加である。

(2) 當籤率の高いもの

- 一、古い發行の債券程當籤率は高くなる。何故ならば、毎回償還されて行くので抽籤の通數は次第に減少して行くからである。換言すれば最終償還に近いもの程當籤率は高まつて行く。例へば割引十七回の第一回當籤率が三百三十三本に一本であるに對し、最も古い第四回債券は四本に一本と云ふ高率である。

- 二、一等當籤の金額少きもの程、二等以下の當籤通數を多くしてある傾向がある。即ち全部の當籤金額は大體に於て變りはないのであるから自然右の様になるわけである。

(3) 割増金全部當籤

債券は當籤したものでも割増金ナキ分當籤といふのがあるが、復興債券全部と、割引債券第一回だけは當籤したものには全部割増金が附く。割引債券は當籤すれば、ナキ分當籤に限らず、凡て券面金額廿圓の支拂を受けるから、含利子を差引いた當籤益が生ずる。之は一種の割増金と見

なす事が出来る。

(4) 當籤の原則

抽籤の方法は全く嚴正公平に取り行はれるのだから當籤の秘訣等特別にある筈はない。唯理論的な方法を考へて之に近づくより他はない。夫等當然の原則を擧ぐれば

一、一通よりも二通通と多數所持する程當籤に近づく。

二、長く所持する事は多數所持と同一の結果を得る。たとへ一通でも十年所持すれば二十回のチャンスがある。

三、共同で多數の債券を持つことは、率を高める所以である。

四、證據金だけで抽籤權を與へるのは各債券業者の營業とする所である。(證據金賣買の欄参照) 普通の場合と比較して十倍十五倍の抽籤通數を持つ事が出来る。

五、同番號の債券を所持すると當籤した場合その通數だけの倍數當籤となる。

六、連続した番號即ち連番、或は適當に飛んだ番號即ち飛番を持つ方法は、恰も網を張つて待機する方法である。

七、福合せの方法即ち債券は年二回の抽籤であるから六通の債券を適當に配合すれば毎月一回抽籤が楽しめる。

第三 利殖投資

債券の利殖投資は最近非常に進歩して來た。之は三つの理由がある。一は其の利殖研究が驚く可き程巧妙精緻になされて來た事と、二は債券店が進んで之等の新研究による新取引をどん／＼行つてくれるからである。即ち債券業者が利殖機關としての能力をよく發揮してゐるからである。三は債券自身に信用と色々の特質を具へてゐるからである。

一、債券は直ちに現金化する事の出来るものであるから、短期に利益を計る利殖投資物には洩向きのものである。

二、債券の持つ特質就中年二回の抽籤に人氣沸騰するのであるから、籤前には買出動殺到して値上りするのは毎回判を押したる如く、抽籤後は賣物續出して値下りする事も亦定例である。

此の人氣の裏を行つて抽籤後の安物を買ひ籤前の高き時賣りに出るのが、抑々利殖の第一歩であり、且つ又債券利殖の中心でもある。之は年二回の抽籤に従て年二回繰返して行ひ得る利殖の機會であるから利益も一種の債券で年二回であり、事實豫想が適中すれば頗る高率の利殖となる

三、利殖を計る機關は債券店を對手とするのであるが、債券店は少額の入金を以て、買付の約束に應ずるので、之を利用すると、資金の七倍、乃至十倍位の活用をなす事が出来、益々高率利殖を計り得る(同時貸付法)更に債券店は同番組を提供するとか、或は一定の會員を募つて共同投資を計る等もやつてゐる。利殖の他に抽籤權及び利子の支拂を受ける方法をとれば所謂、二段利殖、三段利殖となる。

四、利殖は斯様に色々の方法があり、見通しさへ間違ひなければ頗る高率利殖たるに間違ひはないが、萬一見込違ひをすればどうなるか、即ち買った時よりも賣る時になつて下落したならばどうなるか。かゝる時は次に値上りする迄持續けるが一番安全である。世間には、値下りには慌てゝ賣り、高くなれば買進む。之は本當の利殖の精神から言へば逆である。値下りは必ず返動高の前ぶれであるから、デット持續く可き時であり、高値はやがて下落の前提である。債券は大體籤前高の籤後の下落、夏枯れ秋高冬高相場と云ふ季節的變動を繰返すものであるから、此の値上り値下りの見通しこそ利殖の秘訣である。更に一般財界の動向や、券界の情報、各回債券の特質研究就中時價の検討によつて元金と舍利子を計つて採算價値を見積らねばならぬ。

五、債券店の取扱ふ鞘取り賣買は多く保證買戻賣買法によるから、萬一大暴落を招いて利子を繼ぎ足しても尙見込なき場合には、出資金を見限る他はない。斯る場合株式の如く元も子もなくして更らに自己の財産を提供するものと違つて、出資金の損失だけで責任を終るのである。之の點がいさゝか投機とは異なる。更に株式投機と異つて先物賣買を許さず必ず現物賣買であり、證據金の買付でも、先物賣は許されないから、常に値上りを見越す買方一方の利殖法である。従つて鞘取り利殖は素人でも少しの研究で行ひ易いが、債券店の商報だけでは不充分であるから、新聞、雜誌専門の書籍等によつて、公平なる見方をとらねば、鞘取りが却つて鞘取られに終り易い。

第三章 債券の買方、賣方、利殖

第一 新券の買方七種

新しい債券が発賣されるや、全國の人心は新券に集中され、中には舊券を処分して迄も新券購入に狂奔する。従つて新券購入は仲々困難になつて來たが、發賣後直ちにプレミアムのつく有様であるから、誰しも新券買出動に出るのは當然である。次に左記の各方法を併用するならば効果的である。

- 一、日本勸業銀行本店支店及指定された出張所にて買入れる。最近ハガキ申込によつてゐる。
- 二、右銀行の別動隊とも見る可き日本勸業證券會社の本店支店でも同様の發賣法によつてゐる。
- 三、一般債券店の中有力な債券店は何れも日本勸業銀行から多數の分譲發賣を委託されてゐるからかねて有力債券店と取引又はその案内商報を請求して置いて、その發賣に従つて買入れる。
- 四、一般の銀行にても賣出すから、かねて必要額だけの特別當座預金（十圓以上なら何時にても出來る）をして置くこと。
- 五、郵便局では最も多數の發賣があるが之は當日早朝窓口賣出である。
- 六、郵便貯金にて買入れる方法もある。即ち貯金帳を以て、發賣發表後速かに申込むと一人一枚に限り購入が出来る。

七、新券購入票による買入れは最も確實である。之は繰上償還債券の償還と引換へに希望によつて新券購入票を交付されるので、之によつて新券購入の優先權が認められてゐる。之は償還債券所有の通數だけは何通にても手に入れる事が出来る。廿圓券は二枚分に勘定される。

●特約預金制度は元來勸業大券にのみ用ひられてゐたものであつたが、昭和十一年十月の第五十五回廿圓券の繰上償還から、勸業小券にも適用五十通に限り優先權を特約したものであつた。然るに新券購入票制度が出来たので此の適用は中止される事になつた。

第二 債券賣買の機關

債券賣買の方針 債券の種類は現在七十四種（九月現在）あつて各々特色を持つてゐるから、賣り方、買方共に研究を要するが、大體三つの部門に分けられる。即ち 一、當籤を主とする場合には當籤率の高いものを選び 二、貯蓄を主とするものは利廻りの良きもの 三、利殖を主とする場合には、將來値上り確實なものを選定する必要がある。然し何れにせよ、賣買の機關を通じて行はれるのであるから、最も確實信用ある取引を選び、愛券家より多額の手數料を取る債券店をさげ、或は不正なる手段に乗ぜられない様に種々の細心なる用意が必要である。

債券賣買の機關は大別すると郵便局と債券店である。

- 郵便局窓口賣買 郵便局は債券の賣買、保管を取扱つてゐる、此等の業務を列挙して見ると、
- 1) 新券窓口賣出し。

(2) 郵便貯金十圓五十錢以上の預金者に新券一人一枚を限り證券購入保管請求書の申込によつて發賣。

(3) 其他一般債券の賣買共に時價によつて取扱ふ。

(4) 新券は勿論手持債券の保管に應ずる。保管の利益とする所は、當籤又は事故を代理し、利子は受取つて郵便貯金に拂込むし、災害、盜難の不安がない。

債券店 或は債券問屋とも稱してゐるものもあるが、個人經營のもの、株式會社のものもあつて、債券賣買の中心機關である。有力なる債券店は勸業銀行の委託を受けて新券を賣出し、一般債券の賣買に従事するが、斯業に關する研究發達は頗る隆盛を極め、各種の高率利殖法や、多角的利用法を案出してゐる。一般大衆の投資利殖の中心的機關であるから其の健全なる發達を希望すると共に投資家は最も堅實な信用ある債券店を利用せられたい。

債券現物團 債券業者中には、相協力して、債券現物團を結成し、債券の交換會を開き、仲値表を發表してゐる。現行法では未だ債券専門の取引所がないので、現物團が之を代行してゐる形である。主なる現物團を左に擧ぐれば、

一、關東債券現物團 昭和六年東京市及び横濱市の有力なる債券業者によつて結成せられた團體で現在團員廿八名である。

二、關西勸業債券團 昭和十二年二月一日從來鼎立状態にあつた關西債券現物團と日本債券現物團

と大阪債券現物團の三者が大合同團結したもので、團員八十七名を擁し、その歴史の古い點と團員數の多い點で常に他の現物團を壓し、其の交換會の出來高は全國的に波動を及ぼしてゐる。

三、九州債券現物團 昭和九年三月結成團員十七名。

四、四國債券現物團 昭和十二年五月結成團員十三名。

交換會 關東債券現物團は毎週三回月曜水曜金曜、日本勸業銀行に、關西勸業債券團は毎週二回月曜及木曜、日本勸業銀行大阪支店に、九州債券現物團は毎週二回月曜木曜、日本勸業證券會社福岡支店に於て債券の交換會を行ふ。交換會は先づ第四回債券から上場されるが、團員は賣値又は買値を發聲して相手方を求め、相互に賣値と買値を呼ぶ中に漸次歩みよつて合致した時賣買が成立するのである。成立するや賣方は五日以内に現物を買方に渡さねばならぬ。一般の證券株式取引と異つて必ず受渡を履行し、所謂現物賣買であるから、交換會と云ふのである。

仲 値 勸業債券の賣買値段は仲値を以て發表される。現物團は其の名によつて標準仲値表を主な新聞紙に發表掲載する。仲値であるから實際の買入れには仲値より十錢位の高値であり、賣却の時仲値よりも十錢位安く引取られる。

手数料 債券の賣買に際し、債券店又は郵便局に支拂ふ料金である。多くは一分位の見當である。即ち廿圓券は廿錢、十圓券は十錢、五圓券は五錢位、郵便局に委託して賣却又は購入する時は廿圓券廿錢、十圓券十五錢、五圓券十錢の規定である。郵便局の證券保管料金は此の手数料と同額であ

る。新券の購入は勿論賣出中は無手数料である。多額の賣買には債券店に交渉して適當の値を定め或は交換會へ提供を依頼する方法もある。

現物賣買 債券と其の代金とを引換へる方法で、最も普通に簡單に行はれる。之れ債券は無記名式證券で現金同様のものであるから、所有權移轉が簡單に行はれるのである。一般業者と顧客との、現物賣買に店頭賣買と通信賣買の二つがある。

店頭賣買 債券店で直接賣買する事、債券店の信用状態を知り、最新の相場によつて賣買し得る得點がある。

通信賣買 地方遠隔の地にある場合等代金を送金して買入れ、或は債券を郵送して賣却する。手数料の他送料送金料を要する。

成行注文 債券の賣買に當つて萬事債券店に一任して最も有利なる時に賣買をなす様に注文する事指値注文 何程以上とか以下とかの値段になつてから賣れ又は買へと指定する事である。

委託賣買 債券店に委して賣買する事、或は債券店に委託して交換會で賣買する事である。但し數量は債券店によつて異なるが一口五十通以上位を取扱ふ。

月賦販賣 債券の月賦販賣は一時大流行を極めたが、一部不正業者があつたため一般に禁止され、今日では日本厚生株式會社にのみ許可されてゐるに過ぎない。而して非常な制限を加へてあるので毎月小額の現金を強制貯蓄すると云ふ意味の他、本來の妙味は失はれてしまつた。

債券相場 債券相場は、勿論債券に對する一般の需要供給によつて定まるのであるが、直接には債券現物團の交換會を通じて定まる。即ちその發表する標準仲値表に現はれる。而して其の値段を動かす原動力は

一、一般經濟界財界の變動に追隨する事は勿論の事である。

二、債券の利廻りは特別に郵便貯金の利子を基準とされるので、郵便貯金の利率は債券値段の決定に重要な役目を持つてゐる。

三、債券獨特の條件によつて起る變動で之は定型的な變動であつて、定石とも云ふ可きものである。主なるものは、抽籤月、利渡月、初回抽籤、繰上償還等を原因として値段が動くのである。

第三 債券利殖の仕方

擔保貸付 債券の金融は此の方法によつて行はれる。即ち自己所有の債券を抵當として銀行又は債券店から貸付を受ける方法で、手續は借用證書と債券とを借主に提出して、現金と預り證を受取る金額は普通時價の九掛け位で、利子は金額によつて異り日歩二錢内外百圓未滿は月利一分位、期間は九十日位が普通である。勿論利子を支拂へば延期又は書換へによる再度契約が續行される。債券に附く利子と割増金當籤は自己に所有權があるのは勿論である。

此の擔保貸付の事を債券店は、簡易貸付、又は甲種貸付、A式貸付、A型貸付等と便宜上呼んでゐる。何れも異名同種で金融を目的とする貸付である。

同時貸付 債券の買入れと貸付を同時に行ひ、現金の支拂は其の差額を以てする方法である。例へば現金十圓を以て十圓券の債券を買入れ、直ちに其の債券を擔保として貸付金額を受くる代りに、始めからその差額を現金で支拂つて買付と貸付は書類の上で決済を終る。今假りに八掛半の貸付を受け得るものとすれば、一圓五十錢の現金で十圓券一枚の同時貸付となるので、現金十圓で十圓の債券七枚の同時貸付の契約をする事となる。つまり之は資金を七倍に活用した事になるのである。勿論之には利子を支拂ふのであるが、値上見越しが適中すれば七倍の利益となる。契約は短期で年數回行ふから、其の度に適中すれば、その高率利殖となる事は驚く可きものとなる。しかし反對に券價暴落すれば損失も亦七倍になる恐れがある。此の同時貸付は主として値上りによる買付値段の差額の利得を主眼とするが、或は三段利殖に乗換へを許す債券店もある。

鞘取賣買 抽籤を度外視して、買値と値上りの差額を利得する事を主眼として行ふ方法で、現物を以て行ふ事は勿論出来るが、大多數は同時貸付の如く高率利殖の手段を利用する。

豫約賣買 最小の資金を以て、一回の抽籤権を獲得する賣買の方法である。各債券店により多少の變化はあるが普通行はれてゐる所は、翌月に抽籤の行はれる債券を小額の保證金を以て賣出す(即ち豫約賣)。(割引債券、復興十圓券等は一通四十錢、十通三圓五十錢位)

顧客は此の保證金(手附金とも云ふ)を出して買付ける(即ち豫約買)然る時は賣買成立の、債券の回別、組別、番號等を記載した契約書を受取る。而していよいよ抽籤が行はれた後、當籤す

ば割増金を受取り、契約した債券は殘金を入金して引取り、或は、解約するも自由である。解約すれば始めの證據金は放棄する事になる。

結局以上の例を以てすれば、僅か四十錢を以て一回の抽籤権を實行する事になるわけで、稀に一等當籤の實例を見た。當籤すれば之程高率利殖はあるまい。之の方法は合法的に考案された一種の當籤に類するものである。

但代金殘額を支拂つて債券を引取つた方が利益がある場合には、現物を引取り之を賣却してもよい。例へば値上りの場合とか、抽籤後利子支拂の金額を計算して見るとか、繰上償還債券の場合には新券購入の場合のプレミアムを考慮して見る必要がある。

買戻保證賣 翌月抽籤債券を手附金の入金で賣り、買方の希望により抽籤後必ず買戻を保證する賣方で豫約賣買の一種である。或は之を證據金契約賣買とも言ふ。何れも高率當籤本位の賣買法である。

三段利殖 債券の利子は勿論獲得し、抽籤を楽しみ、値上りの場合には好機を逃さず賣却して三段の利殖を計る方法である。同時貸付から此の方法に乗換へる場合若し見透し通りに値上りした場合には誠に大きな高率利殖となる。割引債券は利札がないから三段利殖とは云ひ難いが、期間の経過と共に利子を含んだ高値に進行するから意味は似たものである。

共同購買會 一人の資力よりも多數の資力を合せて當籤なり、利殖なりを規つて、債券の共同購入

を行ふ方法である。知友相計つて行ふ場合もあるが、信用ある債券店には、積々として會員が幾組も出来てゐる。

共同投資の利益とする點は 一、多數買付により手数料の低廉 二、當籤率の研究より見れば多
い程効果的であるから當籤率が高くなる。併し乍ら當籤しても均等に利益が配當されるので、餘り
大きな會員組織は興味がないので一定の會員數に達すると組織を新にする方法をとつてゐる。一年
二年の長期共同購買會と翌月抽籤債券を目的とする短期共同購買會もあり、共同投資には現金を以
てする場合の他手持債券を代用する事も出来る。又利殖本位の場合及び當籤本位の場合には、何れ
も、證據金のみ的小額投資を以て足り、債券店の中には、或る定額迄の責任保證をとる所もある。
日 歩 貸付利子の歩合で、一ケ年の利子歩合は年利或は利率で現すが、一日の利子の計算は日
歩何程と云ふ。而して日歩は百圓につき一日の利子歩合を云ふ。即ち日歩一錢と云ふ時は百圓に付
一日一錢で之を換算すると月三十錢年利三分六厘五毛に當る。

第四章 債券記事の見方

第一 發行條件

券 面 廣狹二様に使用されてゐる。廣い意味では債券の表面及び裏面の事であつて、表面には
價格、回別、番號等が記載され、裏面には償還の事等が記載してある。是等記載してある事を券面

記載事項と言ふ。狭い意味に使はれる場合の券面とは券面金額の略稱である。

券面金額 券面に記載された其の債券の價格を言ふ。勸業債券と、復興債券は拾圓券は拾圓で發賣
されてゐるが、割引債券の券面金額は凡て廿圓だが、賣出された時の價格は拾圓である。此の券面
金額の事を額面金額とも稱されてゐる。

券 種 債券の種別のことを言ふ。券面價格から見れば勸業債券の廿圓券、十圓券復興債券の十
圓券、五圓券、割引債券の廿圓券等五種別があり、一等割増金額から券種を見れば三千圓物、二千
圓物、千圓物等がある。其他利率から券種を分つ事もある。

券 別 債券は回数順を追つて發行されるが、その各回別の事を券別と云ふ。割引債券は第一
回より十七回迄の券別があり、勸業債券は四回より九十四回迄、復興債券は第一回より十一回迄の
券別がある。

券 歴 發行された各回の債券が今日に至る迄の経過を言ふ。

券 史 債券全部の歴史で、債券史の事である。主要なる事項だけをとつて一目明瞭ならしめた
表を債券年表と言ふ。

賣出價格 勸業銀行から始めて賣出される時の債券の價格を言ふ。勸業債券と復興債券は券面金額
即ち賣出價格であるが、割引債券に限つて券面廿圓、賣出價格十圓である、此の割引債券一回分の
賣出價格を賣出價格總額と言ふ。従つて券面金額總額は、賣出價格總額の倍に當るのは當然である

發行 公債や社債の賣出しの事を言ふ。本書に云ふ債券の發行は日本勸業銀行が特殊法律の規定に従つて行ふものであるが、割引十五、六、七回の實際を見るに、五月九日には早くも新聞紙上に内報され、五月廿三日新聞廣告、六月七日より十二日迄賣出が實施された。

同時發行 割引勸業債券第十三回及十四回の兩回の如く同時に發行されるものを云ふ。割引十五、十六、十七回も亦同時發行であつた。同時發行は、同條件のものが同時に發行されるのであるから之を合併して發行されたものと實際上には變りはない。たゞ取扱上の便宜によるのである。

缺番發行 勸業銀行は債券を賣出して、若し、賣出期間内に満額に達せず、賣残りが生じた場合には、其の分だけは社債原簿に缺番とする。此の缺番發行は、抽籤の數の中には矢張り加へられるのであるが、當籤に該當しても無効とする事になつてゐる。

發行條件 債券の發行される時の條件を言ふ。廣義に言ふ時は、利率、課稅額、割増金規定等の他償還條件等債券發行に於ける一切の條件を含めた場合にも使はれる。

發行通數 發行された債券の枚數を言ふ。略して單に通數とも呼ぶ。初期の頃は一回の發行通數五萬通宛が多かつたが、次第に増大し最高百廿萬通（第七十五回及第七十六回券）のものが出來、割引債券十五、六、七回の如きは百萬通三回同時發行のため、合計三百萬通發行された。

組數 一回の發行通數の少額なる場合は全部を一組とするが、多額になると組別を作る。大體十萬通を一組とする場合が多い。之は抽籤の便宜の爲めである。七十五、六回券は各十二組、割引

債券の最近のものは各回十組である。償還數並に割増金割合等は一組に於ける基礎數で現はされる場合と一回分の場合とあるから、區別を注意する必要がある。次に組數の多いもの程同番組の利用性は高くなる。

第二 償 還

償 還 債券の元金が返済されることを言ひ、債券の償還は抽籤により、抽籤の翌月に償還される。但し抽籤の最終回が済めは残り全部が返済される事は勿論である。

償還方法 原則としては抽籤による定期の償還の方法をとるが、近來繰上償還が盛んに續行中であり、此の他勸業銀行は買入償却の方法もとる可き事を明示してゐる。

定期償還 債券は通例として年二回以上定期に償還される。之を定期償還と云ふ。現在發行されてゐる債券は、全部年二回の定期償還中である。中には多少の例外があつた。例へば第八十回債券は抽籤九回迄は年四回十回以降は年二回と云ふが如きである。

償還期間 債券が發行されてから償還される迄の期間を言ふ。勸業債券は大體四十ヶ年復興貯蓄債券は十七年六ヶ月で一定してゐるが、割引債券は各回異り第一回の十七年三ヶ月を最短期として、次第に回の進む毎に年限延長となり、最近の第十七回債券は卅二年三ヶ月の長期に及んでゐる。

償還年月 債券が返済される年月で、之は債券發行の時に明示されてゐる。正確に云へば最終償還年月の事である。

償還額・償還數 償還される金額。償還數はその通數の事である。償還額又は償還數の多少は債券の相場を判断する一資料である。

償還抽籤 償還を決定するために行はれる抽籤を言ふ。

最終償還 最後に返済される償還の事で、此の場合には、

一、勸業債券は券面金額と残存利子を支拂はれる。

二、割引債券は券面金額の二十圓支拂。

三、復興債券は含利子と合せて二十圓支拂。

定期償還と最終償還の割合 初期の債券は毎回定期の償還數も最終回の分も同じ數であつたが、段々定期に毎回少額の償還をなし、最終回に多額の償還數を残す様なやり方になつて來た。此の割合は當籤率に大きな關係がある。

均分償還 毎回償還される通數が最終回迄同數の場合で勸業廿圓券は之の均分償還法によつてゐる定期償還總數 定期に償還される通數を合計したものである。均分償還の債券は、全部の合計と定期償還總數は同一のものであるから、此の研究の必要はないが、均分償還でない債券は、最終回の償還數を算出し比較するために必要である。

最終償還數 最後の回に償還される通數のこと、均分償還では毎回の償還數も最終回の數も同じであるが、均分償還でないものは最終回償還の通數は最近發行物になるに従つて増大して來てゐる。

例へば復興貯蓄第一回債券は定期償還總數十七・五パーセントに對し最終回償還數は八十二・五パーセント第十七回割引債券は一九・二パーセントに對し八〇・八パーセントである。

償還條件 償還の期間や回数、定期償還や最終償還、繰上償還等、償還に關する色々の約束。

買入償却 償還の變則的なやり方である。之は債券の時價が甚だしく下落して券面金額以下になる

場合等に、勸業銀行は買入れて償還と同様な手續をとるのである。絶大なる資力を有する勸業銀行の事であるから、甚しく暴落して採算上有利となれば必ずや買入動するに違ひない、之れやがて如何なる場合と雖債券は採算以下には仲々暴落しない事を物語るものである。

借換償還 高利若しくは好條件の債券を償還して、之に代る低利低位の條件の新券を發行することである。最近の繰上償還は此の借換償還の一種と云ふ事が出来る。

臨時償還 償還規定を變更して臨時に償還すること、繰上償還と同じ。

繰上償還 債券發行の當初償還年月を明示すると共に、繰上償還を行ふ事あるやも知れない事を發表してゐる。然し明治卅一年以來實際には、嘗て行はれた事はなかつたが、昭和十年突如として第一次の繰上償還が發表され、引續いて本年に至り合計七回も發表された。一般的には第一回以後第一次第二次と云ふ工合に繰上償還を數へられてゐる。

1、繰上償還の理由 勸業銀行は、債券の賣上金額を以て、公共團體や、農業者に貸付てゐるのであるから、其の返済を受けると期限が來なくても繰上償還を行ふのである。他の理由は、低金利

借換のために行ふのである。即ち昨年以來政府の低金利政策に追隨して、其の貸付利率の引下げを行つた。従つて其の資金である債券も利率を引下げる必要を生じたので、従来の比較的高利のものから順次繰上償還を行ひ、低利な割引債券を新に發行して之を補つてゐるわけである。

2、繰上償還の利益 繰上償還によつて利益を受くるものは、勸業銀行である事は言ふ迄もない之を一般愛券家から見ると

イ、繰上償還に際しては、平常の割増金よりも五倍乃至六倍も高率にして償還されるから、割増金當籤を規ふ愛券家にとつては好機逸す可らざるチャンスである。

ロ、繰上償還と同時に新券購入票による優先権が與へられてゐる。

3、繰上償還による損失 繰上償還は全く、豫期せざる究發的な償還であるから、之を貯蓄投資の目的のために所持してゐた愛券家には計割の中途挫折と云ふ不利があり、又繰上償還は券面金額で償還されるのであるから、時價が高い時その差額だけ損失となる。

4、繰上償還の豫想 繰上償還は勸業銀行本位で行はれるのであるから、之を愛券家側から見ても最も有利なものから償還される事は明白である。之の點から推察を下げば次回の繰上償還の豫想がつくわけである。

繰上償還割増金追加基準 債券發行の際に繰上又は臨時償還をなす場合に、追加すべき割増金規定のことである。之は終回迄に支拂はれる可き割増金の一部を一度に支拂はれるので其の割合は、各

債券の解説に記載して置いた。

現在償還數 現在迄に償還された通數の合計を言ふ。之を算出するには、毎回の償還數に現在迄に償還された回數を乗ずる。

未償還通數 未だ償還されずに残つてゐる通數のこと。

未償還現存數 未償還通數と同じ場合であるが、缺番のある場合は缺番を差引いた數を言ふ。之の調査は、實際の通數を知つて、所謂需要供給の經濟法則による値段の變動を豫測するに必要である之を推定殘存數とも言ふ。

償還元金 償還される金額の總額の事。繰上償還の場合は未償還總額の意味となる。

第三 抽籤

抽籤 債券の償還及び割増金を決定する爲に行はれる籤引の事であつて、現在各債券は各々年二回抽籤が行はれる。

抽籤日 毎月一日、但正月に限り六日、尙日曜祭日に當る時は、何れも其の翌日と言ふ事になつてゐる。

抽籤方法 當日は午前九時から日本勸業銀行構内の抽籤場に於て、大藏省監理官、銀行重役立會の下に抽籤が執行される。尙公平を維持するために新聞記者及一般參觀人の入場を許し、其の面前で執行されるのである。掛員は、抽籤器の中にその執行される債券の一組分の通數と同數の番號を附

してある球を入れ、抽籤器のハンドルを握つて廻轉させ、中の番號球がよくかきまはされてから、廻轉を止め、番號球取出棒を出口に差入れて番號球を一つづつ取り出すのである。

而して各債券によつて當籤の方法を決めてあつて、例へば割引債券第一回では、第一番目乃至第二百番目に當選した番號の債券（五組にて一千通）に一等割増金を、第二百一番目乃至第五百番目（五組にて一千五百通）に二等を添付と定めてある。

第三十一回債券の例を舉ぐれば、「第一番乃至第五番に當籤したる債券（二組にて十通）に割増金一等各一箇以下順次に添付し第五十番に至るものとす。第二回目以後も之例に準ず」とある。

右の様に第一番目を一等當籤とし、以下、割増金の添付の數に従つて等級を決定し、一組の當籤を以て他の組にも通用される。

扱掛員が球を取出すや高い聲でその番號球の番號を讀上げ、検査員は之をよく看視し一方では夫を紙に書いて張出す、更らに其の番號球はガラス張の箱に順序正しく並べて參觀人に見せるのである。斯様に債券の抽籤方法は正確公平で批難の打ち所はない。

抽籤器 抽籤に用ゆる器具を云ふ。之に二種あつて、勸業債券第二十二回迄の抽籤に用ひられるものは太鼓型抽籤器で、高さ五尺五寸、直徑四尺五寸、幅二尺程あつて、その全面に金網を張り鐵で造られた太鼓の様な形をしてゐて、高さ三尺五寸位の木製の枠の上に据え付けてある。

第二十三回以下の抽籤に用ひられてゐるのは柵型抽籤器で前者よりも餘程小型なもので、高さ四

尺直徑二尺二寸四分の鐵骨正方形で四面に厚いガラスを張つてある。

番號球 抽籤器の中に入れてある球である。之にも二種あつて、太鼓型抽籤器に使用されるものは木製で、直徑五分厚さ三分五厘で柵型抽籤器用のもはアルミニウム製で直徑四分厚さ五厘で丁度五錢白銅貨に似てゐる。之等の番號球には、何れも債券と同じ番號が刻印されてゐる。新券が發行される毎に一組の通數と同數の番號球が新に作製され、當籤したものは其度毎に廢球として取り除き、残つたものだけで抽籤を進めて行く。一回の抽籤が終了するとズツク製の布袋に入れ重役と主任課長が封印して金庫に藏置して最も慎重に取扱はれてゐる。

初回抽籤 第一回抽籤の事で、之は第二回抽籤以後のものと比較すると、數倍の割増金附であるから初回抽籤前には特に人氣があるのは當然である。

最終抽籤 一番最後の抽籤の事で、此の最終抽籤が終ると、翌月債券の元金及利子が支拂はれるが若し其儘放置して十五年を経過すれば、無効になり利子は五ヶ年後無効になる。

抽籤月 各債券には夫れ夫れ年二回の抽籤すべき月を定めてある。之の抽籤月は債券の値段に多少の影響があり、夏枯れ時期よりも秋冬の好期に抽籤月のあるものが人氣があり、抽籤月が重なつてゐるものより、少い方が需要供給の經濟原則上値が高くなる。

抽籤回数 初回抽籤から最終抽籤迄に行はれる抽籤の回数である。勸業債券は抽籤回数八十回、復興債券の抽籤回数卅六回、割引債券は第一回は卅六回の抽籤回数を最短として次第に償還年限の延

長と同時に抽籤回数を増大し第十七回は六十五回に及んでゐる。

現在抽籤回数 次に行はれる抽籤が第何回目であるかを示すものである。之によつて現在迄の償還数を知り現存債券数を知る事が出来る。

償還差益 償還を受けたために買入れ元金と券面金額との差益を受けた事を云ふ。

償還差損 買入れ時價が償還に於ける券面金額以上の場合に受ける差損である。

第四 當 籤

當 籤 抽籤に當つた番號の債券を云ふ。

當籤發表 抽籤場に於て抽籤に當籤するや、即座に一々呼び上げ且之を揭示して發表するが、更に同日午後七時のニュース時間にラヂオで放送される。又官報、新聞にも連報し、日本勸業銀行發行の月刊雜誌「債券月報」及び債券時報號外（當籤番號表）には全部掲載される。

是處に最も注意すべき事は、ラヂオ又は新聞等の發表は極めて少い一部に過ぎない事で單に一等二等、三等位に止まるのである、之は是非ナキ分當籤迄の全部の當籤を知るために、日本勸業銀行の月報又は時報の號外か何れかを見るときか、或は正確なる調査を依頼する必要がある。

當籤効力 當籤した債券は十五年（利子は五年）迄効力を有し、之を過ぎると無効になる。元金のみならず割増金も十五年要求しなければ、支拂要求の權利を失つて無効になる。此の無効を宣告される債券が年々巨額に達し、當籤して其儘になつてゐるものが、非常な數に上つてゐる。

割増金當籤 當籤に割増金當籤とナキ分當籤の二種がある。割増金當籤は、一等以下所定の割増金の附く當籤である。之に當籤する時は元金と共に待望の割増金の支拂を受ける。

ナキ分當籤 正確に云へば割増金ナキ分當籤であつて、之に當籤する時は元金及利子の支拂を受け割増金はつかないものである。一、割引債券のナキ分當籤は、券面金額廿圓の支拂である。二、復興債券の當籤は全部割増金付でナキ分當籤はない。三、勸業債券には、その券種によつて割増金附とナキ分當籤との割合は色々である。

當籤率 抽籤する債券の中で償還に當籤した債券の割合である。其の算出法は、未償還現存数を償還一回分の通數で割る。そうすると何本に一本當籤するかと分るのである。

割増金當籤率 當籤率は、割増金がつくのも、ナキ分當籤も區別することなく計算するから、正確に云へば償還當籤率である。

割増金付の債券のみの當籤率を見る時は、所謂割増金付當籤率である。更らに之は細かに計算すれば、一等割増金の當籤率、二等割増金の當籤率等を算出する事が出来る。之等の計算法は未償還現存数を割増金付通數、或は一等割増金通數で割ればよい。

當籤益 抽籤に當れば、割増金の利益は勿論であるが、此の他に元金取得で利益を受ける事がある。之を當籤益と云ふ。例へば割引債券は當籤すると、券面金額二十圓の支拂を受ける。

此の中十圓は買入れた時の元金である。後の十圓は最終償還の時迄の利子である。故に元金と償

還を受けた年月迄の経過利子を差引けば残りが當籤益となる。尙勸業債券を券面金額以下で購入し券面金額の償還を受けた場合も當籤益が出る。當籤益は償還差益と同意義である。

當籤損 券面金額以上で購入した債券がナキ分に當籤すれば、券面金額で償還されるので、即ちその差額だけ損失となる。

第五 割 増 金

割増金時効 時効とは、法律上認められた、ある一定の期間内に限り効力を認め、その期間後は効力を失する事を云ふ。割増金時効は満十五年であるから、抽籤に當籤した割増金は翌月の償還開始から數へて満十五年を経過すると請求権がなくなる。

割増金割合 抽籤一回に於ける割増金の箇數、金額、等級等を比較した割合を云ふ。

割増金利廻 (一)割増金を取得した場合買入値段から見てもその利益の年利を計算したものである。計算法は、割増金を買入値段で除せば割増金利廻りがわかり、更に所持してゐた年限で割れば一年の利廻りがわかる。

(二)更に廣義に解すれば、ある一種の債券全部に附加されてゐる割増金總額を算出して、債券發行金額で割れば、その債券の平均割増金利廻りがわかる。多くは五厘乃至一分に接近した利廻りに當つてゐる。従つて債券の價值を精確に見るためには利子の他に此の利廻りも計算に入れてよい。但し之は全部若しくは大量買入の場合でなくては實際には役に立たない計算であるが、市場に於

ける時價の決定には、此の見積りが含まれてゐると見なければならぬ。

第六 利 率・利 廻

利 率 元金に對して附加される利子の一年間に於ける割合で、之に單利と複利がある。即ち利率を一年毎に累計する時は單利であり、その累計の度に利子を元金に繰入れて又利子を附する計算を複利と言ふ。今十圓の元金を年一割の利率を以て計算すれば十年後は元利合計廿圓となり、之を複利計算とすれば廿五圓九十三錢となる。半ケ年毎に複利の計算をすると六十七圓二十七錢となる郵便貯金は一ケ年毎に複利計算をなし、債券及び銀行預金は半ケ年複利計算である。

税引正味利率 勸業債券の利子金額即ち税金から税金を差引いた正味手取りの利子の割合を云ふ。

利 廻 買入値段、又は時價に對する利子の割合を言ふ。債券は常に價格の變動があるから、その變動毎に利廻りを計算せねばならぬ。利廻りの計算は利子又は税引正味利率を時價又は買入値段で割る。如何に利率が高くても買入値段が高ければ實際の利廻りは低いかも知れず、利率が安くても安い時價であれば案外好利廻りとなるかも知れない。之等の計算には税引正味を以つてし尙勸業債券の時價は経過利子を含んでゐるし、割引債券と復興債券は、時價に含利子が加はつてゐるから、之等のもろを凡て差引いた裸値段を見て、其の利廻りを計算する必要がある。

据置利子 復興債券利子支拂方法であつて、償還迄利子を据置き、支拂ふ時は、年四分の利率で半ケ年毎に複利計算の方法による。

勸業債券第廿三、廿四、廿五回は三ヶ年据置である。年三分六厘半ヶ年毎に五分複利計算法をとつてゐるので、三年後受取る時は年利にして三分八厘に當り、課税金を差引けば年三分三厘に當る。含利子 時價に元金の他に利子を含んでゐる場合を言ふ。元金だけの値段の事を裸値段と言ふ。勸業債券は凡て含利子の時價で取引される。

経過利子 利子のつき始めた時から支拂期又は現在迄の期間に累積された利子を言ふ。

月割利金 勸業債券、及復興債券が臨時償還される時は、規定の利渡月に達しない場合に、月に割つて計算される利金を言ふ。

利渡月 利子支拂の月で、債券發行の當初に定めてあつて、十圓券は年一回、廿圓券は年二回支拂はれる。復興債券と割引債券は償還の月が、利渡月になるわけである。

利子時効 利子は支拂はる可き時から五ヶ年は請求權があるが、之の期間を過ぎると時効にかゝり無効となる。

最終利廻 割引債券の利廻りに使はれるが、割引債券が最終回に償還される時の利廻りである。割引債券所持者の最も不利なる場合の利廻りである。

第七 課 税 金

免 税 割引債券と復興債券は共に免税の特典を得てゐる。

現行税制と改正税制 勸業債券のみは、其の利子に對して課税されるが、此の課税は昭和十二年三

月迄には現行税制が實施され、四月から向ふ一ヶ年間は臨時に改正税制による。一ヶ年過ぐれば別段の改正なき限り現行税制に還元される。何れにせよ、一般債券と同じく資本利子税と第二所得税段の二種が合せて課税される。但資本移轉税は債券には課税されてゐない。

資本利子税 現行税制に従ふと利子金額の千分の廿で、四月から實施された改正税制は千分の四十で、十割の増徴である。

第二所得税 昭和十二年三月迄支拂はる可きものに對しては、現行税制により利子金額の千分の五十を、四月以後を支拂期とするものに對しては、改正税制により千分の七十五を課税される。

尙計算法は凡て一錢以上の厘位がついた時は厘位は切棄て一錢未満は一錢に切上げられる。

税引正味利金 勸業債券の利子を受取る時は、その利金から、資本利子税と第二所得税を差引いて支拂はれる。課税金を差引いた残りの正味手取金を税引正味利金と言ふ。

債券相場常用語小解

ア行の部

愛券家(アイケンカ) 債券に興味的愛着を持つ人。債券所持者にも普通に愛券家と言ふ。

秋高相場(アキタカソウバ) 一般證券界は固より商況一般と等しく債券も夏枯れの時期を過ぎて秋になると相場は高くなる。

足取り(アシドリ) 相場の高くなる経路を上足取りと稱し、下落の経過を下足取りと言ふ。此の相場騰落兩者の動きを合せて足取りと言ふ。此の足取りを線に現したのが足取表である。又相場騰落の歩調を、歩み(アユミ)と言ふ。

頭金(アタマキン) 證據金の事。擔保貸付を受ける時其の擔保債券の時價と貸付金の差額。

頭打ち(アタマウチ) 上足取を辿つてゐた相場が頂上に達し下向く場合をいふ。

灰汁拔(アクヌケ) 悪い條件が一掃されたこと。

悪材料(アクザイヤウ) 相場を下落させる情報や新事態。

一服状態(イツブクジヤウタイ) 賣買が盛んに行はれた後の閑散状態又は相場の動きが激しかった後の沈滞状態。

嫌氣賣(イヤキウリ) 見込み違ひ等のため嫌氣を生じて賣り放す事。多少の損失を顧みず賣り放す

場合は嫌氣投である。(厭氣とも書く)

嫌氣筋(イヤキスヂ) 思ふ様に相場が動かないために嫌氣になつてゐる方面。

上放れ(ウハバナレ) 前の相場よりも、意外の高位になつたこと。

上向き(ウハムキ) 相場が騰貴の氣勢にあること。

上伸び(ウハノビ) 相場がズン／＼高位に進むこと。

上廻る(ウハマハル) ある時の相場よりも値段が上にあること。

上這ひ(ウハバヒ) 相場が上ること。

賣り叩く(ウリタタク) 値を崩すために、いくらでも安値で賣りだすこと。

賣隙かす(ウリスカス) 手持債券を賣つて減らすこと。

賣焦る(ウリアセル) 賣り急ぐこと。

賣崩し(ウリクツシ) 相場下落の目的で多数又は、連続的に賣ること。

賣込む(ウリコム) 腰を据へて賣ること。

賣抑へ(ウリオサヘ) 賣りに出て、相場の騰貴を押へること。

賣場(ウリバ) 賣りに丁度よしと思はれる値頃の相場。

F 「エフ」 復興貯蓄債券の略字でローマ字で書く時の頭文字である。

延期利息(エンキリソク) 債券の擔保貸付を受け、約束の期限から更に延期する時支拂ふ利息。
延滞利息(エンタイリソク) 約束期限の超過期間利子で、普通利息よりも利高である。

押目(オシメ) 上げ相場の途中に起つた一時的な安値。

押目買(オシメガヒ) 押目は一時の反動安で、再び上げ相場になるから之を豫想して買い進む。

押目待(オシメマチ) 押目の来るを待つこと。

大手筋(オホテスジ) 大口の賣買をなすもの。

大手合(オホテアヒ) 多量の取引が出来たこと。

思惑(オモワク) 投機のこと。相場を豫想して前以て賣買して適中させんとすること。

思惑者(オモワクシヤ) 思惑を専問とする者、所謂相場師。

大保合(オホモチアヒ) 長期に亘つて見る可き高低なく、小波瀾を繰返して大勢の動かないこと。

往來保合相場(オウライモチアヒサウバ) 騰落を繰返すが、大勢に變りなき程度の保合を言ふ。

落付(オチツク) 相場變動後平靜になつた状態。

カ行の部

買煽る(カヒアホル) 盛んに買進んで相場の下落を控へ、或は相場の昂騰を計ること。

買占め(カヒシメ) 市場に出た債券を買い集めて獨占すること。

買出動(カヒシュツドウ) 買方に出る。

瓦落(ガラ) 激しく暴落すること。

格安債券(カクヤスサイケン) 他の債券に比較して特別に安値の債券。

空賣(カラウリ) 債券の現物を持たずに賣ること、債券業者の鞘取賣買に際して、番號を知らせ

ない事がある。之は手持債券のなき場合ある事も推測出来る。即ち空賣である。

搦み(ガラミ) 値段の前後を云ふ、例へば十一圓前後の事を十一圓搦みと云ふが如し。

額面破れ(ガクメンワレ) 券面金額以下に下落した事。

額面を抜く(ガクメンヲヌク) 時價が券面金額以上になつた場合で、近年は凡て額面を大きく抜い

てゐる。

買相場(カヒソウバ) 買つてよいと思はれる値段になつた相場。

買疲れ(カヒツカレ) 買出動の資金が盡きんとする状態。

買乗せ(カヒノセ) 買付に利が乗り更らに有望と見て買ひ増すこと。

關門(クワンモン) 相場の峠を言ふ、例へば十圓臺關門と言ふが如し。

氣配(キハイ) 相場の見込みに對する人氣又は商況。

氣重(キオモ) 氣配の弱いこと。

氣迷(キマヨイ) 相場の高低何れになるか見當のつかないこと。

氣崩(キクスレ) 人氣落ち、下落の傾向を生じたこと。

氣直〔キナホリ〕 安値のため人氣轉換の場合を言ふ。

氣乘薄〔キノリウス〕 人氣が立たないこと。

氣丈〔キジヨウ〕 相場がしつかりしてゐること。

氣抜け〔キヌケ〕 氣配が弱くなつたこと。

釘付け〔クギツケ〕 少しも値動きのないこと。

籤前高値〔クチマヘタカネ〕 籤によつて割増金がきまるので、人氣集中し籤前に近づくと必ず高値となる。反對に籤後安値となる。

グラフ 相場の動きを圖表に現したものの。

K 〔ケイ〕 勸業債券の略字。ローマ字で書く時の頭文字。

罫線〔ケイセン〕 相場の高低を線で書き表したものの。

警戒不安人氣〔ケイカイファンニンキ〕 相場下落ではないかと人氣不安となり、用心すること。

現物〔ゲンブツ〕 債券の現品のこと。

堅調〔ケンテフ〕 相場の動きがしつかりしてゐること。

焦付〔コゲツキ〕 相場が落ち付いて動かないこと。

小拘ひ〔コスクヒ〕 相場の小高低を取つて、小利を得ること。

小幅保合〔コハバモチアイ〕 小高低を繰返すこと。小幅往來とも云ふ。

小緩む〔コユルム〕 相場が僅かに下落の姿にあること。

サ 行 の 部

歳晩相場〔サイバンサウバ〕 年末の相場で、常に活潑で値上りの時期である。

鞘 〔サヤ〕 相場に値開きのあること。

鞘 取〔サヤトリ〕 頭金即ち證據金を以て買付け値上りした時賣つてその鞘をもうけること。

漸騰歩調〔ゼントウホチヨウ〕 次第に値上りに向ふ相場。

惨 落〔サンラク〕 相場が甚しく落ちること。

時 價〔ジカ〕 その時の値段。

死蔵債券〔シザウサイケン〕 債券を自己の家に仕舞ひこんで別段の利用を計らないこと。

下押し〔シタオシ〕 相場の下落。

實 需〔ジツジュ〕 本當の需用の起きたこと、實需でない場合は思惑的な需要である。

品ガスレ〔シナガスレ〕 現物が不足すること。

仕 手〔シテ〕 賣買をする人。又思惑賣買をする者。賣方と買の關係を、仕手關係と云ふ。

償還圏外〔シヤウクワンケンダワイ〕 繰上償還の範圍に入らないもの。割引債券が最も圏外であり

之に次ぎ復興債券も圏外にある。

ジリアン〔ジリヤス〕 次第に安値に落ちること。

下放れ〔シタバナレ〕 前の値段よりも一段と安い値段になつたこと。

素人筋〔シロウトスジ〕 餘りその道に深くない人。或は知識の足りない賣買のやり方。

新春相場〔シンシユンソウバ〕 一、二月頃の相場、從來比較的に相場の變動が多い。

新高値〔シンタカネ〕 新しく出来た高い値段。

新安値〔シンヤスネ〕 新しく出来た安い値段。

掬ひ〔スクヒ〕 安値を覗つて買ひ進むこと。

筋〔スジ〕 賣買する者、又は賣買の方面。手筋とも言ふ。

清算〔セイサン〕 賣買の決済。

潜伏債券〔センブクサイケン〕 市場には現れて居ないが、好期を覗つて何時出て来るか知れない債券。

底〔ソコ〕 値段が最も低落したと思はれる相場。

底入れ〔ソコイレ〕 底を突くとも云ひ、相場が最低になつて、騰貴に轉ぜんとする状態。

底固め〔ソコカタメ〕 幾度か割安相場を出して最早下落の餘地がない所迄に達したこと。

底抜け〔ソコヌケ〕 最早之以下にはなるまいと思はれたのに、更らに又下つた場合。

タ行の部

大勢〔タイセイ〕 目先の變動でなく、大局的な形勢のこと。

W〔ダブリユウ〕 割引債券の略字、ローマ字で書く場合の頭文字。

單價〔タンカ〕 最小の單位の値段、債券の單價は一通の値段。

擔保〔タンボ〕 かたがはり、抵當。

だれる ぼんやりすること。

叩く〔タ、ク〕 安値の上に安値をつけて賣崩す。

盪廻し〔タラヒマハシ〕 甲又は債券店から買ひ乙に廻して賣る。

立直り〔タチナホリ〕 下落相場が一轉して上向くこと。

抽籤落〔チウセンオチ〕 抽籤の終つた後の下落相場。

抽籤前〔チウセンマエ〕 抽籤前一ヶ月位の期間を云ふ。

中間押目〔チユウカンオシメ〕 上げ相場の途中の反落のこと。

提灯〔チヨウチン〕 主力の賣買方針に追従すること。附和雷同のこと。

猪突買ひ〔チヨトツガヒ〕 無理矢理に買ひ一方のこと。

突込み買〔ツツコミウリ〕 安値を厭はず賣り方針に出ること。

突込み買〔ツツコミカヒ〕 安値を狙つて買付ける。

強氣〔ツヨキ〕 將來の騰貴を豫想すること、即ち買方。

強氣一貫〔ツヨキイツクワン〕 買方一方に出ること。

頭重〔ツオモ〕 相場が高値に伸び悩むこと。

訂正相場〔テイセイソウバ〕 行き過ぎ相場のために反動高又は反動安となつておちつくこと。

低迷相場〔テイメイソウバ〕 相場が下つた儘大した動きのないこと。

出廻〔デマワリ〕 債券が市場に多く出て來ること。

手口〔テグチ〕 手筋とも云ひ、賣買する者。

天井〔テンジャウ〕 相場が高値の頂上に達したこと。

天井を打つ〔テンジャウヲウツ〕 相場が十分高値を出し盡して反落に轉ぜんとする状態。

天井掴み〔テンジャウツカミ〕 最高値を見極める。

出直り〔デナオリ〕 一旦安値に落ちて改めて上げ足に直ること。

騰勢〔トウセイ〕 相場の勢が上る状態。

動向〔ドウカウ〕 人氣の方向、又は相場の足取り。

ナ行の部

仲値〔ナカネ〕 賣値と買値の中間値段。債券相場は中値で發表される事が最も多い。

夏枯れ相場〔ナツガレソウバ〕 夏になつて賣買共に閑散となること。

軟弱〔ナンジャク〕 市況不振、従つて相場も安い状態。

軟派〔ナンバ〕 前途の下落を見越す者、即ち賣方の者。

ニ番天井〔ニバンテンジャウ〕 一度天井相場になつたと思はれたのに、更らに上伸して高値の頂上

に達した場合。

ニ番底〔ニバンソコ〕 二番天井の反對。

人氣作用〔ニンキサヨウ〕 大衆の人氣が相場に反影すること。

人氣一巡〔ニンキイチジュン〕 市場の人氣を動かす材料が出盡してしまふこと。

値頃〔ネゴロ〕 豫想に接近した値段。

値待ち〔ネマチ〕 自分の思ふ値段の出るのを待つ。

値頃惚れ〔ネゴロボレ〕 豫想の値頃のために引きづられること。

値巾〔ネハバ〕 相場が動いて高値と安値との開き値、又は賣買の差額。

狙ひ打ち〔ネライウチ〕 かねての研究或は有力なる材料を基礎として、此處ぞと思ふ時出動するこ

と。

熱狂相場〔ネツキヨウソウバ〕 採算を考慮外に置いた強氣一方の高値相場。

ハ行の部

花見相場〔ハナミソウバ〕 三四月花見の頃は、人氣一時去つたかの如き低調を示す。

春高相場〔ハルタカソウバ〕 早春の頃高値相場を云ふ。

春ぼけ〔ハルボケ〕 春高相場時代に不振な場合を云ふ。

反動〔ハンドウ〕 下げ相場が俄然上相場に轉ずる場合は、反動上げ、反對の場合が、反動下げ。
反落〔ハンラク〕 反動下げと同じ。
反騰〔ハントウ〕 反動上げと同じ。
バラ物〔バラモノ〕 一枚二枚のまとまらない債券。
花形債券〔ハナガタサイケン〕 人氣の中心となる債券、有利なる債券が花形となるので之に集中し來るのである。
裸相場〔ハダカソウバ〕 債券の相場は常に經過利子を含んでゐる。之を差引いたものが裸相場である。(公債は常に裸相場で、賣買後經過利子を計算して受渡す)
悲觀人氣〔ヒクワンニンキ〕 前途の見透しが悪く一般に人氣の落ちた状態。
引緩み〔ヒキユルミ〕 相場が少し低落したこと。
浮動債券〔フドウサイケン〕 相場の騰落に従つて市場に出入の激しい債券。
不透明〔フトウメイ〕 相場の動き低迷して見透しのつかないこと。
冬高相場〔フユタカソウバ〕 年末景氣を織り込んだ高値相場。
深押し〔フカオシ〕 大下落。
噴き騰げ〔フキアゲ〕 急に相場が高値となる。
噴き値〔フキネ〕 急騰した値段。

本直り〔ホンナホリ〕 下落相場時代から本當に上げ時代に移ること。
呆ける〔ボケル〕 氣配を裏切つたぼんやりした相場。
棒立〔ボウタチ〕 相場がすん／＼値上りする情勢を云ふ。

マ行の部

マバラ連〔マバラレン〕 小さな賣買をする者。
見切りは早く利は遅く〔ミキリハハヤクリハオソク〕 相場教訓の一で損失は早く見切れ、利益の時は出來るだけ生長させよと云ふ意味。
見送る〔ミオクル〕 賣買共に手出しをせぬこと。
目先〔メサキ〕 ごく近い將來。
目先悲觀〔メサキヒクワン〕 大勢は樂觀されるが、一時間間押目を見越して近き將來を悲觀する。
銘柄〔メイガラ〕 債券の品目種別のこと。
保合〔モチアヒ〕 相場が小高低を繰返して大きな變動のない状態。
戻り〔モドリ〕 相場が引き返すこと。
揉み合〔モミアフ〕 相場の騰落を續けること。

ヤ行の部

暗相場〔ヤミソウバ〕 新券が未だ事實上發賣されぬ時、既に相場が立つ事、而し今日では勸業銀行の

勸誘で各債券店は相戒めて暗相場を立てぬ様にしてゐる。
 やり(ヤリ) 賣りと同じ意味。

弱氣(ヨワキ) 強氣の反對で、相場の下落を見越すこと、即ち賣方を指す。
 弱氣配(ヨワキハイ) 一般人氣が弱氣にあると見る状態。
 弱含み(ヨワフクミ) 商況不振で相場下落の氣配あること。

ラ行の部

落汐(ラクチヨウ) 相場が下落すること。
 雷同賣り(ライドウウリ) 根據なく大手筋又は他の尻馬に乗つて賣ること。
 利札(リサツ) 又はリフダ 勸業債券に附してある利子札。
 利喰(リグヒ) 清算して利益を得ること。
 利落ち(リオチ) 利札の支拂がすまされること。

ワ行の部

割高(ワリダカ) 利子を時價から見た場合、又は他の金利と比較した場合、高く買はれてゐる時を言ふ。其の反對が割安である。
 割る(ワル) 相場が、ある標準以下に下落の場合を言ふ。
 腕力相場(ワンリヨクソウバ) 人爲的に作られた値上り、又は値下りの相場。

債券總覽表

(昭和十二年九月現在
 繰上償還物を除く)

勸業債券

回別	發行額	組數	發行年月	最終償還	抽籤月	利拂月	千圓	百圓	拾圓	五圓	合計金額
第四回(五分利廿圓券)	貳百萬圓	一	明治三二、二	昭和四、一	十六二月	七月	一	一	三	七	〇〇〇,〇〇〇
第五回同	百五十拾萬圓	一	三、三、六	一四、七	十六二月	七月	一	一	三	七	〇〇〇,〇〇〇
第六回(同)	百萬圓	一	三、三、二	一五、一	十六二月	七月	一	一	三	七	〇〇〇,〇〇〇
第七回(同)	百五十拾萬圓	一	三、三、五	一五、一〇	十六二月	七月	一	一	三	七	〇〇〇,〇〇〇
第八回(同)	百萬圓	一	三、三、二	一六、二	十六二月	七月	一	一	三	七	〇〇〇,〇〇〇
第九回(同)	百萬圓	一	三、三、一	一六、三	十六二月	七月	一	一	三	七	〇〇〇,〇〇〇
第十回(同)	百萬圓	一	三、三、五	一六、六	十六二月	七月	一	一	三	七	〇〇〇,〇〇〇
第十壹回(同)	百萬圓	一	三、三、一〇	一六、三	十六二月	七月	一	一	三	七	〇〇〇,〇〇〇

復興貯蓄債券

回別	發行額	組數	發行年月	償還終期	抽籤期	利拂期	每回ノ割増金額			
							參千圓	五百圓	一百圓	
第十四回(同)	貳千萬圓	一〇	三、三、三	三、三、七	六月	十二月	10	50	500	80,000
第十五回(同)	貳千萬圓	一〇	三、三、六	三、三、九	三月	三月	10	50	500	80,000
第十六回(同)	貳千萬圓	一〇	三、三、六	三、三、九	三月	三月	10	50	500	80,000
第十七回(同)	貳千萬圓	一〇	三、三、六	三、三、九	三月	三月	10	50	500	80,000
第一回(拾圓券)	壹千萬圓	二〇	大正三、九	昭和三、四	六月	六月	10	50	500	77,100
第二回(同)	壹千萬圓	二〇	三、二、二	二、七、六	八月	八月	10	50	500	77,100
第三回(同)	壹千萬圓	二〇	三、二、二	二、七、九	七月	七月	10	50	500	77,100
第四回(同)	壹千萬圓	二〇	三、二、二	二、七、九	五月	五月	10	50	500	77,100
第五回(五圓券)	八百萬圓	一六	二、四、二	一、八、五	七月	七月	10	50	500	71,200
第六回(同)	壹千萬圓	二〇	二、四、二	一、八、五	九月	九月	10	50	500	71,200

第七回(同)	壹千萬圓	二〇	二、五、八	一、九、二	十月	四月	10	50	500	71,200
第八回(五圓券)	四百萬圓	八	一、五、二	一、九、六	八月	二月	10	50	500	71,200
第九回(拾圓券)	四百萬圓	八	昭和三、和	一、九、一〇	六月	六月	10	50	500	71,200
第十回(五圓券)	四百萬圓	八	二、八	二、〇、二	四月	四月	10	50	500	71,200
第十回(拾圓券)	三百萬圓	三	三、二、二	三、一、五	七月	七月	10	50	500	71,200
第十一回(同)	壹千萬圓	二〇	三、二、二	三、一、五	七月	七月	10	50	500	71,200

表 覽 一 月 籤 抽

月次	廿圓券	拾圓券	割引債券	復興債券
一月	八、二、四、一八、二〇、三九	二八、三三	二、四	五二
二月	九、一六、二二	三六、〇、六、七、七、四、七、六	六二	二八
三月	七、三三	三三、四、二、五、七、一	五、二、五、一六、一七	四
四月	二五、一七	二九、三五	一、七、一〇、一一	七、一〇
五月	一〇、一一、一三、一九	二七、三、三、七、六、七、五	八	三六
六月	四、五、六、三八		三、九、一三、一四	一九
七月	八、二、二、四、一八、二〇、三九	二八、三、八〇	二、四	五二
八月	九、一六、二二	二六、〇、六、七、七、四、七、六	六、二	二八
九月	七、三三	三三、四、二、五、七、七	五、二、五、一六、一七	四
十月	一五、一七	二九、三五	一、七、一〇、一一	〇、七
十一月	九、一、三、一、一、一、〇、一	二七、三、三、七、六、七、七、七	八	三六
十二月	四、五、六、三八	古	三、九、一三、一四	一九

注 一 月ヨリ六月迄ハ十三年度分 ゴジツクハ最終抽籤

第二篇 月別籤債券詳解

勸業債券は第四回より九十四回迄の中六十九種、復興貯蓄債券は第一回より十一回迄内拾圓券八種、五圓券六種合計十四種
 割引勸業債券は第一回より第十七回迄十七種 以上の發行合計一百種に及ぶが、勸業債券の中に繰上償還發表廿九種内九月迄終了せるもの廿六種あるから之等を差引けば九月現在の小額債券の總計は七十四種である。
 是等の債券について、凡ゆる角度から研究調査をなして、各々其の特質を明かにし之を抽籤月に分類し、直ちに實際上の便利を計つたのである。

第五十回勸業債券

發行條件	券面金額 貳拾圓	賣出總額 百萬圓	組數 五萬通	利率 四分五厘	課稅金額 五月、十一月	利渡 五月、十一月	稅引正味利息 一回四十二錢年八十二錢	發行年月 明治廿五年九月	償還年月 昭和十七年十月	償還期間 四十年	償還割合數 年二回終回迄均分償還	毎回償還額 一萬二千五百圓					
發行條件	券面金額 貳拾圓	賣出總額 百萬圓	組數 五萬通	利率 四分五厘	課稅金額 五月、十一月	利渡 五月、十一月	稅引正味利息 一回四十二錢年八十二錢	發行年月 明治廿五年九月	償還年月 昭和十七年十月	償還期間 四十年	償還割合數 年二回終回迄均分償還	毎回償還額 一萬二千五百圓					
毎回償還額	六百二十五通	抽籤・當籤	抽籤月 四月、十月	抽籤回数 八十回	現在十月 抽籤第七十回	現在償還總數 四萬三千百廿五通	未償還通數 六千八百七十五通	未償還現存數 同	當籤率 一一一一	割増金 一箇	一等千圓 八箇	二等百圓 三〇箇	三等十圓 七四箇	四等五圓 一一三箇	合計 二千四百七十圓	割増金額 五百十二圓	ナキ分當籤
<p>解説</p> <p>◎本券は四分五厘利のトップを切つたもので従來發行された第十四回勸業債券迄のものと俄然變化を來し五分利が四分五厘利へと低下したのである。</p> <p>◎此の値下げは、當時の郵便貯金利子が四分八厘に下つたので、之に追隨したのであつた。</p> <p>◎之の利下げは恰も一割に當るが改正税制の税引正味から見ると、五分利は税引正味四分五厘、四分五厘利は税引正味四分一厘であるから、兩者を比較すると正味に於ては八分九厘の利低下の計算となる。</p>																	

十月・四月抽籤

第十五回	勸業債	券 (四分五厘利貳拾圓券)
第十七回	勸業債	券 (四分五厘利貳拾圓券)
第十九回	勸業債	券 (五分利拾圓券)
第三十回	勸業債	券 (四分五厘利拾圓券)
第三十五回	勸業債	券 (四分五厘利拾圓券)
第七回	復興貯蓄債	券 (四分据置五圓券)
第十回	復興貯蓄債	券 (四分据置拾圓券)
第十一回	復興貯蓄債	券 (四分据置五圓券)
第十七回	勸業債	券 (貳拾圓券)
第十回	勸業債	券 (貳拾圓券)
第十一回	勸業債	券 (貳拾圓券)

券債業勸回七十第

發行條件		抽籤・當籤		解説
券面金額	貳拾圓	抽籤月	四月、十月	
賣出總額	百萬圓	抽籤回数	八十回	◎本券の發行は、前回の好評によつて、三ヶ月後に第十六回勸業債券と同條件で發賣された。
通數	五萬通	現在十月	抽籤第六十九回	
組數	一組(七)	現在償還總數	四萬二千五百通	◎十五回と同じ抽籤月になつたが本券の方が割増金額及總額に於て勝り、當籤率は、前年の發行だけに十五回の方が稍々勝る。
利率	四分五厘(五厘)引正味四分二厘	未償還通數	七千五百通	
課税金額	五月、十一月	未償還現存數	同	◎十五回の當籤率は十一本に一本であるに對し、本券は十二本に一本の割合である。
稅引正味利息	一回分四十二錢年八十二錢	當籤率	一一・一一	
發行年月	明治廿六年四月	割増金額	一箇	◎併し乍ら、券歴兩者共に古く、最終償還迄餘す所十一、二回で終るので、市場に出廻數は少い。
償還年月	昭和十八年五月	計	一箇	
償還期間	四十年	五等	三箇	
償還割合數	年二回終回均分償還	四等	三箇	
每回償還額	一萬二千五百圓	三等	一箇	
每回償還數	六百二十五通	二等	一箇	
		一等	一箇	
		計	一二五箇	
		割増金額	二五〇圓	
		ナキ分當籤	五〇〇通	

券債業勸回九廿第

發行條件		抽籤・當籤		解説
券面金額	拾圓	抽籤月	四月、十月	
賣出總額	百五十萬圓	抽籤回数	八十回	◎本券は明治四十二年の始めに發行されたが前回の不振に反し見事賣切れた。償還條件や割増金額が優遇されたわけではなく、發行額が三組分より二組分へと少額になつただけであつた。
通數	十五萬通	現在十月	抽籤第五十八回	
組數	二組(一組一萬五千通)	現在償還總數	六萬六千七百五十通	◎本券の成功は矢繼早に同額同條件で四十二年度中に廿二回債券迄合計四回分が發行され何れも賣切れとなつてゐる。
利率	五分(五厘)引正味四分五厘	未償還通數	八萬三千二百五十通	
課税金額	五月	未償還現存數	同	◎五分利債券の事として貯蓄向に有利であつたが、繰上償還の懸念は充分である。その場合に於ける基準は廿萬圓即二萬通又は未滿毎に一回分の割増金額追加の規定である
稅引正味利息	四十五錢	當籤率	三七・一一	
發行年月	明治四十二年三月	割増金額	一箇	◎本券の高値は十二年一月の十二圓八十錢で、六月の最低値は十圓九十五錢七月に入つて反騰高となつた。
償還年月	昭和二十三年十一月	計	一箇	
償還期間	廿九年八ヶ月	五等	二箇	
償還割合數	年三回四十一回迄一組三百七十通以後一組二百廿五通	四等	二箇	
每回償還額	二萬二千五百圓	三等	一箇	
每回償還數	二千二百五十通	二等	一箇	
		一等	一箇	
		計	四三箇	
		割増金額	五〇箇	
		ナキ分當籤	一〇七五通二一五〇通	

券債業勸回五卅第

發行條件	券面金額拾圓 賣出總額三百萬圓 組數三十萬通 三組(一組十萬通)	利息	四分五厘 五月	課稅	資本利子稅一錢第二所 得稅三錢計四錢	稅引正味利息	四十一錢	發行年月	明治四十四年三月 昭和二十六年五月	償還期間	四十年一ヶ月 年二回四十一回迄一組	償還割合	五百通以後千五百通	每回償還額	四萬五千圓	定期償還總數	四十五萬通 二十三萬二千五百通
最終償還總數	六萬七千五百通	抽籤	四月、十月	現在	十月	抽籤回数	八十回	現在償還總數	十一萬一千通	未償還通數	十八萬九千通	未償還現存數	同	當籤率	四二一一	割増金	計 三五九〇圓七一八〇圓
割増金	計 三五九〇圓七一八〇圓	割増率	二二・一%	割増金	計 三五九〇圓七一八〇圓	割増率	二二・一%	割増金	計 三五九〇圓七一八〇圓	割増率	二二・一%	割増金	計 三五九〇圓七一八〇圓	割増率	二二・一%	割増金	計 三五九〇圓七一八〇圓

解説
 ◎本券と廿七回債券は四分五厘利と言ふ異色ある十圓券である。
 ◎本券發行は明治の末期で、一般金融界は低金利時代となり、郵便貯金利子は四分二厘であつた。之に比較すると四分五厘とは云へ遙かに有利であつた。全部賣切れとなつたのは勿論である。
 ◎本券の高値は十二年一月の十二圓卅五錢、安値は六月の十圓七十五錢を最低とし、七月より上向き氣勢となつた。
 ◎同種の六十五回は既に繰上償還された、繰上償還の場合は、六十萬圓即六萬通又は其未滿毎に一回分の割増金を追加の規定である。

(券圓五)券債蓄貯興復回七第

發行條件	券面金額五圓 賣出總額一千萬圓 組數二百萬通 廿組(一組十萬通)	利息	四分 半年複利據證 償還と同時に拂	發行年月	大正十五年八月 昭和十九年二月	償還期間	十七年六ヶ月 年二回毎回一組四百通	償還額	八千通	定期償還總數	三十三萬六千通	最終償還總數	百六十六萬四千通	抽籤	四月、十月	現在	十月	抽籤回数	廿六回	現在償還總數	二十三萬二千通	未償還通數	八十四萬八千通	未償還現存數	同	當籤率	二二・一%	割増金	計 三五九〇圓七一八〇圓
割増金	計 三五九〇圓七一八〇圓	割増率	二二・一%	割増金	計 三五九〇圓七一八〇圓	割増率	二二・一%	割増金	計 三五九〇圓七一八〇圓	割増率	二二・一%	割増金	計 三五九〇圓七一八〇圓	割増率	二二・一%	割増金	計 三五九〇圓七一八〇圓	割増率	二二・一%	割増金	計 三五九〇圓七一八〇圓	割増率	二二・一%	割増金	計 三五九〇圓七一八〇圓	割増率	二二・一%	割増金	計 三五九〇圓七一八〇圓

解説
 ◎本券は前回の第六回復興債券より五ヶ月後れて發行されたが、殆ど半額に近い賣残りを生じ、缺番九十二萬を生じた。
 ◎之は償還條件の低下による。即五六回は毎回一組の償還通數五百通宛であつたのに對し本券以後は四百通となつた。
 ◎割増金總額に於ても少し低下した。
 ◎十一月一日現在経過利子を加算して七圓八十錢となる。
 ◎本券の高値は一月の八圓九十五錢を最高とし安値は五月の七圓八十錢を最低とする。
 ◎繰上償還の場合に於ける規準は廿組二百萬圓四十萬通又は未滿毎に割増金一回分追加

券債業勸引割回一第

發行條件		最終回償還數	
券面金額	貳拾圓	合計	四十一萬二千五百通
賣出價格	拾圓	抽籤・當籤	一七・五% 八二・五%
發行券面總額	一千萬圓	抽籤月	四月、十月
賣出價格總額	五百萬圓	抽籤回数	卅六回
通數	五十萬通	現在十月	抽籤第廿九回
組數	五組(一組十萬通)	現在償還總數	七萬通
發賣額(券面)	六百七十二萬圓	未償還通數	四十三萬通
發賣通數	卅六萬六千通	未償還現存數	廿九萬六千通
缺額	十三萬四千通	當籤率	一七・二一
最終利率	年四分半年復利	割増金	(一組)(每回五組) 四〇箇 二〇〇箇
發行年月	大正十二年七月	二等	四六〇箇 二三〇〇箇
償還年月	昭和十六年二月	合計	五〇〇箇 二五〇〇箇
償還期間	十七年六ヶ月	割増金額	八六〇〇圓 四二〇〇圓
償還數	每年二回一組五百通	ナキ分當籤	定期償還になし。最終回償還には四十一萬通あつて、當籤率一六五・一となる。
每回償還額	二千五百通		
定期償還總數	八萬七千五百通		

解説
 ◎割引債券として第一回發行の爲最も優遇された條件を具へてゐる。四分利廻と償還年限等復興債券に酷似してゐる。
 ◎毎回二千五百本の償還全部に割増金を附して空籤が一本もないのは、他の割引債券に類例のない好條件だ。但し一等百圓は他に例のない低額である。つまり割増金はよく當るが當つても大した事もないと言ふ堅實本位の性質を持つてゐる。
 ◎割引債券中最古のものであり、缺番が多く残存数が少くて市場に浮動債券の少い等は本券高値の一原因をなしてゐる。
 ◎十月に當籤すれば合利子七圓六十一錢となつてゐるから當籤益二圓卅九錢となり、更に割増金が附く。

券債業勸引割回七第

發行條件		割増金	
券面金額	貳拾圓	一等	三〇箇 一箇
賣出價格	拾圓	二等	一〇箇 五〇箇
發行券面總額	一千萬圓	三等	一三九箇 六九五箇
賣出價格總額	五十萬圓	合計	一五〇箇 七五〇箇
組數	五組(一組十萬通)	割増金額	五三九〇圓 二六九〇圓
最終利率	三分一厘	ナキ分當籤	一五〇通 七五〇通
發行年月	昭和八年十一月		
償還年月	昭和卅一年五月		
償還期間	廿二年七ヶ月		
償還數	年二回一組三百通		
每回償還額	千五百通		
定期償還總數	六萬七千五百通		
最終回償還數	四十三萬二千五百通		

解説
 ◎割引債券としては本券を以て明確に一線を引くものである。即前回の六回迄と本券以後とに大別されるものである。
 ◎前回迄は毎回一組の償還數五百通であつたものが、本券以後は三百通に激減してゐる。つまり定期償還よりも最終回償還の方が遙かに多い率となつてきた。
 ◎引いて當籤率の減退も目立つて異つてゐる、前回迄は二百台を切つてゐたのが本券の十月抽籤では三百二十五本に一本である。
 ◎之等の事情によつて前回迄と比較して格段の下廻り相場を示してゐる。最高相場は昨年末及本年一月の十五圓九十五錢であつた。

第十回割引勸業債券

發行條件		發行年月		昭和十年十月
券面金額		貳拾圓	圓	
賣出價格		拾圓	圓	
發行券面總額		一千二百萬圓		
賣出價格總額		六百萬圓		
通過數		六十萬通		
組數		六組(一組十萬通)		
最終利率		二分七厘四毛		
償還法				
發行年月		昭和十年十月		
償還年月		昭和廿六年五月		
償還期間		廿五年七ヶ月		
償還數		年二回一組三百通		
每回償還額		千八百通		
每回償還額		三萬六千圓		
定期償還總數		九萬一千八百通		
最終回償還數		五十萬八千二百通		
利率		合 一五・三% 八四・七%		
抽籤・當籤				
抽籤月		四月、十月		
抽籤回数		五十二回		
現在償還總數		五千四百通		
未償還通數		五十九萬四千六百通		
當籤率		三三〇・一		
割増金		(一組)(一回六組)		
一等		三千圓 一箇 六箇		
二等		百圓 一〇箇 六〇箇		
三等		十圓 八九箇 五三四箇		
合計		一〇〇箇 六〇〇箇		
割増金額		四八九〇圓二九三圓		
ナキ分當籤		二〇〇通二二〇〇通		

解説

◎前回發行された第九回割引債券と同條件で抽籤が一回後れてゐるにすぎない。従つて相場も相順行してゐる。

◎十年十一月の初相場は十一圓台で、低金利時代の事として大いに歓迎を受けたものである。僅か數回の抽籤をすぎる若い債券であるにも拘はらず、十二年一月には十四圓五十五錢と言ふ本券としての最高値を示した。

◎併し乍ら如何に低金利時代とは言へ、利廻りから考へて行き過ぎ相場であるには間違なく、次第に落調を辿つて、六月、七月には十一圓台と云ふ、初相場時代に轉落して來た。之又低落の行き過ぎでやがて騰勢に立向ふに違ひない。

第十回割引勸業債券

發行條件		發行年月		昭和十一年七月
券面金額		貳拾圓	圓	
賣出價格		拾圓	圓	
發行券面總額		二千萬圓		
賣出價格總額		一千萬圓		
通過數		百萬通		
組數		十組(一組十萬通)		
最終利率		二分五厘一毛		
償還法				
發行年月		昭和十一年七月		
償還年月		昭和廿九年五月		
償還期間		廿七年九ヶ月		
償還數		年二回一組三百通		
每回償還額		三千通		
每回償還額		六萬圓		
定期償還總數		十六萬五千通		
最終回償還數		八十三萬五千通		
利率		合 一六・五% 八三・五%		
抽籤・當籤				
抽籤月		四月、十月		
抽籤回数		五十六回		
現在償還總數		六千通		
未償還通數		九十九萬四千通		
當籤率		三三一・一		
割増金		(一組)(一回十組)		
一等		三千圓 一箇 一〇箇		
二等		百圓 五箇 五〇箇		
三等		十圓 五〇箇 五〇〇箇		
合計		五六箇 五六〇箇		
割増金額		四〇〇〇圓四〇〇〇圓		
ナキ分當籤		二四四通二四四〇通		

解説

◎前回發行の第十回債券と同じ抽籤月であるが僅かに半ヶ年後れたのみで非常に相場が下廻つてゐるのは次の理由による。

◎一は割増金の低下である。二等が半減して五本となり、三等が廿九本減つて五十本となりその代りナキ分當籤が四十四本増加してゐる。

◎二は利廻り二厘三毛の低下である。

◎併し本券から始めて十組となつたので、同番組の利用の妙味は増大して來た。

◎十一年七月の初相場は十四圓八十錢で年末及十二年初頭の券界大飛躍の口火を切つたのである。最高値は年末年始の十三圓六十錢であつた。

券債業勸回一十第

發行條件		抽籤・當籤		解説	
券面金額	貳拾圓	抽籤月	五月、十一月	◎本券は前回の第十回勸業債券の發行六ヶ月後に發賣されたので、抽籤回数一回後れて、同じ抽籤月を迎へてゐるのである。	
賣出總額	百萬圓	抽籤回数	八十回	◎十回の方と比較すると發行額百萬圓は同じく、一回の償還數に於ても同じく六百廿五通であつて、一等二等、三等は之と同じい。	
通數	五萬通	現在償還總數	四萬四千三百七十五通	◎異なる點は四等が七十三本に對する三十三本の約半數であり、その代り五等五圓八十本を新しく加へてゐる。而して割増金額に於て僅少の差即五百四十七圓に對し五百七圓で四十圓の低下である。	
組數	一組(る)	未償還通數	五千六百二十五通		
利率	五分稅引正味四分五厘	當籤率	九一		
課稅金額	一回分利息五十錢に付賣本利子稅二錢第二所得稅三錢計五錢	割増金額	二千五百圓		
稅引正味利息	一回分四十五錢年九十錢	合計	一一八圓		
發行年月	明治廿四年十月	ナキ分當籤	五百七通		
償還年月	昭和十六年十二月				
償還期間	四十年一ヶ月				
每回償還數	六百二十五通				
每回償還額	一萬二千五百圓				

券債業勸回三十第

發行條件		抽籤・當籤		解説	
券面金額	貳拾圓	抽籤月	五月、十一月	◎前回發行の第十二回勸業債券よりも五ヶ月後れて本券は發行されたのであつたが、發行總額、割増金額、毎回の償還額に於ても全く同様の條件である。	
賣出總額	百萬圓	抽籤回数	八十回	◎此の同條件の發行は第十一回より引續いたもので次回の第十四回も亦同様である。即十一回より十四回迄同條件で、しかも抽籤月に於て、十一回と十三回は同じ五月と十一月で額を合せてゐる。	
通數	五萬通	現在償還總數	四萬三千七百五十通	◎そこで本券と比較すると、他の條件は全然同一でたゞ發行回数に於て一回分だけ本券が後れてゐるのみである。	
組數	一組(る)	未償還通數	六千二百五十通		
利率	五分稅引正味四分五厘	當籤率	一〇一		
課稅金額	一回分利息五十錢に付賣本利子稅二錢第二所得稅三錢計五錢	割増金額	二千五百圓		
稅引正味利息	一回分四十五錢年九十錢	合計	一一八圓		
發行年月	明治廿五年五月	ナキ分當籤	五百七通		
償還年月	昭和十七年六月				
償還期間	四十年				
償還數割合	年二回終回迄均分償還				
每回償還額	一萬二千五百圓				
每回償還數	六百二十五通				

券債業勸回一卅第

發行條件		發行年月		發行年		發行月		發行日		發行時間		發行地點		發行金額		發行總額		發行通數		發行利息		發行課稅		發行稅引		發行法																					
定期償還總數		最終償還總數		抽籤・當籤		抽籤月		抽籤回数		現在償還總數		未償還通數		當籤率		割増金		割増金額		ナキ分當籤		定期償還總數		最終償還總數		抽籤・當籤		抽籤月		抽籤回数		現在償還總數		未償還通數		當籤率		割増金		割増金額		ナキ分當籤					
十一萬六千二百五十通		三萬三千八百五十通		五月、十一月		八十回		抽籤第五十七回		六萬四千五百通		八萬五千五百通		三八一		(一組) (一回二組)		二四三〇圓四八六〇圓		一〇七五通二一五〇通		七千五百通		十八萬七千五百通		十一萬二千五百通		五月、十一月		八十回		抽籤第五十二回		十七萬七千五百通		廿二萬二千五百通		廿七萬九千五百通		四三一		(一組) (一回五組)		二七三〇圓一三六〇圓		一四二〇通七一〇〇通	
◎本券は、五分利第廿七回債券と同條件で同じ抽籤月であるが、一ヶ年後れの發行だから抽籤二回分の差がある。		◎併し乍ら相場の上に見れた所では、兩者に殆ど差を認められない差があつても僅々五銭か十銭位である。		◎本券の高値は十二年一月に十二圓卅五銭を最高とし、毎月落副七月には本年の最低安値十一圓五銭に落ちた。		◎繰上償還の場合に於ける基準は二十萬圓、即二萬通及其の未滿毎に一回分の割増金追加の規定である。		◎前回の第卅五回債券が四分五厘利へ利下げ發行にも拘はらず全部賣切れたので、本券は一躍五百萬圓と言ふ從來嘗つて見ざる巨額發行を斷行したが、四萬數千の缺番を生じた。		◎本券と同種の第六十五回債券は既に十二年四月に全部繰上償還となつてゐるから、本券も亦必然的に繰上償還とならう。		◎繰上償還の基準は、百萬圓即十萬通毎に、一回分の割増金を追加される。		◎本券の高値は十二年一月の十二圓卅五銭を最高とし、六月の十圓六十銭が本年の最低値である。		◎前回の第卅五回債券が四分五厘利へ利下げ發行にも拘はらず全部賣切れたので、本券は一躍五百萬圓と言ふ從來嘗つて見ざる巨額發行を斷行したが、四萬數千の缺番を生じた。		◎本券と同種の第六十五回債券は既に十二年四月に全部繰上償還となつてゐるから、本券も亦必然的に繰上償還とならう。		◎繰上償還の基準は、百萬圓即十萬通毎に、一回分の割増金を追加される。		◎本券の高値は十二年一月の十二圓卅五銭を最高とし、六月の十圓六十銭が本年の最低値である。																									

券債業勸回七卅第

發行條件		發行年月		發行年		發行月		發行日		發行時間		發行地點		發行金額		發行總額		發行通數		發行利息		發行課稅		發行稅引		發行法																					
定期償還總數		最終償還總數		抽籤・當籤		抽籤月		抽籤回数		現在償還總數		未償還通數		當籤率		割増金		割増金額		ナキ分當籤		定期償還總數		最終償還總數		抽籤・當籤		抽籤月		抽籤回数		現在償還總數		未償還通數		當籤率		割増金		割増金額		ナキ分當籤					
七千五百通		十八萬七千五百通		五月、十一月		八十回		抽籤第五十二回		十七萬七千五百通		廿二萬二千五百通		四三一		(一組) (一回五組)		二七三〇圓一三六〇圓		一四二〇通七一〇〇通		七千五百通		十八萬七千五百通		十一萬二千五百通		五月、十一月		八十回		抽籤第五十二回		十七萬七千五百通		廿二萬二千五百通		廿七萬九千五百通		四三一		(一組) (一回五組)		二七三〇圓一三六〇圓		一四二〇通七一〇〇通	
◎本券は、五分利第廿七回債券と同條件で同じ抽籤月であるが、一ヶ年後れの發行だから抽籤二回分の差がある。		◎併し乍ら相場の上に見れた所では、兩者に殆ど差を認められない差があつても僅々五銭か十銭位である。		◎本券の高値は十二年一月に十二圓卅五銭を最高とし、毎月落副七月には本年の最低安値十一圓五銭に落ちた。		◎繰上償還の場合に於ける基準は二十萬圓、即二萬通及其の未滿毎に一回分の割増金追加の規定である。		◎前回の第卅五回債券が四分五厘利へ利下げ發行にも拘はらず全部賣切れたので、本券は一躍五百萬圓と言ふ從來嘗つて見ざる巨額發行を斷行したが、四萬數千の缺番を生じた。		◎本券と同種の第六十五回債券は既に十二年四月に全部繰上償還となつてゐるから、本券も亦必然的に繰上償還とならう。		◎繰上償還の基準は、百萬圓即十萬通毎に、一回分の割増金を追加される。		◎本券の高値は十二年一月の十二圓卅五銭を最高とし、六月の十圓六十銭が本年の最低値である。		◎前回の第卅五回債券が四分五厘利へ利下げ發行にも拘はらず全部賣切れたので、本券は一躍五百萬圓と言ふ從來嘗つて見ざる巨額發行を斷行したが、四萬數千の缺番を生じた。		◎本券と同種の第六十五回債券は既に十二年四月に全部繰上償還となつてゐるから、本券も亦必然的に繰上償還とならう。		◎繰上償還の基準は、百萬圓即十萬通毎に、一回分の割増金を追加される。		◎本券の高値は十二年一月の十二圓卅五銭を最高とし、六月の十圓六十銭が本年の最低値である。																									

第六十八回勸業債券

發行條件		券面金額	拾圓
賣出總額	八百萬圓	組數	八十萬組
組數	八十萬組	利率	八組(一組十萬通)
利渡	四分稅引正味三分六厘	課稅金額	資本利子稅一錢第二所得稅三錢計四錢
發行年月	大正七年三月	稅引正味利金	卅六錢
償還年月	昭和三十三年六月	發行總額	一千萬圓
償還期間	四十年二ヶ月	通數	百萬通
償還割合數	十六回迄年三回一組三百通以後年二回五百通	組數	十組(一組十萬通)
每回償還額	四萬圓	利率	四分稅引正味三分六厘
每回償還數	四千通	利渡	十二月
		課稅金額	資本利子稅一錢第二所得稅三錢計四錢
		稅引正味利金	卅六錢
		發行年月	大正八年九月
		償還年月	昭和卅四年十二月
		償還期間	四十年二ヶ月
		償還割合數	十回迄年三回一組三百通以後年三回二組五百通
		每回償還額	五萬圓
		每回償還數	五千通

定期償還總數	三十一萬四千四百通
最終回償還數	四十八萬五千六百通
合計	三九・三% 六〇・七%
抽籤・當籤	
抽籤月	五月、十一月
抽籤回数	八十六回
現在十一月	抽籤第四十五回
現在償還總數	十五萬四百通
未償還通數	六十四萬九千六百通
當籤率	一六二・一
割増金	(一組)(一回八組)
一等	二萬圓 一箇
二等	五萬圓 五箇
三等	十萬圓 十箇
四等	五萬圓 五箇
合計	一五〇箇 一五〇〇箇
割増金額	三四七〇圓 二七七六圓
ナキ分當籤	三五〇通 二八〇〇通

解説

◎前回券よりも更に一組を増加して、從來嘗つて見ざる八百萬圓と言ふ多額であつたが賣切れとなつた。當時、二千圓物として、非常に歡迎されたものである。

◎割増金等條件は前回と同様であるし、僅かに三ヶ月後の發行であるから、相場は接近してゐる。

◎本券の最高値は十二年一月の十二圓卅五錢を最高とし三月には十一圓卅五錢を最高とし七月には十圓卅錢と殆ど探算以下の暴落を示した。繰上償還の懸念も含まれてゐる。

◎繰上償還の基準は、百六十萬圓十六萬圓又は其未滿毎に割増金一回分追加の規定である。

第七十三回勸業債券

發行條件		券面金額	拾圓
賣出總額	一千萬圓	組數	百萬通
組數	百萬通	利率	四分稅引正味三分六厘
利渡	十二月	課稅金額	資本利子稅一錢第二所得稅三錢計四錢
發行年月	大正八年九月	稅引正味利金	卅六錢
償還年月	昭和卅四年十二月	發行總額	一千萬圓
償還期間	四十年二ヶ月	通數	百萬通
償還割合數	十回迄年三回一組三百通以後年三回二組五百通	組數	十組(一組十萬通)
每回償還額	五萬圓	利率	四分稅引正味三分六厘
每回償還數	五千通	利渡	十二月
		課稅金額	資本利子稅一錢第二所得稅三錢計四錢
		稅引正味利金	卅六錢
		發行年月	大正八年九月
		償還年月	昭和卅四年十二月
		償還期間	四十年二ヶ月
		償還割合數	十回迄年三回一組三百通以後年三回二組五百通
		每回償還額	五萬圓
		每回償還數	五千通

定期償還總數	三十九萬五千通
最終回償還數	六十萬五千通
合計	三九・五% 六〇・五%
抽籤・當籤	
抽籤月	五月、十一月
抽籤回数	八十四回
現在十一月	抽籤第四十回
現在償還總數	十七萬五千通
未償還通數	八十二萬五千通
當籤率	一六五・一
割増金	(一組)(一回十組)
一等	二萬圓 一箇
二等	五萬圓 五箇
三等	十萬圓 十箇
四等	五萬圓 五箇
合計	一五〇箇 一五〇〇箇
割増金額	二四五〇圓 二四五〇圓
ナキ分當籤	三五〇通 三五〇〇通

解説

◎本券は第七次繰上償還として十二年七月一日に發表された。

◎繰上償還基準は、二十萬圓又は未滿毎に一回分の割増金を追加する事になつてゐるので本券の割増金は平素の六倍に當る。

◎一等二萬圓六十本、二等百圓三百本、三等十圓二千七百六十本、四等五圓五千八百八十本、通計九千本金額にして十四萬七千圓の割増金附である。

◎次に注意すべきは、本券の利渡月は、十二月であるから、抽籤の翌月元金と共に稅引正味卅六錢手取りとなる。新券購入票を得て、次回發行の優先權を保持すべきである。

◎高値は十二年一月の十二圓卅錢を最高とし繰上償還發表後七月十圓五十錢の安値を出した。

第七十五勸業債券

發行條件		券面金額	拾萬圓
賣出總額		一千二百萬圓	
通過總額		百二十萬圓	
組數		十二組(一組十萬圓)	
利率	四分	稅引正味三分六厘	
課稅	六月	資本利子稅一錢第二所得稅三錢計四錢	
稅引正味利息	卅六錢		
發行年月	大正九年三月		
償還年月	昭和卅五年六月		
償還期間	四十年二ヶ月		
償還割合	十回迄年三回一組三百通十一回以降年二回一組五百通宛		
每回償還額	六萬圓		
每回償還數	六千通		
定期償還總數		四十七萬四千通	
最終償還總數		七十二萬六千通	
抽籤・當籤		合 三九・五% 六〇・五%	
抽籤月		五月、十一月	
抽籤回数		八十四回	
現在償還總數		抽籤第卅回	
未償還總數		二十九萬四千通	
當籤率		九十九萬六千通	
割増金		一六六一一	
割増金額		(一組)(一回十二組)	
一等	三千圓	一箇	
二等	五百圓	一箇	
三等	百圓	一箇	
四等	十圓	五箇	
五等	五圓	六〇箇	
合計		九三箇一六一六箇	
割増金額		一五〇箇一八〇〇箇	
ナキ分當籤		四九六五圓五九五圓	
		三五〇通四二〇〇通	

解説
 ◎本券の特質は、二等三千圓と首ふ始めの高額割増金附として發行された點にある。二等五百圓とした點も、二千圓物が二等百圓に比較して、世間の歡迎を受けた道理であつた。
 ◎更らに發行額を一千二百圓とし全部賣切れたのは券界史上空前の盛觀であつた。
 ◎斯る有利な三千圓物は最早本券と次回の七十六回債券のみとなつた。次回繰上償還としては第一位のものであつた。
 ◎繰上償還基準は廿四萬圓及未滿毎に割増金一回分追加の規定である。
 ◎本券の高値は十二年一月の十二圓四十錢安値は七月十圓卅五錢が本年の最低である。

第七十七勸業債券

發行條件		券面金額	拾萬圓
賣出總額		一千萬圓	
通過總額		九百萬圓	
組數		九十萬圓	
利率	四分	稅引正味三分六厘	
課稅	六月	資本利子稅一錢第二所得稅三錢計四錢	
稅引正味利息	卅六錢		
發行年月	大正九年九月		
償還年月	昭和卅五年十二月		
償還期間	四十年二ヶ月		
償還割合	十回迄年三回一組三百通十一回以降年二回一組五百通		
每回償還額	五萬圓		
每回償還數	五千通		
定期償還總數		三十九萬五千通	
最終償還總數		六十萬五千通	
抽籤・當籤		合 三九・五% 六〇・五%	
抽籤月		五月、十一月	
抽籤回数		八十四回	
現在償還總數		抽籤第卅八回	
未償還總數		十六萬五千通	
當籤率		八十三萬五千通	
割増金		七十三萬五千通	
割増金額		一六七一一	
割増金額		(一組)(一回十組)	
一等	三千圓	一箇	
二等	五百圓	一箇	
三等	百圓	一箇	
四等	十圓	五〇箇	
五等	五圓	五〇〇箇	
合計		九三箇一五〇〇箇	
割増金額		一五〇箇一五〇〇箇	
ナキ分當籤		四九六五圓四九六五圓	
		三五〇通三五〇〇通	

解説
 ◎本券は三千圓物として第三次に發行されて好評を博してゐたが、十二年七月一日第七次繰上償還と發表された。
 ◎繰上償還基準は、廿萬圓及未滿毎に割増金一回分追加する事になつてゐる。よつて割増金割合は平素の六倍である。
 ◎一等三千圓六十本、二等五百圓六十本、三等百圓三百本、四等十圓三千本、五等五千五百八十本で合計三萬本、金額にして廿九萬七千九百圓である。
 ◎本券の利渡月は十二月であるが本券の最終の抽籤を了つた翌月元金の償還を受けると同時に利子も受取り、且つ新券購入票の手續も取可きである。
 ◎本券の高値は十二年二月の十二圓卅錢安値は六月十圓五十錢

第三回復興貯蓄債券

發行條件		發行年月 大正十四年三月		發行年月 昭和十七年九月		發行年月 昭和十七年六月		發行年月 昭和十七年六月		發行年月 昭和十七年六月			
賣出總額 一千萬圓		賣出總額 一千萬圓		賣出總額 一千萬圓		賣出總額 一千萬圓		賣出總額 一千萬圓		賣出總額 一千萬圓			
組數 十組(一組十萬通)		組數 十組(一組十萬通)		組數 十組(一組十萬通)		組數 十組(一組十萬通)		組數 十組(一組十萬通)		組數 十組(一組十萬通)			
利率 四分半年複利摺置		利率 四分半年複利摺置		利率 四分半年複利摺置		利率 四分半年複利摺置		利率 四分半年複利摺置		利率 四分半年複利摺置			
償還法 償還と同時に拂		償還法 償還と同時に拂		償還法 償還と同時に拂		償還法 償還と同時に拂		償還法 償還と同時に拂		償還法 償還と同時に拂			
定期償還總數 十七萬五千通		定期償還總數 十七萬五千通		定期償還總數 十七萬五千通		定期償還總數 十七萬五千通		定期償還總數 十七萬五千通		定期償還總數 十七萬五千通			
最終償還總數 八十二萬五千通		最終償還總數 八十二萬五千通		最終償還總數 八十二萬五千通		最終償還總數 八十二萬五千通		最終償還總數 八十二萬五千通		最終償還總數 八十二萬五千通			
抽籤・當籤		抽籤・當籤		抽籤・當籤		抽籤・當籤		抽籤・當籤		抽籤・當籤			
抽籤月 五月、十一月		抽籤月 五月、十一月		抽籤月 五月、十一月		抽籤月 五月、十一月		抽籤月 五月、十一月		抽籤月 五月、十一月			
抽籤回数 卅六回		抽籤回数 卅六回		抽籤回数 卅六回		抽籤回数 卅六回		抽籤回数 卅六回		抽籤回数 卅六回			
現在十一月 抽籤第廿六回		現在十一月 抽籤第廿六回		現在十一月 抽籤第廿六回		現在十一月 抽籤第廿六回		現在十一月 抽籤第廿六回		現在十一月 抽籤第廿六回			
現在償還總數 十二萬五千通		現在償還總數 十二萬五千通		現在償還總數 十二萬五千通		現在償還總數 十二萬五千通		現在償還總數 十二萬五千通		現在償還總數 十二萬五千通			
未償還通數 八十七萬五千通		未償還通數 八十七萬五千通		未償還通數 八十七萬五千通		未償還通數 八十七萬五千通		未償還通數 八十七萬五千通		未償還通數 八十七萬五千通			
當籤率 一七五一一		當籤率 一七五一一		當籤率 一七五一一		當籤率 一七五一一		當籤率 一七五一一		當籤率 一七五一一			
割増金 (一組) (一回十組)		割増金 (一組) (一回十組)		割増金 (一組) (一回十組)		割増金 (一組) (一回十組)		割増金 (一組) (一回十組)		割増金 (一組) (一回十組)			
一等 三千圓		一等 三千圓		一等 三千圓		一等 三千圓		一等 三千圓		一等 三千圓			
二等 五百圓		二等 五百圓		二等 五百圓		二等 五百圓		二等 五百圓		二等 五百圓			
三等 百圓		三等 百圓		三等 百圓		三等 百圓		三等 百圓		三等 百圓			
四等 十圓		四等 十圓		四等 十圓		四等 十圓		四等 十圓		四等 十圓			
五等 五圓		五等 五圓		五等 五圓		五等 五圓		五等 五圓		五等 五圓			
合計 五〇〇圓五〇〇圓		合計 五〇〇圓五〇〇圓		合計 五〇〇圓五〇〇圓		合計 五〇〇圓五〇〇圓		合計 五〇〇圓五〇〇圓		合計 五〇〇圓五〇〇圓			
割増金額 七七〇圓七七二〇圓		割増金額 七七〇圓七七二〇圓		割増金額 七七〇圓七七二〇圓		割増金額 七七〇圓七七二〇圓		割増金額 七七〇圓七七二〇圓		割増金額 七七〇圓七七二〇圓			
解説		解説		解説		解説		解説		解説			
◎前回の第二回復興債券に後る、事、僅かに四ヶ月の發行であり、抽籤回数に於て一回後れてゐるに過ぎない。しかも發行條件に於て全然同様である。従つて之等の事情が現す相場は兩者殆ど相接近してゐるわけである。		◎本券の高値は昨年未及本年一月共に十八圓二十五錢を最高とし、漸次低落、七月の最低十六圓八十錢である。之は昨年七月よりも落ち過ぎてゐる。據置利子の復興債券としてはやがて反動は必然であらう。		◎經過利子を含めて十二月一日現在十六圓五十六錢である。		◎繰上償還の追加基準は廿萬通又は未滿毎に一回分の割増金を附する。		◎前回の六回發行後の成功により、一千萬圓を四ヶ月目に發行された割増金の等級に小異の變化あるのみで、一組の割増金額は同様であつたが、四十萬通の缺番を生じてゐる。		◎本券の高値は十一月十二月の九圓十五錢を最高とし、毎月低落七月の安値八圓十錢が最低である。		六月一日の含利子を合せて七圓八十錢	

第六回復興貯蓄債券(五圓券)

發行條件		發行年月 大正十五年三月		發行年月 昭和十八年九月		發行年月 昭和十七年六月		發行年月 昭和十七年六月		發行年月 昭和十七年六月			
賣出總額 一千萬圓		賣出總額 一千萬圓		賣出總額 一千萬圓		賣出總額 一千萬圓		賣出總額 一千萬圓		賣出總額 一千萬圓			
組數 二百萬通		組數 二百萬通		組數 二百萬通		組數 二百萬通		組數 二百萬通		組數 二百萬通			
利率 四分半年複利摺置		利率 四分半年複利摺置		利率 四分半年複利摺置		利率 四分半年複利摺置		利率 四分半年複利摺置		利率 四分半年複利摺置			
償還法 償還と同時に拂		償還法 償還と同時に拂		償還法 償還と同時に拂		償還法 償還と同時に拂		償還法 償還と同時に拂		償還法 償還と同時に拂			
定期償還總數 三十五萬通		定期償還總數 三十五萬通		定期償還總數 三十五萬通		定期償還總數 三十五萬通		定期償還總數 三十五萬通		定期償還總數 三十五萬通			
最終償還總數 百六十五萬通		最終償還總數 百六十五萬通		最終償還總數 百六十五萬通		最終償還總數 百六十五萬通		最終償還總數 百六十五萬通		最終償還總數 百六十五萬通			
抽籤・當籤		抽籤・當籤		抽籤・當籤		抽籤・當籤		抽籤・當籤		抽籤・當籤			
抽籤月 五月、十一月		抽籤月 五月、十一月		抽籤月 五月、十一月		抽籤月 五月、十一月		抽籤月 五月、十一月		抽籤月 五月、十一月			
抽籤回数 卅六回		抽籤回数 卅六回		抽籤回数 卅六回		抽籤回数 卅六回		抽籤回数 卅六回		抽籤回数 卅六回			
現在十一月 抽籤第廿四回		現在十一月 抽籤第廿四回		現在十一月 抽籤第廿四回		現在十一月 抽籤第廿四回		現在十一月 抽籤第廿四回		現在十一月 抽籤第廿四回			
現在償還總數 二十三萬通		現在償還總數 二十三萬通		現在償還總數 二十三萬通		現在償還總數 二十三萬通		現在償還總數 二十三萬通		現在償還總數 二十三萬通			
未償還通數 百七十萬通		未償還通數 百七十萬通		未償還通數 百七十萬通		未償還通數 百七十萬通		未償還通數 百七十萬通		未償還通數 百七十萬通			
當籤率 一七七一一		當籤率 一七七一一		當籤率 一七七一一		當籤率 一七七一一		當籤率 一七七一一		當籤率 一七七一一			
割増金 (一組) (一回廿組)		割増金 (一組) (一回廿組)		割増金 (一組) (一回廿組)		割増金 (一組) (一回廿組)		割増金 (一組) (一回廿組)		割増金 (一組) (一回廿組)			
一等 千五百圓		一等 千五百圓		一等 千五百圓		一等 千五百圓		一等 千五百圓		一等 千五百圓			
二等 百圓		二等 百圓		二等 百圓		二等 百圓		二等 百圓		二等 百圓			
三等 十圓		三等 十圓		三等 十圓		三等 十圓		三等 十圓		三等 十圓			
四等 二圓		四等 二圓		四等 二圓		四等 二圓		四等 二圓		四等 二圓			
合計 五〇〇圓一〇〇〇圓		合計 五〇〇圓一〇〇〇圓		合計 五〇〇圓一〇〇〇圓		合計 五〇〇圓一〇〇〇圓		合計 五〇〇圓一〇〇〇圓		合計 五〇〇圓一〇〇〇圓			
割増金額 三八三二圓七六六圓		割増金額 三八三二圓七六六圓		割増金額 三八三二圓七六六圓		割増金額 三八三二圓七六六圓		割増金額 三八三二圓七六六圓		割増金額 三八三二圓七六六圓			
解説		解説		解説		解説		解説		解説			
◎前回の六回發行後の成功により、一千萬圓を四ヶ月目に發行された割増金の等級に小異の變化あるのみで、一組の割増金額は同様であつたが、四十萬通の缺番を生じてゐる。		◎本券の高値は十一月十二月の九圓十五錢を最高とし、毎月低落七月の安値八圓十錢が最低である。		六月一日の含利子を合せて七圓八十錢		◎十二月一日現在の經過利子は二圓九十六錢で合計七圓九十六錢		◎本券の繰上償還規定によると、二十組、二百萬圓又は四十萬通毎に各一回分の割増金を追加する事になつてゐる。					

券債業勸引割回八第

發行條件	券面金額 貳拾圓 賣出價額 拾圓 發行券面總額 一千萬圓 賣出價格總額 五百萬圓 通數 五十萬通 組數 五組(一組十萬通)	最終利息 二分七厘八毛 償還法	發行年月 昭和九年十月 償還年月 昭和廿四年十二月 償還期間 廿五年一ヶ月 償還數 年二回一組三百通 每回償還數 一千五百通 每回償還額 三萬圓 定期償還總數 七萬五千通
最終回償還數 四十二萬五千通	割 合 一五% 八五%	抽籤・當籤	抽籤月 五月、十一月 抽籤回数 五十一回 現在 十月 抽籤第七回 現在償還總數 九千通 未償還通數 四十九萬一千通 當籤率 三二七一
割増金額 四八九〇圓二四四圓	ナキ分當籤 二〇〇通一〇〇〇通	割増金 (一組) (一回五組)	一等 三千圓 一箇 五箇 二等 百圓 一〇箇 五〇箇 三等 十圓 八九箇 四四五箇 合計 一〇〇箇 五〇〇箇
<p>解説</p> <p>◎十一月の抽籤では、割引債券として本券一つあるのみである。 ◎前回迄の割引債券と比較すると色々な條件の低下がある。 ◎最終利息に於て本券より以後二分台に落ちた。 ◎毎回割増金三等二百五十本金額にして二千五百圓の大減少となつてゐる。 ◎本券は十一年秋期から割引債券暴騰の大勢に乗じ、十二年二月三月には十五圓四十錢と云ふ最高高値に達したが、夏季に向つて低落を續けた、之は所謂訂正相場で、落着く所に落付いて行つたのである。</p>			

籤抽月六・月二十

第十三回、第十四回	第九回	第三回	第九回	第一回	第七十回	卅八回	第六回	第五回	第四回
割引勸業債券(貳拾圓券)	割引勸業債券(貳拾圓券)	復興貯蓄債券(四分据置五圓券)	復興貯蓄債券(四分据置拾圓券)	復興貯蓄債券(四分据置拾圓券)	勸業債券(四分利拾圓券)	勸業債券(五分利貳拾圓券)	勸業債券(五分利貳拾圓券)	勸業債券(五分利貳拾圓券)	勸業債券(五分利貳拾圓券)

券價業勸回四第

發行條件	券面金額 貳拾圓 賣出總額 二百萬圓 通數 十萬通 組數 一組(に)	利率 五分 利渡 一月、七月 課稅金額 一回利金五十錢に付資 本利子稅二錢第二所得 稅三錢計五錢	發行年月 明治卅一年十一月 償還年月 昭和十四年一月 償還期間 四十年一ヶ月 償還割合數 年二回終回迄均分償還 每回償還額 二萬五千圓	發行條件	券面金額 貳拾圓 賣出總額 二百萬圓 通數 十萬通 組數 一組(に)	利率 五分 利渡 一月、七月 課稅金額 一回利金五十錢に付資 本利子稅二錢第二所得 稅三錢計五錢	發行年月 明治卅一年十一月 償還年月 昭和十四年一月 償還期間 四十年一ヶ月 償還割合數 年二回終回迄均分償還 每回償還額 二萬五千圓		
抽籤・當籤	抽籤月 六月、十二月 抽籤回数 八十回 現在十二月 抽籤第七十八回 現在償還總數 九萬六千二百五十通 未償還通數 三千七百五十通 未償還現存數 同 當籤率 三一	抽籤・當籤	抽籤月 六月、十二月 抽籤回数 八十回 現在十二月 抽籤第七十七回 現在償還總數 七萬一千二百十二通 未償還通數 三千七百八十八通 未償還現存數 同 當籤率 四一一	抽籤・當籤	抽籤月 六月、十二月 抽籤回数 八十回 現在十二月 抽籤第七十七回 現在償還總數 七萬一千二百十二通 未償還通數 三千七百八十八通 未償還現存數 同 當籤率 四一一	抽籤・當籤	抽籤月 六月、十二月 抽籤回数 八十回 現在十二月 抽籤第七十七回 現在償還總數 七萬一千二百十二通 未償還通數 三千七百八十八通 未償還現存數 同 當籤率 四一一	抽籤・當籤	抽籤月 六月、十二月 抽籤回数 八十回 現在十二月 抽籤第七十七回 現在償還總數 七萬一千二百十二通 未償還通數 三千七百八十八通 未償還現存數 同 當籤率 四一一
割増金額	一等 三百圓 二等 百圓 三等 十圓 合計 四一〇圓 ナキ分當籤 七百八十七通	割増金額	一等 三百圓 二等 百圓 三等 十圓 合計 四一〇圓 ナキ分當籤 七百八十七通	割増金額	一等 三百圓 二等 百圓 三等 十圓 合計 四一〇圓 ナキ分當籤 七百八十七通	割増金額	一等 三百圓 二等 百圓 三等 十圓 合計 四一〇圓 ナキ分當籤 七百八十七通	割増金額	一等 三百圓 二等 百圓 三等 十圓 合計 四一〇圓 ナキ分當籤 七百八十七通
解説	◎割増金付小額債券の最初に現れた、頗る意味の深い債券である。 ◎發行年月は卅九年の昔、明治卅一年で、昭和十三年十二月第八十回を以て芽出度最終抽籤を終り翌十四年一月に残存全部の償還となる豫定である。 ◎抽籤回数は後三回であるから、十二月の抽籤には三本に一本當籤と言ふ、債券中最も高い當籤率である。 ◎但し割引債券や、復興債券と違つて當籤千二百五十本の中千本のナキ分當籤があり、一等は三百圓である。	解説	◎割増金付小額債券の最初に現れた、頗る意味の深い債券である。 ◎發行年月は卅九年の昔、明治卅一年で、昭和十三年十二月第八十回を以て芽出度最終抽籤を終り翌十四年一月に残存全部の償還となる豫定である。 ◎抽籤回数は後三回であるから、十二月の抽籤には三本に一本當籤と言ふ、債券中最も高い當籤率である。 ◎但し割引債券や、復興債券と違つて當籤千二百五十本の中千本のナキ分當籤があり、一等は三百圓である。	解説	◎割増金付小額債券の最初に現れた、頗る意味の深い債券である。 ◎發行年月は卅九年の昔、明治卅一年で、昭和十三年十二月第八十回を以て芽出度最終抽籤を終り翌十四年一月に残存全部の償還となる豫定である。 ◎抽籤回数は後三回であるから、十二月の抽籤には三本に一本當籤と言ふ、債券中最も高い當籤率である。 ◎但し割引債券や、復興債券と違つて當籤千二百五十本の中千本のナキ分當籤があり、一等は三百圓である。	解説	◎割増金付小額債券の最初に現れた、頗る意味の深い債券である。 ◎發行年月は卅九年の昔、明治卅一年で、昭和十三年十二月第八十回を以て芽出度最終抽籤を終り翌十四年一月に残存全部の償還となる豫定である。 ◎抽籤回数は後三回であるから、十二月の抽籤には三本に一本當籤と言ふ、債券中最も高い當籤率である。 ◎但し割引債券や、復興債券と違つて當籤千二百五十本の中千本のナキ分當籤があり、一等は三百圓である。	解説	◎割増金付小額債券の最初に現れた、頗る意味の深い債券である。 ◎發行年月は卅九年の昔、明治卅一年で、昭和十三年十二月第八十回を以て芽出度最終抽籤を終り翌十四年一月に残存全部の償還となる豫定である。 ◎抽籤回数は後三回であるから、十二月の抽籤には三本に一本當籤と言ふ、債券中最も高い當籤率である。 ◎但し割引債券や、復興債券と違つて當籤千二百五十本の中千本のナキ分當籤があり、一等は三百圓である。

券價業勸回五第

發行條件	券面金額 貳拾圓 賣出總額 百五十萬圓 通數 七萬五千通 組數 一組(ほ組)	利率 五分 利渡 一月、七月 課稅金額 一回利金五十錢に付資 本利子稅二錢第二所得 稅三錢計五錢	發行年月 明治卅二年六月 償還年月 昭和十四年七月 償還期間 四十年 償還割合數 年二回終回迄均分償還 每回償還額 一萬八千七百四十圓	發行條件	券面金額 貳拾圓 賣出總額 百五十萬圓 通數 七萬五千通 組數 一組(ほ組)	利率 五分 利渡 一月、七月 課稅金額 一回利金五十錢に付資 本利子稅二錢第二所得 稅三錢計五錢	發行年月 明治卅二年六月 償還年月 昭和十四年七月 償還期間 四十年 償還割合數 年二回終回迄均分償還 每回償還額 一萬八千七百四十圓				
抽籤・當籤	抽籤月 六月、十二月 抽籤回数 八十回 現在十二月 抽籤第七十七回 現在償還總數 七萬一千二百十二通 未償還通數 三千七百八十八通 未償還現存數 同 當籤率 四一一	抽籤・當籤	抽籤月 六月、十二月 抽籤回数 八十回 現在十二月 抽籤第七十七回 現在償還總數 七萬一千二百十二通 未償還通數 三千七百八十八通 未償還現存數 同 當籤率 四一一	抽籤・當籤	抽籤月 六月、十二月 抽籤回数 八十回 現在十二月 抽籤第七十七回 現在償還總數 七萬一千二百十二通 未償還通數 三千七百八十八通 未償還現存數 同 當籤率 四一一	抽籤・當籤	抽籤月 六月、十二月 抽籤回数 八十回 現在十二月 抽籤第七十七回 現在償還總數 七萬一千二百十二通 未償還通數 三千七百八十八通 未償還現存數 同 當籤率 四一一	抽籤・當籤	抽籤月 六月、十二月 抽籤回数 八十回 現在十二月 抽籤第七十七回 現在償還總數 七萬一千二百十二通 未償還通數 三千七百八十八通 未償還現存數 同 當籤率 四一一		
割増金額	一等 三百圓 二等 百圓 三等 十圓 合計 四一〇圓 ナキ分當籤 七百八十七通	割増金額	一等 三百圓 二等 百圓 三等 十圓 合計 四一〇圓 ナキ分當籤 七百八十七通	割増金額	一等 三百圓 二等 百圓 三等 十圓 合計 四一〇圓 ナキ分當籤 七百八十七通	割増金額	一等 三百圓 二等 百圓 三等 十圓 合計 四一〇圓 ナキ分當籤 七百八十七通	割増金額	一等 三百圓 二等 百圓 三等 十圓 合計 四一〇圓 ナキ分當籤 七百八十七通	割増金額	一等 三百圓 二等 百圓 三等 十圓 合計 四一〇圓 ナキ分當籤 七百八十七通
解説	◎第四回勸業債券に次ぐ券歴の古い債券である。 ◎第四回よりも約半年後れて發賣されたが全部賣盡された。 ◎十二月は抽籤第七十七回目で、當籤率は四本に一本と言ふ第四回債券に次ぐ高率を持つてゐる。 ◎第四回の發賣二百萬圓一組に對し、五回は百五十萬圓であつて、割増金一等二等は同額同數であるから、此點は第四回より勝れてゐる。 ◎第四回と同様當籤本位に買つてよい債券である。	解説	◎第四回勸業債券に次ぐ券歴の古い債券である。 ◎第四回よりも約半年後れて發賣されたが全部賣盡された。 ◎十二月は抽籤第七十七回目で、當籤率は四本に一本と言ふ第四回債券に次ぐ高率を持つてゐる。 ◎第四回の發賣二百萬圓一組に對し、五回は百五十萬圓であつて、割増金一等二等は同額同數であるから、此點は第四回より勝れてゐる。 ◎第四回と同様當籤本位に買つてよい債券である。	解説	◎第四回勸業債券に次ぐ券歴の古い債券である。 ◎第四回よりも約半年後れて發賣されたが全部賣盡された。 ◎十二月は抽籤第七十七回目で、當籤率は四本に一本と言ふ第四回債券に次ぐ高率を持つてゐる。 ◎第四回の發賣二百萬圓一組に對し、五回は百五十萬圓であつて、割増金一等二等は同額同數であるから、此點は第四回より勝れてゐる。 ◎第四回と同様當籤本位に買つてよい債券である。	解説	◎第四回勸業債券に次ぐ券歴の古い債券である。 ◎第四回よりも約半年後れて發賣されたが全部賣盡された。 ◎十二月は抽籤第七十七回目で、當籤率は四本に一本と言ふ第四回債券に次ぐ高率を持つてゐる。 ◎第四回の發賣二百萬圓一組に對し、五回は百五十萬圓であつて、割増金一等二等は同額同數であるから、此點は第四回より勝れてゐる。 ◎第四回と同様當籤本位に買つてよい債券である。	解説	◎第四回勸業債券に次ぐ券歴の古い債券である。 ◎第四回よりも約半年後れて發賣されたが全部賣盡された。 ◎十二月は抽籤第七十七回目で、當籤率は四本に一本と言ふ第四回債券に次ぐ高率を持つてゐる。 ◎第四回の發賣二百萬圓一組に對し、五回は百五十萬圓であつて、割増金一等二等は同額同數であるから、此點は第四回より勝れてゐる。 ◎第四回と同様當籤本位に買つてよい債券である。	解説	◎第四回勸業債券に次ぐ券歴の古い債券である。 ◎第四回よりも約半年後れて發賣されたが全部賣盡された。 ◎十二月は抽籤第七十七回目で、當籤率は四本に一本と言ふ第四回債券に次ぐ高率を持つてゐる。 ◎第四回の發賣二百萬圓一組に對し、五回は百五十萬圓であつて、割増金一等二等は同額同數であるから、此點は第四回より勝れてゐる。 ◎第四回と同様當籤本位に買つてよい債券である。

券債業勸回六第

發行條件	發行年月	明治卅二年十一月
發行年月	昭和十五年一月	
發行期間	四十年一ヶ月	
償還割合	年二回終回迄均分償還	
每回償還額	一萬二千五百圓	
發行金額	貳拾圓	
賣出總額	百萬元	
組數	五萬通	
利率	五分稅引正味四分五厘	
課稅金額	一月、十月	
稅引正味利息	一回利金五十錢に付資 本利子稅二錢第二所得 稅三錢計五錢	
發行年月	明治卅四年十二月	
發行年月	昭和廿七年一月	
發行期間	四十年	
償還割合	一回一十六回年三回百 五十通、一七回一四六 回年二回百五十通、四 七回一八五回年三回七五 〇通宛、現在は第三期	
發行金額	貳拾圓	
賣出總額	三百萬圓	
組數	十五萬通	
利率	五分稅引正味四分五厘	
課稅金額	一月、七月	
稅引正味利息	一回利金五十錢に付資 本利子稅二錢第二所得 稅三錢計五錢	
發行年月	明治卅四年十二月	
發行年月	昭和廿七年一月	
發行期間	四十年	
償還割合	一回一十六回年三回百 五十通、一七回一四六 回年二回百五十通、四 七回一八五回年三回七五 〇通宛、現在は第三期	
發行金額	貳拾圓	
賣出總額	三百萬圓	
組數	十五萬通	
利率	五分稅引正味四分五厘	
課稅金額	一月、七月	
稅引正味利息	一回利金五十錢に付資 本利子稅二錢第二所得 稅三錢計五錢	

券債業勸回八第

發行條件	發行年月	明治卅二年十一月
發行年月	昭和十五年一月	
發行期間	四十年一ヶ月	
償還割合	年二回終回迄均分償還	
每回償還額	一萬二千五百圓	
發行金額	貳拾圓	
賣出總額	百萬元	
組數	五萬通	
利率	五分稅引正味四分五厘	
課稅金額	一月、十月	
稅引正味利息	一回利金五十錢に付資 本利子稅二錢第二所得 稅三錢計五錢	
發行年月	明治卅四年十二月	
發行年月	昭和廿七年一月	
發行期間	四十年	
償還割合	一回一十六回年三回百 五十通、一七回一四六 回年二回百五十通、四 七回一八五回年三回七五 〇通宛、現在は第三期	
發行金額	貳拾圓	
賣出總額	三百萬圓	
組數	十五萬通	
利率	五分稅引正味四分五厘	
課稅金額	一月、七月	
稅引正味利息	一回利金五十錢に付資 本利子稅二錢第二所得 稅三錢計五錢	

抽籤・當籤

抽籤月 六月、十二月
抽籤回数 八十回
現在十二月 抽籤第七十六回
現在償還總數 四萬六千八百七十五通
未償還通數 三千一百二十五通
未償還現存數 同
當籤率 五一一

割増金

一等 千圓 一箇
二等 百圓 五箇
三等 十圓 七五箇
合計 八一箇
割増金額 二千二百五十圓
ナキ分當籤 五百四十四通

解説

◎本券は、小額債券第三次の發行に係るものであつて、前回の第四回第五回が一等三百圓であつたものな一圓千圓に引上げて好評を博し、やうやく債券本来の妙味を發揮するに至つた。
◎十二月には既に七十六回目の抽籤を迎へ、當籤率五本に一本と云ふ高率である。
◎而して第四回第五回と言ひ、本券と云ひ、何れも、當籤率に於て非常な偉れた長所を持つてゐるが、ナキ分當籤が相當に含まれてゐる事と、市場に殆ど出でず、少しく目立つ買入れとすると、そのために相場を上げると言ふ結果になる。要するに廿圓券共通の現象である。

抽籤・當籤

抽籤月 六月、十二月
抽籤回数 八十五回
現在十二月 抽籤第五十七回
現在償還總數 五萬二千二百通
未償還通數 九萬七千八百通
當籤率 四三一

割増金

一等 千圓 一箇
二等 五百圓 三箇
三等 百圓 一五箇
四等 十圓 二四〇箇
合計 二七三〇圓八一九〇圓
割増金額 六七〇通二〇一〇通

解説

◎前回即四分五厘利十圓券の卅七回の成績が不良であつたので、再び九年前發行の第十四回券と同型の形をとつて本券は發行された。即ち五分利廿圓券である。全部賣切れたつた。
◎本券の償還数は三期に分つて各々通數を異にするが現在第三期で、毎回一組七百五十通の償還である。
◎本券の如き、有利な債券は、繰上償還間に在りと言はればならぬ。既に同種の四十一、四十二、四十三回は償還を終つてゐる。繰上償還基準は、償還元金六十萬圓即三萬通及び未滿毎に割増金一回分追加の規定である。

券債業勸回十七第

發行條件	券面金額拾圓 賣出總額一千萬圓 通數百萬通 組數十組(一組十萬通)
發行年月	大正七年十月
償還年月	昭和廿四年一月
償還期間	四十年二ヶ月
償還割合	十回迄年三回一組三百通以後年二回五百通宛
課税	利引正味利息 卅六錢 資本利子 稅一錢 第二所得稅三錢計四錢
利息	四分稅引正味三分六厘
定期償還總數	三十九萬五千通
最終償還總數	六十萬五千通
抽籤・當籤	抽籤月 六月、十二月 抽籤回数 八十四回 現在十二月抽籤第四十二回 現在償還總數 十八萬五千通 未償還通數 八十一萬五千通 當籤率 一六三・一
割増金	一等 二千圓 一箇 二等 五百圓 五箇 三等 十圓 四六箇 四等 四六圓 四六箇 五等 九八圓 九八箇 計 一五〇箇一五〇〇箇 ナキ分當籤 二四五〇圓二四五〇圓 三三〇通三五〇〇通
割増率	一七・五% 八二・五%
抽籤・當籤	抽籤月 六月、十二月 抽籤回数 卅六回 現在十二月抽籤第廿七回 現在償還總數 十三萬通 未償還通數 八十七萬通 未償還現存數 八十三萬通 當籤率 一七四・一
割増金	一等 三千圓 一箇 二等 五百圓 二箇 三等 百圓 九箇 四等 十圓 七四箇 五等 五圓 四一四箇 計 五〇〇箇五〇〇〇箇 ナキ分當籤 七七一〇圓七七二〇圓
割増率	(一組) (一回十組)
解説	◎昭和十二年七月一日第七次繰上償還の中に本券も發表された。此の抽籤を以て最終となるが、十二月に於ける勸業債券十圓券は本券一種であつたので、愈々次の六月十二月には全く拾圓券の姿を見る事は出来なくなるわけである。 ◎繰上償還基準によると廿萬通又は未滿毎に一回分の割増金追加の規定であるから平素の六倍となる ◎即ち一等二千圓六十箇、二等三百圓三百箇、三等十圓二千七百六十箇、四等五圓五千八百八十箇、割増金總額十四萬七千圓となる。 ◎翌年の一月は償還と共に利子を受取る。新券業換へのため新券購入票の手續をとること。

券債蓄貯興復回一第

發行條件	券面金額拾圓 賣出總額一千萬圓 通數百萬通 組數十組(一組十萬通)
發行年月	大正十三年九月
償還年月	昭和十七年四月
償還期間	十七年六ヶ月
償還回数	年二回毎回一組五百通
課税	利引正味利息 卅六錢 資本利子 稅一錢 第二所得稅三錢計四錢
利息	四分稅引正味三分六厘
定期償還總數	十七萬五千通
最終償還總數	八十二萬五千通
抽籤・當籤	抽籤月 六月、十二月 抽籤回数 卅六回 現在十二月抽籤第廿七回 現在償還總數 十三萬通 未償還通數 八十七萬通 未償還現存數 八十三萬通 當籤率 一七四・一
割増金	一等 三千圓 一箇 二等 五百圓 二箇 三等 百圓 九箇 四等 十圓 七四箇 五等 五圓 四一四箇 計 五〇〇箇五〇〇〇箇 ナキ分當籤 七七一〇圓七七二〇圓
割増率	(一組) (一回十組)
解説	◎色々な意味で特色を持つ復興債券のトップを切つた債券である。特色の主なるものは(一)當籤したら全部割増金がつくこと(二)免稅の特典(三)利率は年四分の半年復利である。 ◎今一月に於ける含利子を加算すれば十六圓八十九錢となる。 ◎最高の高値は十一年十二月と十二年一月で十八圓卅五錢に達した最低値は十二年六月七月の十七圓五錢である。 ◎繰上償還の懸念は少い。勸業債券が大體終る迄は復興債券には来ないと言ふ事の見透しが着いた。 ◎若し繰上償還となれば復興債券中第一番に本券へ来るのは必然である。繰上償還の場合には廿萬通又は未滿毎に一回分の割増金を追加される。

(券圓十) 券價蓄貯興復回九第

發行條件		定期償還總數		解 說	
券面金額	拾 圓	最終回償還數	五萬二千八百通	◎前回同様五圓券と組合せて發行前回の成績に鑑みて發行額を減少して三百萬圓の發賣に過ぎなかつたが、依然として缺番を生じてゐる。 ◎一組の償還數と割増金割合は前の八回と同様なるものである。 ◎十三年一月現在經過利子を加算すると十五圓廿錢となる。 ◎本券の高値は十一年末及十二年一月の十八圓廿錢を最高とし、漸次低落七月の安値は十六圓十錢、前年七月に近い低落振りである。 ◎繰上償還の場合に於ける基準は三組六十萬通迄毎に割増金一圓分を追加。	
賣出總額	三百萬圓	割 合	一七・六% 八二・四%		
組 數	三十萬通	抽籤・當籤	抽籤 月 六月、十二月		
發賣額	二百十六萬圓	抽籤 回数	廿八回		
發賣通數	二十一萬六千通	現在十二月	抽籤第廿二回		
缺番	八萬四千通	現在償還總數	三萬三千六百通		
利率	四分 半年複利据置	未償還通數	廿六萬六千四百通		
償還期	昭和二三年三月	未償還現存數	十八萬二千四百通		
發行年月	昭和十九年十月	當 籤 率	二二・二一		
償還期間	十七年六ヶ月	割増金	(一組) (一回三組)		
償還數	七回迄年三回一組八百通 八回以後年三回一組四百通	一等	三千圓 一箇 三箇		
每回償還額	千二百通	二等	二百圓 八箇 二四箇		
定期償還總數	一萬二千圓	三等	十圓 一〇〇箇 二〇〇箇		
		四等	四圓 二九一箇 八七三箇		
		合 計	四〇〇箇 二〇〇箇		
		割増金額	六七六四圓二七〇圓		

(券圓五) 券價蓄貯興復回九第

發行條件		定期償還總數		解 說	
券面金額	五 圓	最終回償還數	六十五萬九千二百通	◎本券は、第八回復興五圓券より三ヶ月を後れて、同條件で發行されたものである。従つて第八回とは抽籤一回分の差にすぎない。 ◎十三年一月現在經過利子を含めて七圓六十五錢となる。 ◎本券の高値は十一年十二月と十二年一月の八圓九十錢を最高とし以後毎月低落を續行五月には最低値七圓九十五錢を示した。八月は早くも上向き始めた。 ◎本券の繰上償還の場合に於ける割増金追加の基準は、八組八十萬圓十六萬通、又は未滿毎に一回分の割増金を加ふることになつてゐる。	
賣出總額	四百萬圓	割 合	一七・六% 八二・四%		
組 數	八十萬通	抽籤・當籤	抽籤 月 六月、十二月		
發賣額	三百三十四萬圓	抽籤 回数	廿八回		
發賣通數	六十六萬八千通	現在十二月	抽籤第廿二回		
缺番	十三萬二千通	現在償還總數	八萬九千六百通		
利率	四分 半年複利据置	未償還通數	七十一萬四百通		
償還期	昭和二年三月	未償還現存數	五十七萬八千四百通		
發行年月	昭和十九年十月	當 籤 率	二二・二一		
償還期間	十七年六ヶ月	割増金	(一組) (一回八組)		
償還數	七回迄年三回一組八百通 八回以後年三回一組四百通	一等	千五百圓 一箇 八箇		
每回償還額	三千二百通	二等	百圓 八箇 六四箇		
定期償還總數	十四萬八百通	三等	五圓 一〇〇箇 八〇〇箇		
		四等	二圓 二九一箇 八七三箇		
		合 計	四〇〇箇 二〇〇箇		
		割増金額	三三八二圓二七〇圓		

券債業勸引割回三第

發行條件		最終回償還數		解説
券面金額	貳拾圓	割合	合 一八% 八二%	
賣出價格	拾圓	抽籤・當籤		
發行券面總額	一千萬圓	抽籤月	六月、十二月	
賣出價格總額	五百萬圓	抽籤回数	廿七回	
通數	五十萬通	現在十二月	抽籤第十五回	
最終利息	五組(一組十萬通)	現在償還總數	三萬五千通	
償還法	三分八厘三毛	未償還通數	四十六萬五千通	
發行年月	昭和五年九月	當籤率	一八六一	
償還年月	昭和廿四年一月	割増金	(一組) (一回五組)	
償還期間	十八年三ヶ月	一等	三千圓 一箇 五箇	
償還數	年二回一組五百通	二等	百圓 一〇箇 五〇箇	
每回償還額	二千五百通	三等	十圓 一三九箇 六九五箇	
每回償還總額	五萬圓	合計	一五〇箇 七五〇箇	
定期償還總額	九萬通	割増金額	五三九〇圓二六九五圓	
		ナキ分當籤	三五〇通一七五〇通	

券債業勸引割回九第

發行條件		最終回償還數		解説
券面金額	貳拾圓	割合	合 一五% 八五%	
賣出價格	拾圓	抽籤・當籤		
發行券面總額	一千二百萬圓	抽籤月	六月、十二月	
賣出價格總額	六百萬圓	抽籤回数	五十一回	
通數	六十萬通	現在十二月	抽籤第六回	
最終利息	六組(一組十萬通)	現在償還總數	九千通	
償還法	二分七厘七毛	未償還通數	五十九萬一千通	
發行年月	昭和十年四月	當籤率	三二八一	
償還年月	昭和廿五年六月	割増金	(一組) (一回六組)	
償還期間	廿五年三ヶ月	一等	三千圓 一箇 六箇	
償還數	年二回一組三百通	二等	百圓 一〇箇 六〇箇	
每回償還額	千八百通	三等	十圓 八九箇 五三四箇	
每回償還總額	三萬六千圓	合計	一〇〇箇 六〇〇箇	
定期償還總額	九萬通	割増金額	四八九〇圓二九三〇圓	
		ナキ分當籤	二〇〇通一二〇〇通	

券債業勸回八第

發行條件		抽籤・當籤		解説	
券面金額	貳拾圓	抽籤月	一月、七月	◎本券の發行は明治卅三年の末と言ふ誠に古い債券で、多量に買出動を計つても、直ちに値上り等の爲に思ふ様には集め得ない。	
賣出總額	百萬圓	抽籤回数	八十回	◎本券の割増金割合即ち一等千圓二等五百圓三等百圓四等十圓は非常に大衆の期待に合つたもので、且つ又發行額百萬圓も當時としては適度のものであつたので忽ち賣切れとなり、以後第九回第十回勸業債券は全く同條件で發行されるに至つたのである。	
組數	五萬通	現在一月	抽籤第七十四回	◎抽籤回数は既に七十四回に迫り残す所僅かに六回を以て最終償還となるのである。	
利率	五分	現在償還總數	四萬五千六百廿五通		
課稅金額	一回五十錢	未償還總數	四千三百七十五通		
發行年月	明治卅三年十一月	未償還現存數	同		
償還年月	昭和十六年二月	當籤率	七一		
償還期間	四十年二月	割増金	七三箇		
償還割合數	年二回終回迄均分償還	合計	七八箇		
毎回償還額	一萬二千五百圓	割増金額	二千五百卅圓		
毎回償還數	六百二十五通	ナキ分當籤	五百四十七通		

券債業勸回二十第

發行條件		抽籤・當籤		解説	
券面金額	貳拾圓	抽籤月	一月、七月	◎前回の第十一回勸業債券に引續いて僅々二ヶ月後に本券は發行されてゐる。しかも發行額も割増金も償還額も全部同様の條件發行であつたが忽ち賣切れとなつた。第十一回と異なる所は抽籤月が違つてゐるだけの差である。	
賣出總額	百萬圓	抽籤回数	八十回	◎抽籤第七十二回目で、残る所僅かに八回、九本に一本と云ふ頗るの高率である。	
組數	五萬通	現在一月	抽籤第七十二回	◎此の債券も亦他の廿圓と同様、發賣當時貯蓄用に購入されたので市場には餘り出廻らない。	
利率	五分	現在償還總數	四萬四千三百七十五通		
課稅金額	一回五十錢	未償還總數	五千六百二十五通		
發行年月	明治卅四年十二月	未償還現存數	同		
償還年月	昭和十七年二月	當籤率	九一		
償還期間	四十年一ヶ月	割増金	一箇		
償還割合數	年二回終回迄均分償還	合計	一八箇		
毎回償還額	一萬二千五百圓	割増金額	二千五百卅圓		
毎回償還數	六百二十五通	ナキ分當籤	五百七通		

券債業勸回四十第

發行條件		抽籤・當籤		解説	
券面金額	貳拾圓	抽籤月	十月、七月	◎本券は前回の第十三回勸業債券に引續いて一ヶ月後發行され、しかも同じ條件であつた同條件は十一回、十二回、十三回、十四回と續いたが、本券以下はしばらく利率四分五厘に低下となつた。	◎本券は第十二回と同じ抽籤月で本券が一回分だけ後れてゐるに過ぎない。
賣出總額	百萬圓	抽籤回数	八十回	◎四回より本券十四回迄の勸業債券共通の主なる特質を見るに第一に五分利である點、第二は各々八回の償還を持ち、その間全部を平均にした數の償還即均分償還である、従つて假りに繰上償還ありとする場合にも、割増金は各回に附いてゐるから、増化されるだけで、得こそすれ損はないのである。従つて繰上の償還懸念がない。	
組數	一組(か)	現在一月	抽籤第七十一回		
利率	五分稅引正味四分五厘	現在償還總數	四萬三千七百五十通		
課稅金額	二月、八月	未償還通數	六千二百五十通		
稅引正味利息	一回利息五十錢に付資本利子稅二錢第二所得稅三錢計五錢	當籤率	同		
發行年月	明治卅五年六月	割増率	一〇—		
償還年月	昭和十七年八月	一等	千圓 一箇		
償還期間	四十年一ヶ月	二等	五百圓 一箇		
償還割合數	年二回終回迄均分償還	三等	百圓 三箇		
每回償還額	一萬二千五百圓	四等	十圓 三三箇		
每回償還數	六百二十五通	五等	五圓 八〇箇		
		合計	二千五百卅圓		
		割増金額	五百七通		
		ナキ分當籤			

券債業勸回八十第

發行條件		抽籤・當籤		解説	
券面金額	貳拾圓	抽籤月	一月、七月	◎本券は、前回即第十七回勸業債券の發行後二ヶ月にして矢繼早に續發されたものである。	
賣出總額	百萬圓	抽籤回数	八十回	◎發行條件は全然同様であつて、つまり、十六回、十七回、十八回と同じものが三種揃つたのである	
組數	五萬通	現在一月	抽籤第六十九回	◎本券の抽籤も既に第六十九回に達し、當籤率は十二本に一本と云ふ高率、廿圓券の共通性として矢張り本券も市場に浮動債券少く多數買出動に難色がある。	
利率	四分五厘稅引正味四分二厘	現在償還總數	四萬二千五百通	◎相場は八月抽籤時は所謂夏枯相場で幾分低落氣味、二月抽籤時には冬高相場一般氣配に乗つて割高である。之は本券のみでなく廿圓券の古券に通ずる一般性である	
課稅金額	二月、八月	未償還通數	七千五百通		
稅引正味利息	一回利息四十五錢に付資本利子稅一錢第二所得稅三錢計四錢	當籤率	一一—		
發行年月	明治廿六年六月	割増率	金		
償還年月	昭和十八年八月	一等	千圓 一箇		
償還期間	四十年一ヶ月	二等	五百圓 一箇		
償還割合數	年二回終回迄均分償還	三等	百圓 三箇		
每回償還額	一萬二千五百圓	四等	十圓 三〇箇		
每回償還數	六百二十五通	五等	五圓 九〇箇		
		合計	一二五箇		
		割増金額	二五五〇圓		
		ナキ分當籤	五〇〇通		

券債業勸回廿第

發行條件	券面金額 貳拾圓 賣出總額 二百萬圓 組數 十萬通 利率 五分厘 課稅金額 一月、八月 利渡月 二月、八月 稅引正味利金 一回利金四十五錢に付 資本利子稅一錢第二所 得稅三錢計四錢 一回分四十二錢年八十三錢 法	發行年月 明治廿六年十二月 昭十九年二月 債還期間 四十年一ヶ月 債還割合數 一回一廿回四百通廿一 一回一四〇回千通四一 一回一八〇回千八百通 一回一六千通	發行年月 明治四十二年十二月 昭和二十三年八月 債還期間 廿九年八月 債還割合數 組三百七十五通以後千 百廿五通
抽籤・當籤	抽籤月 一月、七月 現在 一月 抽籤第六十八回 現在債還總數 七萬七千六百通 未償還通數 二萬三千四百通 未償還現存數 同 當籤率 一三一 割増率 金	抽籤月 一月、七月 現在 一月 抽籤第六十八回 現在債還總數 七萬七千六百通 未償還通數 二萬三千四百通 未償還現存數 同 當籤率 一三一 割増率 金	抽籤月 一月、七月 現在 一月 抽籤第六十八回 現在債還總數 七萬七千六百通 未償還通數 二萬三千四百通 未償還現存數 同 當籤率 一三一 割増率 金
解説	◎本券は、前回に引續いて、二ヶ月後に發賣されたが、久し振りに倍額の二百萬圓發行であつた。 ◎償還條件や割増割合は、全く前回の第十九回と同様で、本券の發賣總額が二倍であるために、夫等の條件に於ても凡て二倍となつてゐるに過ぎない。 ◎抽籤第六十八回を迎へ、償還は第三期であるので、當籤率は十三本に一本であつて、高率である。 ◎繰上償還ある場合には、十二萬圓即六千通及其未滿毎に割増金一回分追加の規定である。	◎本券は、前回に引續いて、二ヶ月後に發賣されたが、久し振りに倍額の二百萬圓發行であつた。 ◎償還條件や割増割合は、全く前回の第十九回と同様で、本券の發賣總額が二倍であるために、夫等の條件に於ても凡て二倍となつてゐるに過ぎない。 ◎抽籤第六十八回を迎へ、償還は第三期であるので、當籤率は十三本に一本であつて、高率である。 ◎繰上償還ある場合には、十二萬圓即六千通及其未滿毎に割増金一回分追加の規定である。	◎本券は、前回に引續いて、二ヶ月後に發賣されたが、久し振りに倍額の二百萬圓發行であつた。 ◎償還條件や割増割合は、全く前回の第十九回と同様で、本券の發賣總額が二倍であるために、夫等の條件に於ても凡て二倍となつてゐるに過ぎない。 ◎抽籤第六十八回を迎へ、償還は第三期であるので、當籤率は十三本に一本であつて、高率である。 ◎繰上償還ある場合には、十二萬圓即六千通及其未滿毎に割増金一回分追加の規定である。

券債業勸回八廿第

發行條件	券面金額 拾圓 賣出總額 二百廿五萬圓 組數 二十二萬五千通 組(一組七萬五千通 發賣通數 十六萬六千九百通 發賣番 五萬八千八百通 利率 五分 利渡月 二月 課稅金額 資本利子稅二錢第二所 得稅三錢計五錢 稅引正味利金 四十五錢 法	發行年月 明治四十一年十二月 昭和二十三年八月 債還期間 廿九年八月 債還割合數 組三百七十五通以後千 百廿五通	發行年月 明治四十二年十二月 昭和二十三年八月 債還期間 廿九年八月 債還割合數 組三百七十五通以後千 百廿五通
抽籤・當籤	抽籤月 一月、七月 現在 一月 抽籤第五十九回 現在債還總數 十萬三千五百通 未償還通數 十二萬一千五百通 未償還現存數 六萬二千六百九十通 當籤率 三六一 割増率 金	抽籤月 一月、七月 現在 一月 抽籤第五十九回 現在債還總數 十萬三千五百通 未償還通數 十二萬一千五百通 未償還現存數 六萬二千六百九十通 當籤率 三六一 割増率 金	抽籤月 一月、七月 現在 一月 抽籤第五十九回 現在債還總數 十萬三千五百通 未償還通數 十二萬一千五百通 未償還現存數 六萬二千六百九十通 當籤率 三六一 割増率 金
解説	◎前二回の好成績に、本券は一組増加の三組として發賣されたが、之は當時の市場として消化が出来ず、缺番を生じた。 ◎而し條件は矢張り廿六七回同様の有利なものであるから繰上償還は免れまい。 ◎本券の繰上基準は、同條件の他の券種と異つて廿萬圓即三萬通及其未滿毎に一回分の、割増金追加の規定である。之は組數が多いからで割合は廿四、五回等と等しい ◎本券の最高値は十二年二月の十三圓を最高とし、以後は連續低調に向ふ三月には十二圓四月には十一圓七月には十一圓五錢と本年最安値が現れた。	◎前二回の好成績に、本券は一組増加の三組として發賣されたが、之は當時の市場として消化が出来ず、缺番を生じた。 ◎而し條件は矢張り廿六七回同様の有利なものであるから繰上償還は免れまい。 ◎本券の繰上基準は、同條件の他の券種と異つて廿萬圓即三萬通及其未滿毎に一回分の、割増金追加の規定である。之は組數が多いからで割合は廿四、五回等と等しい ◎本券の最高値は十二年二月の十三圓を最高とし、以後は連續低調に向ふ三月には十二圓四月には十一圓七月には十一圓五錢と本年最安値が現れた。	◎前二回の好成績に、本券は一組増加の三組として發賣されたが、之は當時の市場として消化が出来ず、缺番を生じた。 ◎而し條件は矢張り廿六七回同様の有利なものであるから繰上償還は免れまい。 ◎本券の繰上基準は、同條件の他の券種と異つて廿萬圓即三萬通及其未滿毎に一回分の、割増金追加の規定である。之は組數が多いからで割合は廿四、五回等と等しい ◎本券の最高値は十二年二月の十三圓を最高とし、以後は連續低調に向ふ三月には十二圓四月には十一圓七月には十一圓五錢と本年最安値が現れた。

券價業勸回二卅第

發行條件		券面金額拾圓	賣出總額百五十萬圓	組數十五萬通	利率二組(一組七萬五千通)	課稅金額五分稅引正味四分五厘	利渡月二月	課稅金額資本利子稅二錢第二所得稅三錢計五錢	稅引正味利金四十五錢	發行年月明治四十二年十二月	償還年月昭和二十四年八月	償還期間卅九年八月	償還割合數年二回四十二回迄一組三百七十五通以後二百廿五通	每回償還額二萬二千五百圓	每回償還數二千二百五十通			
定期償還總數		十一萬六千二百五十通	最終回償還數三萬三千七百五十通	抽籤・當籤	抽籤月一月・七月	抽籤回数八十回	現在一月抽籤第五十七回	現在償還總數六萬四千五百通	未償還通數八萬五千五百通	當籤率三八・一	割増金(一組)(一回二組)	一等千圓一箇	二等五百圓一箇	三等二百圓一箇	四等十圓一箇	合計五〇箇	割増金額計二四三〇圓四八六〇圓	ナキ分當籤一〇七五通二一五〇通
解説		<p>◎本券と同じ抽籤月の第廿七回券と比較するに償還法及割増金割合は同様である。たゞ廿七回は三組であるに對し、本券は二組である又、發行も一年後れ、二回分の抽籤が後れてゐる。</p> <p>◎本券の最高値は十二年一月の十二圓八十錢を最高とし、漸次低落四月十一圓台六月には十圓九十錢の本年最低値を出した、七月に入るや反騰高になつた。</p> <p>◎本券を以て五分利十圓券としては現在最後のものであるだけに繰上償還は最も濃厚である。</p> <p>◎繰上償還の基準は、二十萬圓即二萬通又は其の未滿毎に一回分の割増金追加</p>																

券價業勸回九卅第

發行條件		券面金額貳拾圓	賣出總額三百萬圓	組數十五萬通	利率三組(一組五萬通)	課稅金額五分稅引正味四分五厘	利渡月二月、八月	課稅金額一回利金五十錢に付資本利子稅二錢第二所得稅三錢計五錢	稅引正味利金一回四十五錢年九十錢	發行年月明治四十五年三月	償還年月昭和廿七年二月	償還期間四十年	償還割合一組一回一六回年三回百五十通一七回一四六回年二回二百五十通四七回一八五回年二回七百五十通宛現在は第三期	每回償還額	每回償還數			
定期償還總數		二千二百五十通	最終回償還數四萬五千圓	抽籤・當籤	抽籤月一月、七月	抽籤回数八十五回	現在一月抽籤第五十七回	現在償還總數五萬二千二百通	未償還通數九萬七千八百通	當籤率四三・一	割増金(一組)(一回三組)	一等千圓一箇	二等五百圓一箇	三等二百圓一箇	四等十圓一箇	合計七三箇	割増金額計二七三〇圓八一九〇圓	ナキ分當籤六七〇通二〇一〇通
解説		<p>◎前回の廿八回券に三ヶ月後れて發行されたもので、發行額、償還割増金等凡て同様のものである。</p> <p>◎償還は第三期に入つてゐる。</p> <p>◎従つて前回券と殆ど同じ事が言へる。即五分利である點から見れば、繰上償還は必至である。本券と殆ど相似た條件を以て發行された四十一回、四十二回、四十三回等は既に昭和十年、十一年度に於て償還されてゐる。</p> <p>◎本券の繰上償還の基準は、償還金六十萬圓即三萬通及其の未滿毎に、割増金一回分を追加する規定である。</p>																

(券圓五)券債蓄貯興復回五第

發行條件		割 合 一七・五% 八二・五%		解説 ◎本券は始めて五圓券復興債券としてデビューしたのであつたが發行忽ち賣切れとなつて、前回の不評を脱して見事成功したものであつた。 ◎二月一日現在の経過利子三圓十二錢であるから合計八圓十二錢となる。 ◎本券の高値は、矢張り近年の黄金時代であつた十一年末の九圓十五錢で、上半期の反動低落に追隨して漸次軟調を辿り五月の八圓十錢が最安値であつた。 ◎繰上償還の基準は、四十萬通又は未滿毎に一回分の割増金額を追加する規定である。
券面金額	五圓	抽籤・當籤	抽籤月 一月、七月	
賣出總額	八百萬圓	抽籤回数	廿六回	
組數	六十萬通	現在 一月	抽籤第廿五回	
利率	四分 半年複利据置	現在償還總數	十九萬二千通	
償還期	半年複利据置	未償還通數	百四十萬八千通	
發行年月	大正十四年十一月	當籤率	一七六一	
償還年月	昭和十八年五月	割増金	(一組)(一回十六組)	
償還期間	十七年六ヶ月	一等	千五百圓 一箇 一六箇	
償還數	年二回一組五百通	二等	百圓 一〇箇 一六〇箇	
每回償還額	八千圓	三等	五圓 一二〇箇 一九二〇箇	
定期償還總數	二十八萬通	四等	二圓 三六九箇 五九〇四箇	
最終償還總數	百三十二萬通	合 計	五〇〇箇 八〇〇〇箇	
		割増金額	三八八圓六一四八圓	

(券圓十)券債蓄貯興復回一十第

發行條件		割 合 一七・五% 八二・五%		解説 ◎本券は復興債券最後の發行であつた。而して久し振りに十圓券のみ一十萬圓發行 賣行きも久方振りの成功で賣切となつた。 ◎本券の發行は昭和三年十一月で御大禮を紀念とするため券面に風風の紋を附してある。 ◎毎回の償還數は再び昔時の一組五百通に復した。(八、九、十回は四百通) ◎二月一日現在含利子加算の十四圓四十一錢 ◎本券の高値は十一年十二月の七圓四十四錢を最高とし、以後毎月低落を續け五月に十五圓七角七分に十五圓十錢と云ふ稀有の最低値を示した。 ◎繰上償還の場合の基準は、十組二百萬圓又は未滿毎に割増金一回分追加
券面金額	拾圓	抽籤・當籤	抽籤月 一月、七月	
賣出總額	一千萬圓	抽籤回数	廿六回	
組數	百萬通	現在 一月	抽籤第十九回	
利率	四分 半年複利据置	現在償還總數	九萬通	
償還期	半年複利据置	未償還通數	九十一萬通	
發行年月	昭和三年十一月	未償還現存款	同	
償還年月	昭和廿一年五月	當籤率	一八二一一	
償還期間	十七年六ヶ月	割増金	(一組)(一回十組)	
償還數	年二回一組五百通	一等	三千圓 一箇 一〇箇	
每回償還額	五千圓	二等	百圓 一〇箇 一〇〇箇	
定期償還總數	十七萬五千通	三等	十圓 五〇箇 五〇〇箇	
最終償還總數	八十二萬五千通	四等	五圓 四三九箇 四三九〇箇	
		合 計	五〇〇箇 五〇〇〇箇	
		割増金額	六六九五圓六六九圓	

券債業勸引割回二第

發行條件		最終回償還數		解 說	
券面金額	貳拾圓	割 合	一八% 八二%	◎本券の發行には色々な意味がある。即ち本券發行後は勸業債券も貯蓄債券も全く打切られてしまつた。債券史上第一期を劃する歴史的な役目を負ふものである。	
賣出價格	拾圓	抽籤・當籤		◎次に第一回割引債券の不振を見事脱却して割引債券全盛を作るトツプとなつた債券である。之は一等割増金三千圓と言ふ割引債券の共通の勸引條件を備へて發行されたからである。(第一回割引債券は一等百圓)	
發行券面總額	一千萬圓	抽籤 月	一月、七月	◎發行當初は朝野緊縮運動時代で貯蓄のために本券を購入するもの多く、今日市場に浮動債券が少い一原因である。	
賣出價格總額	五百萬圓	抽籤 回数	廿七回	◎十一年十二月十七日八十錢が最高高値であつた。	
通 數	五十萬通	現在 一月	抽籤第十七回		
組 數	五組(一組十萬通)	現在償還總數	四萬通		
最終利息	三分八厘三毛	未償還總數	四十六萬通		
償 還 法		當 籤 率	一八四一		
發行年月	昭和四年十月	割増金	(一組)(一回五組)		
償還年月	昭和廿三年二月	一等	三千圓 一箇 五箇		
償還期間	十八年三ヶ月	二等	百圓 一〇箇 五〇箇		
償還數	毎年二回一組五百通	三等	十圓 一三九箇 六九五箇		
每回償還數	二千五百通	合 計	一五〇箇 七五〇箇		
每回償還額	五萬圓	割増金額	五三九〇圓二六九五圓		
定期償還總數	九萬通	ナキ分當籤	三五〇通一七五〇通		

券債業勸引割回四第

發行條件		最終回償還數		解 說	
券面金額	貳拾圓	割 合	一九% 八一%	◎前回の第三回割引債券と比較すれば、償還期間に於て一ヶ年の長期となり、最終利息も従つて二厘方の低下であるが、之を次の第五回と比べると、殆ど同じ條件である。	
賣出價格	拾圓	抽籤・當籤		◎市場に浮動債券が少く一月の抽籤で、割引債券は本券あるのみだから高値を持し、變動が比較的に小さい。	
發行券面總額	一千萬圓	抽籤 月	一月、七月	◎高値相場を見るに昨年六月十五圓合、九月十六圓合、十二月十七圓七十五錢の最高値となり、本年に入つて漸落三月十六圓合六月十五圓合六月の最低値十四圓八十錢である。之は恰も十二月一月を山の頂上として昨年と本年の六、七月が麓に當つてゐる。従つて再び上騰の機運に向ふに違ひない。	
賣出價格總額	五百萬圓	現在 一月	抽籤第十三回		
通 數	五十萬通	現在償還總數	三萬通		
組 數	五組(一組十萬通)	未償還總數	四十七萬通		
最終利息	三分六厘三毛	當 籤 率	一八八一		
償 還 法		割増金	(一組)(一回五組)		
發行年月	昭和六年十一月	一等	三千圓 一箇 五箇		
償還年月	昭和廿六年二月	二等	百圓 一〇箇 五〇箇		
償還期間	十九年三ヶ月	三等	十圓 一三九箇 六九五箇		
償還數	年二回一組五百通	合 計	一五〇箇 七五〇箇		
每回償還數	三千五百通	割増金額	五三九〇圓二六九五圓		
每回償還額	五萬圓	ナキ分當籤	三五〇通一七五〇通		
定期償還總數	九萬五千通				

第九回勸業債券

發行條件	券面金額 二十圓 賣出總額 百萬圓 通數 五萬通 組數 一組(り)	利率 五分 利渡 三月、九月 課稅金額 一回利金五十錢に付資 本利子稅二錢第二所得 稅三錢計五錢 稅引正味利金 一回分四十五錢年九十錢	發行年 明治卅四年一月 償還年 昭和十六年三月 償還期間 四十年一ヶ月 償還割合數 年二回終回迄均分償還 每回償還額 一萬二千五百圓
抽籤・當籤	抽籤月 二月、八月 抽籤回數 四十回 現在二月 抽籤第七十四回 現在償還總數 四萬五千六百廿五通 未償還通數 四千三百七十五通 未償還現存款 同	當籤率 七一 割増 金	一等 千圓 一箇 二等 五百圓 一箇 三等 百圓 三箇 四等 十圓 七三箇 合計 七三箇 割増金額 二千五百圓 ナキ分當籤 五百四十七通
解説	<p>◎本券は、前回の第八回勸業債券より僅かに二ヶ月後全く同條件で發行されたものであつたが忽ち賣切れとなつた。</p> <p>◎抽籤も既に第七十四回を迎へ、當籤率も七本に一本と言ふ頗る高率である。</p> <p>◎市場には矢張り不動債券が少い本券に限らず勸業債券就中廿圓券發行當時は、全く貯蓄本位に購入されたもので、中には町村役場、小學校其他公共団体の基金等に購入されたものが頗る多いのである。斯様な理由で廿圓券は既に償還済みが多いばかりでなく市場に浮動する事の少いものである。</p>		

二月八日抽籤

第九回	第十六回	廿一回	廿六回	卅六回	第六十七回	第七十二回	第七十四回	第七十六回	第八回	第八回	第八回	第十六回	第十二回
勸業債券	勸業債券	勸業債券	勸業債券	勸業債券	勸業債券	勸業債券	勸業債券	勸業債券	復興貯蓄債券	復興貯蓄債券	復興貯蓄債券	勸業債券	勸業債券
(五分利 貳拾圓券)	(四分五厘利 貳拾圓券)	(四分五厘利 貳拾圓券)	(五分利 拾圓券)	(五分利 拾圓券)	(四分利 拾圓券)	(四分利 拾圓券)	(四分利 拾圓券)	(四分利 拾圓券)	(四分据置 拾圓券)	(四分据置 拾圓券)	(四分据置 拾圓券)	(四分据置 拾圓券)	(四分据置 拾圓券)

券債業勸回六廿第

發行條件	券面金額拾圓 賣出總額百五十萬圓 通數十五萬通	組數二組(一組七萬五千通)	利率五分稅引正味四分五厘	課稅金額資本利子稅二錢第二所得稅三錢計五錢	稅引正味利息四十五錢	發行年月明治四十一年七月	償還年月昭和二十三年三月	償還期間廿九年七ヶ月半	償還割合一組	每年二回四一回迄三百七十五通 四二回以後一千一百廿五通	每回償還額	二萬二千五百圓									
每回償還數	二千二百五十通	抽籤・當籤	抽籤月二月、八月	抽籤回数八十回	現在二月抽籤第六十回	現在償還總數	七萬一千二百五十通	未償還通數	七萬八千七百五十通	當籤率	三五・一	割増金	(一組)(一回二組)								
定期償還總數	十一萬六千二百五十通	最終回償還數	三萬三千七百五十通	抽籤・當籤	合	七七・五%	二二・五%	抽籤・當籤	二月、八月	抽籤回数	八十回	現在二月抽籤第六十回	現在償還總數	七萬一千二百五十通	未償還通數	七萬八千七百五十通	當籤率	三五・一	割増金	(一組)(一回二組)	
一等	千圓	一等	一箇	二等	五百圓	二等	二箇	三等	二百圓	三等	四箇	四等	一百圓	四等	八箇	合	四三箇	割増金	二四三〇圓四八六〇圓	ナキ分當籤	一〇七五通二一五〇通
解 說	<p>◎三分六厘利債券の不評によつて非常な優遇を以て發行されたのが本券である。</p> <p>◎五分利十圓券のトップであつて一等割増金も一舉千圓に引上げられた。</p> <p>◎貯蓄にも當籤にも、從來發行券に斷然勝つてゐるので忽ち賣れとなつた。</p> <p>◎斯様な有利な債券であるから早晩繰上償還となるであらう。其の場合の基準は、二十萬圓即二萬通及其未滿毎に一回分の割増金追加の規定である。</p> <p>◎本券の高値は十二年一月の十二圓六十錢で二月以後連續安値を辿り六月には十一圓十五錢の最安値に落ちた。</p>																				

券債業勸回十三第

發行條件	券面金額拾圓 賣出總額百五十萬圓 通數十五萬通	組數二組(一組七萬五千通)	利率五分稅引正味四分五厘	課稅金額資本利子稅二錢第二所得稅三錢計五錢	稅引正味利息四十五錢	發行年月明治四十二年七月	償還年月昭和二十四年三月	償還期間廿九年七ヶ月半	償還割合一組	年二回、四一回迄一千三百七十五通以後一千一百廿五通	每回償還額	二萬二千五百圓									
每回償還數	二千二百五十通	抽籤・當籤	抽籤月二月、八月	抽籤回数八十回	現在二月抽籤第五十八回	現在償還總數	六萬六千七百五十通	未償還通數	八萬三千二百五十通	當籤率	三七・一	割増金	(一組)(一回二組)								
定期償還總數	十一萬六千二百五十通	最終回償還數	三萬三千七百五十通	抽籤・當籤	合	七七・五%	二二・五%	抽籤・當籤	二月、八月	抽籤回数	八十回	現在二月抽籤第五十八回	現在償還總數	六萬六千七百五十通	未償還通數	八萬三千二百五十通	當籤率	三七・一	割増金	(一組)(一回二組)	
一等	千圓	一等	一箇	二等	五百圓	二等	二箇	三等	二百圓	三等	五箇	四等	一百圓	四等	一〇箇	合	四三箇	割増金	二四三〇圓四八六〇圓	ナキ分當籤	一〇七五通二一五〇通
解 說	<p>◎本券と抽籤月を同じくする第廿六回券と比較するに本券が一年後の發行にかゝるために抽籤二回後れとなり、當籤率もそれだけの差がある。併し乍ら他の條件は全く同様であるために、兩者の相場は常に一致してゐる。</p> <p>◎高値は本年二月の十二圓卅五錢二月十二圓四角四月十一圓六角六月十一圓十五錢、最低値である。</p> <p>◎廿六回券と同様有利な債券だから、早晩繰上償還となるに違ひない。</p> <p>◎繰上償還基準は二十萬通又は未滿毎に一回分の割増金追加の規定である。</p>																				

第六十七回勸業債券

發行條件	定期償還總數	二十七萬五千百通
券面金額拾圓	最終償還總數	四十二萬四千九百通
賣出總額	抽籤・當籤	合 三九・三% 六〇・七%
通數	抽籤月	二月、八月
組數	抽籤回数	八十六回
利率	現在二月	抽籤第四十六回
課稅金額	現在償還總數	十三萬五千百通
稅引正味利息	未償還通數	五十六萬四千九百通
發行年月	當籤率	一六一・一
償還年月	割増金	(一組) (一回七組)
償還期間	一等	二千圓 一箇
償還割合數	二等	五百圓 三五箇
每回償還額	三等	十圓 五〇箇
每回償還數	四等	五圓 九四箇
	合	一五〇箇
	割増金額	三四七〇圓
	ナキ分當籤	三五〇通

◎本券の特質は、四分利、二千圓物の先頭に立つてゐる點である。本券ならば前回の六十六回券が四分利二千圓圓物のトップを切つて發賣されたのであるが、既に十二年四月六倍の割増金付を以て、第六次繰上償還となつてしまつたから本券が其の二千圓物の先頭を承つてゐるのである。

◎従つて繰上償還氣配濃厚である。繰上償還の基準は、七組にて百四十萬圓即十四萬通及未滿毎に一回分の割増金追加

◎本券の高値は十二年一月の十二圓五十五錢を最高とし、一般券界の暴落時代に件はれて三月十一圓四圓半の最安値を出した。反動高來るは必然。

第七十二回勸業債券

發行條件	定期償還總數	二十三萬七千通
券面金額拾圓	最終償還總數	三十六萬三千通
賣出總額	抽籤・當籤	合 三九・五% 六〇・五%
通數	抽籤月	二月、八月
組數	抽籤回数	八十四回
利率	現在二月	抽籤第四十一回
課稅金額	現在償還總數	十萬八千通
稅引正味利息	未償還通數	四十九萬二千通
發行年月	當籤率	一六四・一
償還年月	割増金	(一組) (一回六組)
償還期間	一等	二千圓 一箇
償還割合數	二等	五百圓 三〇箇
每回償還額	三等	十圓 四六箇
每回償還數	四等	五圓 九八箇
	合	一五〇箇
	割増金額	二四五〇圓
	ナキ分當籤	三五〇通

◎前回及前前回が何れも一千萬圓と言ふ巨額を無事賣盡したに拘はらず、當回は大いに戒心して本券は六百萬圓を發賣無事に賣切れた。本券以後も多十組或は十二組の七十五、六回券の如きものが出て、同番組 妙味を發揮してゐるに對し、本券は六組で此點が劣る。

◎繰上償還は時日の問題である。繰上償還基準は十二萬通又は未滿毎に一回分の割増金追加の規定である。

◎本券の高値は十二年二月の十二圓廿五錢で毎月券界の大勢に押されて低落を續け、五月には十圓七角七月には十圓五十五錢、本年最低値を出した。九月利渡してあるから、含利子を差引くと深値は十圓二、三十錢位になる。

券債業勸回四十七第

發行條件	券面金額拾圓	賣出總額一千萬圓	組數百組	發賣通數九百萬圓	利率四分	課稅金額	稅引正味利息	發行年月	償還期間	償還割合	每回償還額
發行條件	券面金額拾圓	賣出總額一千萬圓	組數百組	發賣通數九百萬圓	利率四分	課稅金額	稅引正味利息	發行年月	償還期間	償還割合	每回償還額
定期償還總數	五千通	最終回償還總數	廿九萬五千通	抽籤・當籤	二月、八月	抽籤回数	八十四回	現在償還總數	抽籤第四十回	現在償還通數	十七萬五千通
定期償還總數	六千通	最終回償還總數	六十七萬六千通	抽籤・當籤	二月、八月	抽籤回数	八十四回	現在償還總數	抽籤第四十回	現在償還通數	十七萬五千通
定期償還總數	六千通	最終回償還總數	六十七萬六千通	抽籤・當籤	二月、八月	抽籤回数	八十四回	現在償還總數	抽籤第四十回	現在償還通數	十七萬五千通

解 說
 ◎本券と同條件で發行された前回の七十三回券が、既に繰上償還の發表を見たのであるから本券も近々繰上償還となるに違ひあるまい
 ◎繰上償還基準は、矢張り七十三回券と同様で、二十萬通又は未滿毎に一回分の割増金を追加される事になつてゐる。
 ◎本券の高値は十二年二月の十二圓五十錢を最高とし、券界一般の大勢に抗し、毎月低落し三月の安値十一圓五錢五月十圓七角七月十圓五錢と云ふ本年の最低値を出した
 ◎本券は缺番を生じたので、次回から優遇所謂三千圓物が現れるに到つた。

券債業勸回六十七第

發行條件	券面金額拾圓	賣出總額一千二百萬圓	組數百二十組	發賣通數九百六十萬圓	利率四分	課稅金額	稅引正味利息	發行年月	償還期間	償還割合	每回償還額
發行條件	券面金額拾圓	賣出總額一千二百萬圓	組數百二十組	發賣通數九百六十萬圓	利率四分	課稅金額	稅引正味利息	發行年月	償還期間	償還割合	每回償還額
定期償還總數	六千通	最終回償還總數	四十七萬四千通	抽籤・當籤	二月、八月	抽籤回数	八十四回	現在償還總數	抽籤第九回	現在償還通數	二十萬四千通
定期償還總數	六千通	最終回償還總數	四十七萬四千通	抽籤・當籤	二月、八月	抽籤回数	八十四回	現在償還總數	抽籤第九回	現在償還通數	二十萬四千通
定期償還總數	六千通	最終回償還總數	四十七萬四千通	抽籤・當籤	二月、八月	抽籤回数	八十四回	現在償還總數	抽籤第九回	現在償還通數	二十萬四千通

解 說
 ◎前回の七十五回券に後る、事三月にして同じ條件を以て再び一千二百萬圓の巨額發賣となつた。併し之は廿四萬圓の缺番が生じた。
 ◎三千圓物として残つてゐるのは本券と七十五回券のみ、次の繰上償還物であらう。
 ◎繰上償還の基準は七十五回券と同じく、廿四萬圓又は未滿毎に一回分の割増金を追加するの規定である。
 ◎本券の高値は、十二年一月に於ける十二圓四十錢を最高とし、二月は十一圓五錢、五月は十圓五錢と次に低落し、七月の十圓六十錢は本年の最低値である。

券債蓄貯興復回二第

發行條件		券面金額拾圓		賣出總額一千萬圓		組數百萬通		利率四分		利渡半年複利据置		發行年月大正十三年十一月		債還年月昭和十七年六月		債還期間十七年六ヶ月		債還數年二回毎回一組五百通		定期償還總數十七萬五千通		最終償還總數八十二萬五千通							
抽籤・當籤		抽籤月二月、八月		抽籤回数廿六回		現在二月抽籤第廿七回		現在償還總數十三萬通		未償還通數八十七萬通		當籤率一七四一一		割増金		一等 三千圓		二等 五百圓		三等 百圓		四等 十四圓		五等 五圓		合計 五〇〇圓五〇〇圓		割増金額 七七一〇圓七七一〇圓	
解 說		<p>◎第一回復興債券に後れる事僅かに二ヶ月後に本券は發行された。第一回と同條件であつたが、大衆の理解を深めたために全部賣盡す事が出来た。</p> <p>◎九月には含利子六圓五十六錢三月に於ける据置利子は六圓八十九錢に達する。</p> <p>◎本券の最高値は十二年一月に十八圓四十五錢を示し、安値は同年五月の十六圓八十五錢で、正に割増金を無視した据置利子を含むだけの低値を示した。</p> <p>◎萬一繰上償還となれば、廿萬通又は其の未滿毎に一回分の割増金が追加される。</p>																											

(券圓十)券債蓄貯興復回八第

發行條件		券面金額拾圓		賣出總額四百萬圓		組數四十萬通		利率四分		利渡半年複利据置		發行年月大正十五年十二月		債還年月昭和十九年六月		債還期間十七年六ヶ月		債還數七回迄年三回一組八百通		定期償還總數千六百通		最終償還總數一萬六千圓							
抽籤・當籤		抽籤月二月、八月		抽籤回数廿八回		現在二月抽籤第廿三回		現在償還總數四萬六千四百通		未償還通數卅五萬三千六百通		未償還現存數二十萬二百通		當籤率二二一一一		割増金		一等 三千圓		二等 二百圓		三等 十圓		四等 四圓		合計 四〇〇圓一六〇〇圓		割増金額 六七六四圓二七〇圓	
解 說		<p>◎本券は拾圓券としては前回の第四回復興債券より約一年半の後發行され、しかも五圓券と組合せて僅かに四百萬圓の發賣に過ぎなかつたが非常なる不成績で廿四萬餘の缺番を生じた。</p> <p>◎原因は第四回迄の償還數が毎回一組五百通であつたのが四百通に減少した點と、割増金二等五百圓を發し尙一組に於ける割増金總額に於ても低下してゐるからである。</p> <p>◎九月一日現在經過利子加算して十五圓卅錢十三年三月一日現在十五圓六十一錢となる。</p> <p>◎高値は十二年一月の十八圓廿錢を最高とし安値六月の十六圓六十錢が最低であつた。繰上償還基準は四組八十萬圓八萬通又は未滿毎に割増金一回分追加</p>																											

第八回復興貯蓄債券(第五圖券)

發行條件		定期償還總數		解 說	
券面金額	五百圓	十四萬八千通	◎本券は同じ八回の拾圓券と組合せて同時發行され共に賣残りを生じたが、五圓券の方が幾分成績が宜敷かつた。 ◎前の第七回復興五圓券に比較すると一組の割増金額に於て少し低下してゐる。 ◎九月一日現在含利子を加算して七圓六十五錢となり三月一日現在含利子加算の七圓八十錢となる。 ◎本券の最高値は十一年十二月九日五錢を最高として安値の最低は五月の七圓九十錢である。 ◎繰上償還の場合に於ける基準は八組八十萬圓十六萬通又は未滿毎に一回分の割増金追加となる。		
賣出價格	拾圓	最終償還總數		六十五萬九千二百通	
發行券面總額	一千萬圓	合	一七・六%八二・四%		
賣出價格總額	五百萬圓	抽籤・當籤			
通數	五十萬通	抽籤月	二月、八月		
組數	五組(一組十萬通)	抽籤回数	廿八回		
最終利率	三分五厘三毛	現在二月	抽籤第廿三回		
發行年月	昭和七年十一月	現在償還總數	九萬二千八百通		
償還年月	昭和二十七年九月	未償還總數	七十七萬七千二百通		
償還期間	十九年十ヶ月	未償還現存數	六十一萬四千通		
償還數	年二回一組五百通	當籤率	二二・一一		
每回償還額	二千五百通	割増金	(一組)(一回八組)		
定期償還總數	九萬七千五百通	一等	千五百圓 一箇 八箇		
最終償還總數	四十萬二千五百通	二等	百圓 八箇 六四箇		
		三等	五圓 一〇〇箇 八〇〇箇		
		四等	二圓 二九一箇二三二八箇		
		合 計	四〇〇箇三二〇〇箇		
		割増金額	三三八二圓二七〇六圓		

第六回割引債券

發行條件		定期償還總數		解 說	
券面金額	貳拾圓	十四萬八千通	◎前回の五回割引債券と比較すると半ヶ年の償還期延長によつて最終利率が低きに低下して居るのみで其他の條件に變りはない然るに相場表を比較して見るに、數段の値下りが當である。 ◎之は、本券以後は市場に浮動債券の多い事が最大理由である。 而し條件から云へば斯く迄値落ちの理由がないから買進まれる機運が動けば、第五回割引債券の値まで近づくに違ひない。 ◎本券の最高値は昨年末及本年一月の十七圓二十五錢で、安値は三月の十五圓六月の十三圓臺に落ちた。		
賣出價格	拾圓	最終償還總數		六十五萬九千二百通	
發行券面總額	一千萬圓	合	一七・六%八二・四%		
賣出價格總額	五百萬圓	抽籤・當籤			
通數	五十萬通	抽籤月	二月、八月		
組數	五組(一組十萬通)	抽籤回数	廿八回		
最終利率	三分五厘三毛	現在二月	抽籤第廿三回		
發行年月	昭和七年十一月	現在償還總數	九萬二千八百通		
償還年月	昭和二十七年九月	未償還總數	七十七萬七千二百通		
償還期間	十九年十ヶ月	未償還現存數	六十一萬四千通		
償還數	年二回一組五百通	當籤率	二二・一一		
每回償還額	二千五百通	割増金	(一組)(一回五組)		
定期償還總數	九萬七千五百通	一等	三千圓 一箇 五箇		
最終償還總數	四十萬二千五百通	二等	百圓 一〇箇 五〇箇		
		三等	十圓 一三九箇 六九五箇		
		合 計	一五〇箇 七五〇箇		
		割増金額	五三九〇圓二六九五〇圓		
		ナキ分當籤	三五〇通 一七五〇通		

券債業勸引割回二十第

發行條件	券面金額 貳拾圓 賣出價格 拾圓 發行券面總額 二千萬元 賣出價格總額 一千萬元
組數	十組(一組十萬通)
最終利息	二分五厘一毛
發行年月	昭和十一年十一月
償還年月	昭和三十一年九月
償還期間	二十七年九月
償還數	年二回一組三百通
每回償還額	六萬圓
定期償還總數	十六萬五千通
最終償還總數	八十三萬五千通
割	合 一六・五%八三・五%
抽籤・當籤	抽籤月 二月、八月 抽籤回数 五十六回 現在二月 抽籤第三回 現在償還總數 六千通 未償還通數 九十九萬四千通 當籤率 三三・一
割増金	(一組) (一回十組) 一等 三千圓 一箇 一〇箇 二等 百圓 五箇 五〇箇 三等 十圓 五〇箇 五〇〇箇 合計 五六箇 五六〇箇 割増金額 四〇〇圓四〇〇圓 ナキ分當籤 二四四通二四四〇通
<p>◎前回發行の十一回割引債券と比較して見ると償還條件は全然同一のものであつて、唯本券は抽籤一回宛後れるだけである。従つて前回券との差は普通十五錢位の懸隔を保つてゐる。</p> <p>◎本券の發賣時期は正に債券黃金時代に入らんとする時であつたので發賣と同時に二圓七十錢のプレミアムが附き相場は十三圓臺に接近すると云ふ豪勢であつた。本年春季以來暴落の大勢に押されたが、之は採算値を度外視いた熱狂時代であつたから致方はない。</p> <p>◎最高値は十一年十二月及十二年一月の十三圓七十錢安値は二月の十二圓臺四月十一圓臺五月十圓臺最安値は七月の十圓廿五錢之は餘りにも甚だしい低落である、訂正高は必須である。</p>	

籤抽月九・月三

- 第七回 勸業債券 (五分利貳拾圓券)
- 第廿二回 勸業債券 (四分五厘利貳拾圓券)
- 第廿三回 勸業債券 (三分六厘利拾圓券)
- 第廿四回 勸業債券 (三分六厘利拾圓券)
- 第廿五回 勸業債券 (三分六厘利拾圓券)
- 第七十一回 勸業債券 (四分利拾圓券)
- 第四回 復興貯蓄債券 (四分据置拾圓券)
- 第五回 割引勸業債券 (貳拾圓券)
- 第十五回、十六回、十七回 割引勸業債券 (貳拾圓券)

券債業勸回七第

發行條件	券面金額 貳拾圓 賣出總額 百五十萬圓 七萬五千通	組數 一組(と)	利率 五分 課稅金額 四月、十月 利渡月 四月、十月 利渡率 一回利金五十錢に付資 本利子稅二錢第二所得 稅三錢計五錢 稅引正味利金 一回分四十錢年九十錢	發行年月 明治卅二年五月 昭十五年十月 四十年四月 年二回終回迄均分償還	償還期間 四十年	償還割合 年二回終回迄均分償還	每回償還額 一萬八千七百四十圓	
抽籤・當籤	抽籤月 三月、九月 抽籤回数 八十回 現在三月 抽籤第七十四回 現存償還總數 六萬八千四百一通 未償還通數 六千五百九十九通 未償還現存數 同	當籤率 七一	割増金 七一	一等 千圓 一箇 二等 百圓 九箇 三等 十圓 一四〇箇 合計 一五〇箇 割増金額 三千三百圓 ナキ分當籤 七百八十四通	每回償還數 現在九百通 每回償還額 一萬八千圓 抽籤・當籤 三月、九月 抽籤回数 八十回 現在三月 抽籤第六十七回 現在償還總數 三萬七千四百通 未償還通數 一萬二千六百通 未償還現存數 同	當籤率 一四一	割増金 一四一	一等 千圓 一箇 三等 五百圓 一箇 三等 五百圓 一箇 四等 五百圓 一箇 五等 五十圓 一箇 合計 三〇〇箇 ナキ分當籤 七〇〇通
解説	<p>◎本券は前回の第六回勸業債券と殆ど同條件で發行されてゐるが、第六回債券の發行總額百萬圓に對し本券は百五十萬圓であるためにそれだけの割合で當籤數も多いわけである。</p> <p>◎抽籤既に七十四回に及び、當籤率も七本に一本と言ふ、當籤本位のものである。</p> <p>◎併し乍ら廿圓券中でも古券であり、市場にも餘り出て來ないのであるから、買出動しても思ふ様に多數は入手出來ないし、且つ又それ丈け直ちに高値になつて來る。古い債券、特に廿圓券は共通的に斯様な傾向がある。</p>							

券債業勸回二廿第

發行條件	券面金額 貳拾圓 賣出總額 百萬圓 五萬通	組數 一組(ら)	利率 四分 課稅金額 四月、十月 利渡月 四月、十月 利渡率 一回四十五錢利に付資 本利子稅一錢第二所得 稅三錢計四錢 稅引正味利金 一回四十二錢年八十二錢	發行年月 明治卅七年九月 昭和十九年十月 四十年	償還期間 四十年	償還割合 一 一回一〇〇回二百通 二 一回一四〇回五百通 四 一回一八〇回九百通	每回償還額 一萬八千圓
抽籤・當籤	抽籤月 三月、九月 抽籤回数 八十回 現在三月 抽籤第六十七回 現在償還總數 三萬七千四百通 未償還通數 一萬二千六百通 未償還現存數 同	當籤率 一四一	割増金 一四一	一等 千圓 一箇 三等 五百圓 一箇 三等 五百圓 一箇 四等 五百圓 一箇 五等 五十圓 一箇 合計 三〇〇箇 ナキ分當籤 七〇〇通	每回償還數 現在九百通 每回償還額 一萬八千圓 抽籤・當籤 三月、九月 抽籤回数 八十回 現在三月 抽籤第六十七回 現在償還總數 三萬七千四百通 未償還通數 一萬二千六百通 未償還現存數 同	當籤率 一四一	割増金 一四一
解説	<p>◎本券は廿一回券の三ヶ月後同條件で發行されたものである。従つて時價も相似たものである。</p> <p>◎本券は四分五厘利廿圓券としては、最後のものではあつた。</p> <p>◎抽籤は第六十七回を迎へ、當籤率十四本に一本は高率である。</p> <p>◎近來繰上償還額りに行はれるが之は有利なる債券、日本勸業銀行より見れば不利なる債券から順次行はれるのであるが、今や一等五千圓物は全部了り五分利より四分利物へと進んでゐる。本券の如きは有利なるものであるが、最終償還の近いものは懸念が少い。繰上償還の場合本券は三千通即六萬圓又は未滿毎に一回分の割増金追加の規定である。</p>						

券債業勸回三十第

發行條件	券面金額拾萬圓	賣出總額	二百萬圓	組數	二十萬通	發賣通數	二百萬通	發行年月	明治四十年六月	發行期間	昭和廿二年四月	償還期	廿九年九月	償還割合	一回一四一回千通宛	稅引正味利金	一圓二錢	課稅金額	得稅八錢計十二錢	利率	三分六厘半	利渡	三年据置後の十月	利渡金額	資本利子稅四錢第二所	發行年	明治四十年六月	發行期間	昭和廿二年四月	償還期	廿九年九月	償還割合	一回一四一回千通宛	稅引正味利金	一圓二錢	課稅金額	得稅八錢計十二錢	利率	三分六厘半	利渡	三年据置後の十月	利渡金額	資本利子稅四錢第二所
發行條件	券面金額拾萬圓	賣出總額	二百萬圓	組數	二十萬通	發賣通數	二百萬通	發行年月	明治四十年六月	發行期間	昭和廿二年四月	償還期	廿九年九月	償還割合	一回一四一回千通宛	稅引正味利金	一圓二錢	課稅金額	得稅八錢計十二錢	利率	三分六厘半	利渡	三年据置後の十月	利渡金額	資本利子稅四錢第二所	發行年	明治四十年六月	發行期間	昭和廿二年四月	償還期	廿九年九月	償還割合	一回一四一回千通宛	稅引正味利金	一圓二錢	課稅金額	得稅八錢計十二錢	利率	三分六厘半	利渡	三年据置後の十月	利渡金額	資本利子稅四錢第二所
發行條件	券面金額拾萬圓	賣出總額	二百萬圓	組數	二十萬通	發賣通數	二百萬通	發行年月	明治四十年六月	發行期間	昭和廿二年四月	償還期	廿九年九月	償還割合	一回一四一回千通宛	稅引正味利金	一圓二錢	課稅金額	得稅八錢計十二錢	利率	三分六厘半	利渡	三年据置後の十月	利渡金額	資本利子稅四錢第二所	發行年	明治四十年六月	發行期間	昭和廿二年四月	償還期	廿九年九月	償還割合	一回一四一回千通宛	稅引正味利金	一圓二錢	課稅金額	得稅八錢計十二錢	利率	三分六厘半	利渡	三年据置後の十月	利渡金額	資本利子稅四錢第二所

券債業勸回四十第

發行條件	券面金額拾萬圓	賣出總額	三百萬圓	組數	三十萬通	發賣通數	三百萬通	發行年月	明治四十年十二月	發行期間	昭和廿二年十月	償還期	廿九年九月	償還割合	二回四十一回迄一組	稅引正味利金	一圓二錢	課稅金額	得稅八錢計十二錢	利率	三分六厘半	利渡	三年据置四月	利渡金額	資本利子稅四錢第二所	發行年	明治四十年十二月	發行期間	昭和廿二年十月	償還期	廿九年九月	償還割合	二回四十一回迄一組	稅引正味利金	一圓二錢	課稅金額	得稅八錢計十二錢	利率	三分六厘半	利渡	三年据置四月	利渡金額	資本利子稅四錢第二所
發行條件	券面金額拾萬圓	賣出總額	三百萬圓	組數	三十萬通	發賣通數	三百萬通	發行年月	明治四十年十二月	發行期間	昭和廿二年十月	償還期	廿九年九月	償還割合	二回四十一回迄一組	稅引正味利金	一圓二錢	課稅金額	得稅八錢計十二錢	利率	三分六厘半	利渡	三年据置四月	利渡金額	資本利子稅四錢第二所	發行年	明治四十年十二月	發行期間	昭和廿二年十月	償還期	廿九年九月	償還割合	二回四十一回迄一組	稅引正味利金	一圓二錢	課稅金額	得稅八錢計十二錢	利率	三分六厘半	利渡	三年据置四月	利渡金額	資本利子稅四錢第二所
發行條件	券面金額拾萬圓	賣出總額	三百萬圓	組數	三十萬通	發賣通數	三百萬通	發行年月	明治四十年十二月	發行期間	昭和廿二年十月	償還期	廿九年九月	償還割合	二回四十一回迄一組	稅引正味利金	一圓二錢	課稅金額	得稅八錢計十二錢	利率	三分六厘半	利渡	三年据置四月	利渡金額	資本利子稅四錢第二所	發行年	明治四十年十二月	發行期間	昭和廿二年十月	償還期	廿九年九月	償還割合	二回四十一回迄一組	稅引正味利金	一圓二錢	課稅金額	得稅八錢計十二錢	利率	三分六厘半	利渡	三年据置四月	利渡金額	資本利子稅四錢第二所

解説

◎本券は色々な特質を以て發行された。一、拾圓券として始めての發行にかゝるものである。
 ◎二、發行額二百萬圓を十萬通宛二組に分つて發行された。組別發行は本券が始めてである。
 ◎三、利率が低下して三分六厘となつた。
 ◎四、一等五百圓と低下した。
 ◎本券の高値は十二年一月の十三圓廿五錢を最高とし六月の十二圓五十錢が本年の最安値である。
 ◎繰上償還の場合は十萬圓即一萬圓及未滿毎に一組分の割増金追加の規定である。
 ◎本券三年据置利子は十二年十月に支拂はれ、次は十五年十月

解説

◎前回の第廿三回勸業債券より半年後に發行されたので、抽籤一回分だけ後れて第廿三回と同じ抽籤月となつた。前回と同じ條件で、三組に増加してゐるのみである。
 ◎次回發行にかゝる廿五回と共に三種券は同條件であるが、發行當時何れも不評で、みな缺番を生じてゐる。
 ◎不評の主なるものは、利率が四分五厘から一舉三分六厘へ低下して確定収入の投資物として芳しからず更らに一等が五百圓と云ふ低額の點もある。
 ◎本券の高値は十二年二月の十三圓廿五錢安値は六月の十二圓五錢繰上償還基準は、十萬圓一萬圓及其未滿毎に一組分の割増金追加
 ◎本券の三年据置利子は十三年四月拂

券債業勸回一十七第

發行條件	券面金額拾圓	賣出總額一千萬圓	組數百萬通	利率四分(一組十萬通)	利渡月四分稅引正味三分六厘	課稅金額四月	稅引正味利金卅六錢	發行年月大正八年一月	償還年月昭和卅四年四月	償還期間四十年二ヶ月	償還割合十回迄年三回二組三百通十回以降年二回一組五百通	每回償還額五千圓	
定期償還總數	三十九萬五千通	最終回償還額	六十萬五千通	抽籤・當籤	抽籤月三月、九月	抽籤回数八十四回	現在三月抽籤第四十二回	現在償還總數	十八萬五千通	未償還通數	八十一萬五千通	當籤率	一六三一一
定期償還總數	三十九萬五千通	最終回償還額	六十萬五千通	抽籤・當籤	抽籤月三月、九月	抽籤回数八十四回	現在三月抽籤第四十二回	現在償還總數	十八萬五千通	未償還通數	八十一萬五千通	當籤率	一六三一一
定期償還總數	三十九萬五千通	最終回償還額	六十萬五千通	抽籤・當籤	抽籤月三月、九月	抽籤回数八十四回	現在三月抽籤第四十二回	現在償還總數	十八萬五千通	未償還通數	八十一萬五千通	當籤率	一六三一一

解説
 ◎本券と條件の等しい前回の七十回券が、繰上償還となつたから、本券の運命も亦、時日の問題である。
 ◎本券の繰上償還基準は、七十回券と同様で廿萬通又は未滿毎に一回分の割増金追加の規定であるから最近に發表されるとすれば、平常の六倍に當る割増金付となるであらう。
 ◎本券と抽籤月を同じくする六十九回券と比較すると、本券の發行が半々年即抽籤一回分だけ後れ、八組に對し十組一十萬圓の發賣高と云ふ點に差が認められる以外一組に於ける割増金割合は等しい従つて時價も常に相似である。
 ◎本券の高値は十二年一月の十二圓五十錢を最高とし六月の十圓卅錢が本年の最低値。

券債業勸回五廿第

發行條件	券面金額拾圓	賣出總額一千萬圓	組數百萬通	利率四分(一組十萬通)	利渡月四分稅引正味三分六厘	課稅金額四月	稅引正味利金卅六錢	發行年月明治四十年十二月	償還年月昭和廿二年十月	償還期間卅九年九ヶ月	償還割合年二回四十一回迄毎回五百通以後千五百通	每回償還額一萬五千圓	
定期償還總數	千五百通	最終回償還額	七萬七千五百通	抽籤・當籤	抽籤月三月、九月	抽籤回数八十回	現在三月抽籤第六十一回	現在償還總數	四萬九千通	未償還通數	五萬一千通	當籤率	三三一一
定期償還總數	千五百通	最終回償還額	七萬七千五百通	抽籤・當籤	抽籤月三月、九月	抽籤回数八十回	現在三月抽籤第六十一回	現在償還總數	四萬九千通	未償還通數	五萬一千通	當籤率	三三一一
定期償還總數	千五百通	最終回償還額	七萬七千五百通	抽籤・當籤	抽籤月三月、九月	抽籤回数八十回	現在三月抽籤第六十一回	現在償還總數	四萬九千通	未償還通數	五萬一千通	當籤率	三三一一

解説
 ◎本券は前回廿四回勸業債券の追加發行である。同月發行で條件も等しいので相場も勿論同じものである。
 ◎廿三回廿四回廿五回と何れも同條件で、何れも不評のため缺香を生じてゐるにも拘はらず高値を呼んでゐるには二つの理由がある。
 ◎一は低利とは言へ最近の割引債券以上の利廻りに當る事で、三分六厘とは云へ三年據置中は半々年五分の復利計算をやるので結局年三分八厘に當つてゐる。
 ◎二は三年據置のため利子を含んで高値である本券は四月に三ヶ年の利子が支拂となる。
 ◎高値は本年二月の十三圓廿五錢であつた安値は六月の十二圓五錢
 ◎繰上償還の場合は廿四回と同様

第四回復興貯蓄債券

發行條件		發行條件	
券面金額	拾圓	券面金額	拾圓
賣出總額	一千萬圓	賣出總額	一千萬圓
組數	十組(一組十萬通)	組數	十組(一組十萬通)
發賣通數	六百三十萬圓	發賣通數	六百三十萬圓
利率	三十七萬通	利率	三十七萬通
課稅	四分半年複利据置	課稅	四分半年複利据置
發行年月	大正十四年七月	發行年月	大正十四年七月
償還年月	昭和十八年一月	償還年月	昭和十八年一月
償還期間	十七年六ヶ月	償還期間	十七年六ヶ月
償還額	年二回毎回一組五百通	償還額	年二回毎回一組五百通
毎回償還額	五萬圓	毎回償還額	五萬圓
定期償還總數	五萬通	定期償還總數	五萬通
最終償還總數	十七萬五千通	最終償還總數	十七萬五千通

最終償還總數		最終償還總數	
合計	八十二萬五千通	合計	八十二萬五千通
抽籤・當籤	一七・五%	抽籤・當籤	一七・五%
抽籤月	三月、九月	抽籤月	三月、九月
抽籤回数	廿六回	抽籤回数	廿六回
現在償還總數	十二萬五千通	現在償還總數	十二萬五千通
未償還現存數	八十七萬五千通	未償還現存數	八十七萬五千通
當籤率	一七・五%	當籤率	一七・五%
割増金	(一組) (一回十組)	割増金	(一組) (一回十組)
一等	三萬圓	一等	三萬圓
二等	五萬圓	二等	五萬圓
三等	十萬圓	三等	十萬圓
四等	四萬圓	四等	四萬圓
五等	五萬圓	五等	五萬圓
合計	五〇〇萬圓	合計	五〇〇萬圓
割増金額	七七一〇圓	割増金額	七七一〇圓
ナキ分當籤	七七一〇圓	ナキ分當籤	七七一〇圓

解説		解説	
◎本券の發行條件は一回より三回迄發行の復興債券と同條件であつて、前回より四ヶ月後の發行なるに拘はらず、比較的相場は高く前回は騰貴するの勢がある。	◎其の理由は本券發行當時に於て缺番が廿七萬通に達し従て市場現存数が遙かに少いから需給の關係上比較的高値を持つるに他ならぬ	◎十月一日現在の含利子を合すると十六圓廿四錢となる。	◎本券の高値は十二年一月の十八圓四十五錢で、同年上半年に於ける一般債券暴落歩調に伴つて落調を續け安値は三月十七圓五錢五月十六圓七十錢六月同と底を突き七月に入ると抽籤月の接近により向上き始めた。
◎繰上償還追加基準は廿萬通毎に一回分。			

第五回割引勸業債券

發行條件		發行條件	
券面金額	貳拾圓	券面金額	貳拾圓
賣出價格	拾圓	賣出價格	拾圓
發行券面總額	一千萬圓	發行券面總額	一千萬圓
賣出價格總額	五百萬圓	賣出價格總額	五百萬圓
組數	五十萬通	組數	五十萬通
最終利息	五分(一組十萬通)	最終利息	五分(一組十萬通)
償還法	三分六厘二毛	償還法	三分六厘二毛
發行年月	昭和七年六月	發行年月	昭和七年六月
償還年月	昭和廿六年十月	償還年月	昭和廿六年十月
償還期間	十九年三月	償還期間	十九年三月
償還額	年二回一組五百通	償還額	年二回一組五百通
毎回償還額	二千五百通	毎回償還額	二千五百通
定期償還總數	九萬五千通	定期償還總數	九萬五千通
最終償還總數	四十萬五千通	最終償還總數	四十萬五千通

抽籤・當籤		抽籤・當籤	
合計	一九% 八一%	合計	一九% 八一%
抽籤月	三月、九月	抽籤月	三月、九月
抽籤回数	廿九回	抽籤回数	廿九回
現在償還總數	二萬七千五百通	現在償還總數	二萬七千五百通
未償還現存數	四十七萬二千五百通	未償還現存數	四十七萬二千五百通
當籤率	一八九一	當籤率	一八九一
割増金	(一組) (一回五組)	割増金	(一組) (一回五組)
一等	三千圓	一等	三千圓
二等	百圓	二等	百圓
三等	十圓	三等	十圓
合計	一三九圓	合計	一三九圓
割増金額	五三九〇圓	割増金額	五三九〇圓
ナキ分當籤	三五〇通	ナキ分當籤	三五〇通

解説		解説	
◎前回の第四回割引債券に倣る、事約一年、同一の條件で發行されたものである。抽籤に於て約二分後れ、抽籤月が變つてゐるので相場の上之だけの差が生じてゐる。	◎九月の抽籤では、一等三千圓物は本券と復興債券のみであつたし一般に九月は少いので大いに本券は買はれたものであるが、今回新券が多量に現れしかも初回抽籤の優待が附くので、押され氣味なのは致方はない。併本來償還額及最終利息に於て新券に勝つてゐるのであるから、抽籤後は新券を斷然押へて躍進するのは明白である	◎十二年一月十八圓十錢を頂上とし漸落したが新券の發賣により十四圓合に激落。	

第十回 第六十回 劔引勸業債券

發行條件	券面金額 貳拾圓 賣出價格 拾圓 發行券面總額 各二千萬元 賣出價格總額 各一千萬元 通數 各百萬元 組數 各十組(二組十萬通)
最終利息	二分一厘六毫
發行年月	昭和十二年六月
償還年月	昭和十四年十月
償還期間	廿二年三ヶ月
償還回数	毎年二回一組三百通
毎回償還額	各三千通
毎回償還總額	各回六萬圓
定期償還總額	十九萬二千通
最終償還總額	八十萬八千通

割増金	合 一九・二% 八〇・八%
抽籤・當籤	抽籤月 九月、三月 抽籤回数 六十五回 現在 三月 抽籤第二回 現在償還總額 三千通 未償還通數 九十九萬七千通 未償還現存數 同
割増率	三三二一
割増金	(二組)(一回十組) 一等 三千圓 一箇 一〇箇 二等 百圓 五箇 五〇箇 三等 十圓 五〇箇 五〇〇箇 合計 五六箇 五六〇箇
割増金額	四〇〇〇圓四〇〇〇圓
ナキ分當籤	二四四通二四四〇通

解説
 ◎本券の發行によつてきしむ旺勢を極めた熱狂的黃金時代も一瞬にして覆没し去つたかの感がある。其理由の一は六千萬圓と云ふ未曾有の膨大さでしかも、前回の四千萬圓發行後僅かに三月後であつた事、二は種々の悪材料特に貯蓄債券の計劃が發表された事による。(但し之は賀屋藏相により一時見合せとなる)
 ◎かくして新券の初相場は十圓廿錢となつた。蓋し互額發賣によつて正常値段に落付けたのは、全く當局の規つた政策が奏功したに他ならぬ。
 ◎初回抽籤の割増金優遇は、一等三千圓卅本、二等百圓三百本、三等十圓千本、計一千三百卅本、二回以後に比較すると約二倍半に近かつた。

債券年表

(昭和十二年八月調査)

年	月	重要事項
明治十五年	同	▼松方藏相の中央銀行設立建議書中に勸業銀行設立の必要に言及す。
同	廿九年	▼第九議會に日本勸業銀行法案提出され次で設立委員任命さる。委員長大藏大臣田尻稻次郎、幹事長添田壽一、幹事金子堅太郎、澁澤榮一、中上川彦次郎諸氏。
同	四月	▼法律第八十二號を以て日本勸業銀行法公告さる。
卅年	五月	▼日本勸業銀行株式募集、資本金一千万圓内、拂込二百五十萬圓、五萬株、十一日締切。應募株式七十三萬四千九十五株即ち十四倍六分強に當る。
同	六月	▼日本勸業銀行東京に設立され初代總裁
卅一年	三月	河島醇氏任命(二代高橋新吉氏、三代山本達雄氏、四代志村源太郎氏、五代梶原伸治氏、六代馬場鐵一氏、現總裁石井光雄氏) ▼第一回勸業債券發行(券面五十圓の所謂勸業大券)五分利、割増金附、總額一百万圓、賣上約半額、賣残りは政府引受けとなる。 ▼第二回及第三回勸業大券發行(第一回と相似た成績に終る)以後の勸業大券は凡て割増金を附さないの、省略す。勸業債券の發行回数に缺回のあるは凡て此の大券の回数である。

同	十二月	◎第卅八回勸業債券 三百萬圓五分利廿圓券。利子の値上げと共に一等千圓三本とす。
同	四十五年三月	◎第卅九回勸業債券 同
同	六月	◎第四十一回勸業債券 同(昭和十一年三月繰上償還)
同	九月	◎第四十二回勸業債券 四百萬圓發行、(昭和十一年十一月繰上償還)
大正元年	十二月	◎第四十三回勸業債券 同(昭和十一年三月繰上償還)
二年	三月	◎第四十四回勸業債券 五分利十圓券三百萬圓發賣(昭和十一年五月第二次繰上償還)
同	六月	◎第四十七回勸業債券 同(昭和十一年八月繰上償還)
同	九月	◎第四十八回勸業債券 同(昭和十一年十二月繰上償還)
同	同	◎第四十九回勸業債券 同 六十萬圓缺番(昭和十一年十月繰上償還)
同	三年	◎第五十回勸業債券 同 八十五萬圓缺番(昭和十一年七月繰上償還)
同	六月	◎第五十二回勸業債券 同(昭和十一年十月繰上償還)
同	七月	▽歐洲大戦起る。
同	九月	◎第五十四回勸業債券 同 廿五萬圓の缺番(昭和十二年一月繰上償還)
同	十二月	◎第五十五回勸業債券 廿圓券五分利四百萬圓發賣、本券は廿圓券としての最後となつた。(昭和十一年四月繰上償還)
同	同	▽日本勸業銀行再度の倍額増資を行ひ、四千萬圓の資本となる。
同	同	◎第五十八回勸業債券 五分利十圓券四百萬圓發行、一等を始めて二千圓とす。(昭和十一年八月繰上償還)

同	九月	◎第六十三回勸業債券 同 人氣沸騰忽ち八十錢のプレミアム附となる。(昭和十一年七月繰上償還)
五年	五月	◎第六十四回勸業債券 同(昭和十一年九月繰上償還)
同	十二月	◎第六十五回勸業債券 十圓券四分五厘利五百萬圓。利下げに拘はらず賣切。(昭和十二年四月繰上償還)
六年	九月	◎第六十六回勸業債券 十圓券、本券は四分利。二千圓物のトップを切つた。五百萬圓發行賣切れ。(昭和十二年七月繰上償還)
同	十二月	◎第六十七回勸業債券 七百萬圓發行、郵便局窓口では一人一枚に限る盛況。
七年	三月	◎第六十八回勸業債券 八百萬圓
同	七月	◎第六十九回勸業債券 同
同	十月	◎第七十四回勸業債券 一千萬圓
同	同	◎第七十一回勸業債券 同
八年	一月	◎第七十二回勸業債券 六百萬圓
同	六月	◎第七十三回勸業債券 一千萬圓
同	九月	◎第七十四回勸業債券 同 缺番百萬圓
同	十二月	◎第七十五回勸業債券 一等を三千圓とし、四分利十圓券、一千二百萬圓と云ふ券界始まつて以來のレコードを作つた。
九年	三月	◎第七十六回勸業債券 同 缺番二百四十萬圓
同	六月	◎第七十七回勸業債券 一千萬圓發行、百萬圓缺番
同	九月	◎第七十八回勸業債券 一千萬圓發行、(昭和十二年九月繰上償還)
同	十二月	◎第七十九回勸業債券 同 缺番百四十萬圓(昭和十二年八月繰上償還)
十年	五月	◎第八十二回勸業債券 八百萬圓發行、
同	九月	◎第八十二回勸業債券 八百萬圓發行、

十一年 三月	○第八十三回勸業債券 一千萬圓、一等五千圓（昭和十二年六月繰上償還）	同 六月	は徹底せず、三百三十萬圓賣残る。
同 八月	○第八十六回勸業債券 同 缺番二百四十萬圓（昭和十二年五月繰上償還）	同 九月	▼勸業銀行資本九千四百萬圓となる。
同 十一月	○第八十七回勸業債券 一千萬圓發行、缺番三百八十萬圓（昭和十二年三月繰上償還）	同 二月	▼關東大震災
十二年 四月	○第八十九回勸業債券 七百萬圓發行、缺番百五十六萬七千圓（昭和十二年二月繰上償還）	同 五月	○第九十二回勸業債券 十圓券六百萬圓發行、百四十萬圓缺番（昭和十二年六月繰上償還）
同	○第一回割引勸業債券 券面廿圓、賣出價格十圓、最終利廻四分複利、一等割増金百圓、二等十圓、毎回一組五百通償還全部に割増金附、券面一十萬圓（賣出價格五百萬圓）發行。然るに其特質一般に	同 九月	○第九十四回勸業債券 同 二百五十九萬圓缺番。本券を以て以後勸業債券打切りとなつた（昭和十二年二月繰上償還）
		同 十一月	○第一回復興貯蓄債券 四分復利、十圓券一千萬圓發行、四十萬圓缺番、一等三千圓
		同 七月	○第二回復興貯蓄債券 一千萬圓發行
		同 十一月	○第三回復興貯蓄債券 同
		同 三月	○第四回復興貯蓄債券 同 缺番三百七十萬圓を生ず。
		同 七月	○第五回復興貯蓄債券 五圓券八百萬圓
		同 十一月	

十五年 三月	發行、一等千五百圓、五圓券の嚆矢で大衆の勸進裡に賣切。	同 八月	○第十回復興貯蓄債券 五圓券四百萬圓發行。百廿萬五千圓缺番。
同 八月	○第六回復興債券 五圓券一千萬圓發行二百萬圓缺番。	三年 十一月	○同拾圓券 三百萬圓發行、缺番七十九萬五千圓。
昭和元年 十二月	○第七回復興貯蓄債券五圓券 一千萬圓發行、四百六十萬圓缺番。	同 十一月	○第十一回復興貯蓄債券 十圓券一千萬圓發行、金融動亂稍沈靜し、御大禮に際會し、券面に鳳凰の紋を附して紀念發賣とし久し振りの賣切となつた。復興債券は之を以て打切りとなつた。
二年 三月	○第八回復興貯蓄債券 五圓券四百萬圓發行、四十六萬六千圓缺番。	四年 十月	○第二回割引勸業債券 券面廿圓賣出價格十圓、發賣額一千萬圓發行、一等割増金本券以後は三千圓となる。最終利廻三分八厘三毛。
	○同拾圓券 四百萬圓發行、百五十三萬四千圓缺番。	五年 九月	○第三回割引勸業債券 一千萬圓發行、最終利廻三分八厘三毛。
	○第九回復興貯蓄債券 五圓券四百萬圓發行、六十六萬圓缺番。		▼此年金輸出解禁、低金利政策をとり郵便貯金は十月四分二厘に利下げ。
	○同拾圓券 三百萬圓發行、八十四萬圓缺番。		
	▼三月末金融恐慌突發、銀行の取付全國的に波及し、若槻内閣辭職、田中内閣成立四月廿二日支拂預令の緊急勅令發布		

同二月廿八日	五月八日	▼郵便貯金利子本日より改正實施。年二分七厘六毛、据置貯金年三分三毛六糸。▼新券六千萬圓發行の報に驚き、券價軒並に暴落。
三月一日	五月廿一日	▼割増金附貯蓄債券の發行傳へられ、本年始まつて以來の大暴落となる。
三月 中旬	五月廿三日	▼新券三回同時發賣を發表。
三月 十八日	五月卅一日	▼四國債券現物團結成。
三月 十九日	六月四日	▼林内閣辭職。
三月 廿二日	六月五日	▼近衛内閣成立し次官加屋氏大藏大臣。▼蓋だしく不評なる貯蓄債券案は特別議會提案見合せとなり、券界明朗化する。
四月 一日	六月七日	▼第十五回、十六回、十七回割引勸業債券同時發行。各回二千萬圓合計六千萬圓最終利廻二分一厘六毛、勸業銀行本支店ではハガキ申込により一人一枚に限る發賣法をとつた。
	六月十三日	▼新券の初相場十圓錢。
	七月 一日	▼第七次繰上償還發表。六九回七三回、七七回、七〇回の四種、何れも四分利十圓券割増金は平素の六倍當籤。

七月 七日	九月 三日	日より償還開始。
同 廿四日	九月 七日	▼第七十二特別議會召集。
八月 一日	九月 十日	▼二十億二千餘萬圓の支那事變費決定。▼貯蓄債券發行規定が臨時資金調整法中に含まれて決定公布された。
同 二日		發行限度二億圓勸業銀行之を發行し、政府預金部に預入れ、公債買入に利用される建前である。券面廿圓賣出價格十圓割増金一等一千五百圓。
同 三日		
同 五日		
同 九日		
同 十二日		
同 廿二日		
九月 一日		

繰上償還債券一覽表

回別	債券額	利率	増金額	最終抽籤の割合	最終抽籤年月	繰上發表順
第四十一回	廿圓	五分	千圓	平素の割増金	昭和十一年二月	第一次
第四十二回	廿圓	五分	千圓	五倍	十年十二月	第一次
第四十三回	廿圓	五分	千圓	五倍	十一年二月	第一次
第四十四回	拾圓	五分	千圓	五倍	十一年五月	第二次
第四十七回	拾圓	五分	千圓	五倍	十一年八月	第三次
第四十八回	拾圓	五分	千圓	五倍	十一年十二月	第三次
第四十九回	拾圓	五分	千圓	五倍	十一年九月	第三次
第五十回	拾圓	五分	千圓	五倍	十一年六月	第二次
第五十二回	拾圓	五分	千圓	五倍	十一年九月	第三次

第五十四回	拾圓	五分	千圓	五倍	十一年十二月	第三次
第五十五回	廿圓	五分	千圓	五倍	十一年三月	第一次
第五十八回	拾圓	五分	千圓	五倍	十一年七月	第二次
第六十三回	拾圓	五分	貳千圓	五倍	十一年六月	第二次
第六十四回	拾圓	五分	貳千圓	五倍	十一年八月	第三次
第六十五回	拾圓	四分五厘	貳千圓	五倍	十二年三月	第四次
第六十六回	拾圓	四分	貳千圓	六倍	十二月六月	第六次
第六十九回	拾圓	四分	貳千圓	六倍	十二年九月	第七次
第七十回	拾圓	四分	貳千圓	六倍	十二年十二月	第七次
第七十三回	拾圓	四分	貳千圓	六倍	十二年十一月	第七次
第七十七回	拾圓	四分	參千圓	六倍	十二年十一月	第七次
第七十八回	拾圓	四分	參千圓	六倍	十二年八月	第六次

表合歩週利引割券債引割

七	六	五	四	三	二	一	回
回	回	回	回	回	回	回	別
十一月	九月	四月	八月	七月	八月	十月	月次
一八、一〇	一〇、八二	一三、四二	一三、四二	一〇、五三	九、七九	三、三九	昭和十二年
一六、一〇	一三、四二	一三、四二	一三、四二	一三、四二	一三、四二	一三、四二	昭和十三年
十五、六、七回	十三、四回	十二回	十一回	十回	九回	八回	回別
十月	七月	九月	十一月	十一月	七月	六月	月次
五、四、六	六、〇〇	一〇、七二	一〇、七二	一〇、七二	一〇、七二	一〇、七二	昭和十二年
〇七、〇六	一〇、八二	一〇、八二	一〇、八二	一〇、八二	一〇、八二	一〇、八二	昭和十三年

第九十四回	第九十二回	第八十九回	第八十七回	第八十六回	第八十三回	第八十二回	第八十回
拾圓	拾圓	拾圓	拾圓	拾圓	拾圓	拾圓	拾圓
四分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	四分
五千圓	五千圓	五千圓	五千圓	五千圓	五千圓	五千圓	五千圓
六倍	六倍	六倍	五倍	六倍	六倍	六倍	六倍
十二年一月	十二年五月	十二年一月	十二年二月	十二年四月	十二年五月	十二年六月	十二年七月
第四次	第五次	第四次	第四次	第五次	第五次	第六次	第六次

第一次繰上償還發表 昭和十年十月
 第二次繰上償還發表 昭和十一年三月
 第三次繰上償還發表 昭和十一年六月
 第四次繰上償還發表 昭和十一年十一月
 第五次繰上償還發表 昭和十二年一月
 第六次繰上償還發表 昭和十二年四月
 第七次繰上償還發表 昭和十二年七月

券 圖 五 同

回 別	五 回	六 回	七 回	八 回	九 回	十 回	利 支 拂 子
昭和十二年	七、七、八〇 七、六、六〇	七、七、八〇 七、六、六〇	七、七、八〇 七、六、六〇	七、七、八〇 七、六、六〇	七、七、八〇 七、六、六〇	七、七、八〇 七、六、六〇	八二月月
昭和十三年	八、八、二二 八、二、八	八、八、二二 八、二、八	八、八、二二 八、二、八	八、八、二二 八、二、八	八、八、二二 八、二、八	八、八、二二 八、二、八	八二月月
昭和十四年	八、八、四二 八、六、二	八、八、四二 八、六、二	八、八、四二 八、六、二	八、八、四二 八、六、二	八、八、四二 八、六、二	八、八、四二 八、六、二	八二月月
昭和十五年	八、八、七九 八、九、六	八、八、七九 八、九、六	八、八、七九 八、九、六	八、八、七九 八、九、六	八、八、七九 八、九、六	八、八、七九 八、九、六	八二月月

券 圖 拾 表 額 算 加 子 利 含 券 債 興 復

回 別	一 回	二 回	三 回	四 回	八 回	九 回	十 回	十 一 回	利 支 拂 子
昭和十二年	一、六、二四 一、六、五八	一、六、二四 一、六、五八	一、六、二四 一、六、五八	一、六、二四 一、六、五八	一、五、〇〇 一、五、〇〇	一、五、〇〇 一、五、〇〇	一、四、七二 一、四、七二	一、三、八六 一、四、一四	七一月月
昭和十三年	一、六、八九 一、七、三三	一、六、八九 一、七、三三	一、六、八九 一、七、三三	一、六、八九 一、七、三三	一、五、九一 一、五、九一	一、五、九一 一、五、九一	一、五、三〇 一、五、六二	一、四、四二 一、四、七二	七一月月
昭和十四年	一、七、五八 一、七、九三	一、七、五八 一、七、九三	一、七、五八 一、七、九三	一、七、五八 一、七、九三	一、六、二四 一、六、二四	一、六、二四 一、六、二四	一、五、九二 一、六、二四	一、五、〇〇 一、五、〇〇	七一月月
昭和十五年	一、八、二九 一、八、六五	一、八、二九 一、八、六五	一、八、二九 一、八、六五	一、八、二九 一、八、六五	一、七、三三 一、七、三三	一、七、三三 一、七、三三	一、六、八九 一、七、二一	一、五、六二 一、五、九二	七一月月

利 渡 一 月 覽 表

利渡月	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
勸業債券拾圓券	六、七〇、八二	二八、三三	四、七、四、七	二四、二五、七一	二九、三五	六、七、五、九		〇	三、三〇、三二、七六	三三、九六		三、七、三、三、七、七
同 廿圓券	四、五、六、三六	八、一、二、四、一、八、二、〇、三、九	九、一、六、二	七、三	一、五、一、七	一〇、一、一、三、一、九	四、五、六、三六	八、一、二、四、一、八、二、〇、三、九	九、一、六、二	七、三	一、五、一、七	一〇、一、一、三、一、九

年 次 對 照 表

昭和 10 年	明治 68 年	大正 24 年
" 11 年	" 69 年	" 25 年
" 12 年	" 70 年	" 26 年
" 13 年	" 71 年	" 27 年
" 14 年	" 72 年	" 28 年
" 15 年	" 73 年	" 29 年

注：ゴジツクは繰上償償に付來年からなくなる。三年据置の廿三回は十二年十月次回は十五年十月、廿四廿五回は十三年四月次回は十六年四月となる。

時 價	利 廻	時 價	利 廻
円 銭	分厘毛	円 銭	分厘毛
8.50	4.70	11.10	3.60
60	4.65	20	3.57
70	4.59	30	3.53
80	4.54	40	3.50
90	4.49	50	3.47
9.00	4.44	60	3.44
10	4.39	70	3.41
20	4.34	80	3.38
30	4.30	90	3.36
40	4.25	12.00	3.33
50	4.21	10	3.30
60	4.16	20	3.27
70	4.12	30	3.25
80	4.08	40	3.22
90	4.04	50	3.20
10.00	4.00	60	3.17
10	3.96	70	3.14
20	3.92	80	3.12
30	3.88	90	3.10
40	3.84	13.00	3.07
50	3.80	10	3.05
60	3.77	20	3.03
70	3.73	30	3.00
80	3.70	40	2.98
90	3.66	50	2.96
11.00	3.63	13.60	2.94

拾圓券四分利時價利廻表

(税引正味利廻りより税四銭引の卅六銭を割るに)

最近一年間最低最高相場表 四

回別 年月	(復 1)		(復 3)		(復 8)		(復 10)	
	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高
11. 7	17.17	17.20	16.92	17.04	16.17	16.33	16.17	16.33
8	17.18	17.38	16.98	17.27	16.24	16.78	16.34	16.78
9	17.49	17.68	17.23	17.45	16.19	16.81	16.19	16.81
10	17.68	17.74	17.41	17.59	16.75	16.92	16.75	16.92
11	17.78	17.92	17.27	17.53	16.75	17.00	16.79	17.00
12	17.65	18.35	17.35	18.25	17.00	18.20	17.00	18.20
12. 1	17.95	18.35	17.80	18.25	17.70	18.20	17.80	18.20
2	17.95	18.05	17.75	18.00	17.80	18.05	17.80	18.05
3	17.65	18.00	17.55	17.85	17.40	17.85	17.40	17.85
4	17.0	17.85	17.50	17.85	17.25	17.60	17.25	17.60
5	17.15	17.55	16.75	17.45	16.60	17.40	16.60	17.45
6	17.05	17.25	16.80	17.10	16.45	16.90	16.30	16.75
7	17.05	17.20	16.80	17.00	16.35	16.75	16.10	16.50
回別 年月	(復 2)		(復 4)		(復 9)		(復 11)	
	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高
11. 7	17.14	17.34	17.27	17.37	16.19	16.23	16.14	15.40
8	17.04	17.23	17.2	17.36	16.27	16.80	16.25	15.81
9	17.29	17.47	17.30	17.41	16.80	16.98	16.84	16.03
10	17.41	17.65	17.42	17.55	17.04	17.27	16.09	16.28
11	17.47	17.65	17.49	17.65	17.06	17.38	16.28	16.45
12	17.65	18.35	17.60	18.45	16.95	18.20	16.45	17.45
12. 1	18.05	18.45	18.10	18.45	17.80	18.20	16.80	17.30
2	17.70	18.05	18.15	18.40	17.80	18.05	16.80	17.15
3	17.40	17.80	17.45	17.80	17.40	17.85	16.30	16.80
4	17.40	17.80	17.40	17.80	16.25	17.60	16.25	16.70
5	16.85	17.50	16.70	17.60	16.60	17.45	15.45	16.45
6	16.95	17.35	16.70	17.10	16.35	16.75	15.30	15.55
7	17.00	17.3	16.85	17.05	16.10	16.45	16.10	15.35

最近一年間最低最高相場表 五

回別 年月	(復 5)		(復 7)		(復 9)	
	最低	最高	最低	最高	最低	最高
11. 7	8.22	8.32	8.16	8.32	8.10	8.17
8	8.23	8.44	8.18	8.41	8.15	8.41
9	8.42	8.53	8.40	8.46	8.34	8.42
10	8.50	8.55	8.32	8.39	8.42	8.48
11	8.54	8.63	8.34	8.90	8.45	8.58
12	8.65	9.15	8.40	8.95	8.40	8.90
12. 1	8.75	9.05	8.70	8.85	8.65	8.90
2	8.70	8.85	8.70	8.75	8.65	8.85
3	8.60	8.75	8.60	8.70	8.50	8.70
4	8.45	8.80	8.30	8.70	8.40	8.75
5	8.10	8.60	7.80	8.50	7.95	8.65
6	8.25	8.55	8.05	8.25	7.95	8.20
7	8.15	8.35	8.05	8.25	8.00	8.20
回別 年月	(復 6)		(復 8)		(復 10)	
	最低	最高	最低	最高	最低	最高
11. 7	7.16	8.22	8.16	8.32	8.12	8.17
8	7.18	8.45	8.18	8.41	8.13	8.38
9	7.14	8.50	8.40	8.46	8.27	8.40
10	7.45	8.53	8.32	8.35	8.28	8.80
11	7.37	8.50	8.34	8.39	8.30	8.38
12	7.65	9.15	8.40	8.90	8.45	8.90
12. 1	7.95	9.05	8.70	8.95	8.70	8.90
2	7.70	8.85	8.70	8.85	8.70	8.80
3	7.60	8.75	8.60	8.75	8.55	8.75
4	7.45	8.80	8.30	8.70	8.35	8.60
5	7.65	8.60	7.50	8.50	7.80	8.50
6	7.15	8.25	8.05	8.25	8.00	8.20
7	7.10	8.30	8.05	8.25	7.95	8.20

最近一年間最低最高相場表 二

回別 年月	(割 9)		(割 11)		(割 13.14.)	
	最低	最高	最低	最高	最低	最高
11. 7	11.76	11.90	10.75	10.80		
8	11.91	12.40	10.82	11.24		
9	12.44	13.35	11.22	11.43		
10	13.25	13.98	11.21	11.76		
11	14.21	14.75	12.31	12.85		
1	14.30	15.00	12.75	13.60		
12. 1	14.35	15.00	13.15	13.60		
2	14.20	14.65	13.25	13.65		
3	13.75	14.30	13.05	13.40	12.30	12.55
4	13.40	14.35	11.95	13.00	11.80	12.55
5	11.85	13.55	11.00	12.10	11.10	11.95
6	11.15	11.70	10.45	11.05	10.20	10.55
7	11.45	12.05	10.75	11.35	10.20	10.50

回別 年月	(割 10)		(割 12)		(割 15.16.17.)	
	最低	最高	最低	最高	最低	最高
11. 7	11.53	11.60				
8	11.50	11.83				
9	11.74	12.25				
10	12.21	13.03				
11	13.41	13.79	12.71	12.90		
12	13.65	14.55	12.95	13.70		
12. 1	14.05	14.55	13.25	13.70		
2	14.00	14.45	13.95	13.45		
3	13.45	14.10	13.75	13.00		
4	12.70	13.70	11.80	12.85		
5	11.20	12.75	10.85	12.05		
6	11.05	11.40	10.60	11.05	10.20	10.25
7	11.30	11.85	10.25	11.35	10.20	10.40

最近一年間最低最高相場表 三

回別 年月	(6 7)		(7 1)		(7 4)		(7 6)	
	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高
11. 7	11.10	11.17	11.20	11.32	11.02	11.12	11.37	11.52
8	11.13	11.30	11.17	11.27	10.97	11.10	11.31	11.49
9	11.21	11.36	11.06	11.24	11.02	11.22	10.98	11.15
10	11.30	11.46	11.19	11.34	11.09	11.26	11.10	11.25
11	11.45	11.61	11.44	11.50	11.30	11.41	11.27	11.34
12	11.40	12.20	11.50	12.35	11.40	12.25	11.30	12.20
12. 1	12.20	12.55	12.35	12.60	12.25	12.45	12.00	12.40
2	12.15	12.45	12.40	12.60	12.20	12.50	11.85	12.25
3	11.35	11.85	11.85	12.20	11.45	11.90	11.65	12.00
4	11.25	11.80	11.25	11.75	11.20	11.75	11.45	11.90
5	10.55	11.10	10.45	11.20	10.55	11.25	10.85	11.60
6	10.40	10.70	10.35	10.85	10.35	10.80	10.65	11.00
7	10.30	10.65	10.40	10.70	10.35	10.60	10.65	10.95

回別 年月	(6 8)		(7 2)		(7 5)		◎ 繰上償還 発表債券は除く
	最低	最高	最低	最高	最低	最高	
11. 7	10.93	11.03	11.28	11.42	11.07	11.16	
8	10.95	11.14	11.24	11.40	11.07	11.25	
9	11.01	11.18	10.94	11.06	11.13	11.28	
10	11.10	11.21	11.08	11.22	11.16	11.30	
11	11.06	11.25	11.16	11.26	11.26	11.32	
12	11.25	11.95	11.2	12.05	11.30	12.15	
12. 1	11.95	12.35	11.95	12.05	12.15	12.40	
2	12.10	12.30	11.85	12.25	12.20	12.40	
3	11.65	12.10	11.55	1.200	11.85	12.30	
4	11.55	12.05	11.35	11.90	11.65	12.20	
5	10.75	11.40	10.75	11.40	10.80	11.50	
6	10.30	10.60	10.60	11.05	10.35	10.70	
7	10.20	10.50	10.55	10.90	10.35	10.60	

最近一年間最低最高相場表 一

回別 年月	(割 1)		(割 3)		(割 5)		(割 7)	
	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高
11. 7	18.40	18.58	15.18	15.42	15.35	15.50	12.82	13.06
8	18.55	19.02	15.42	15.95	15.53	15.78	13.04	13.38
9	18.79	19.00	15.98	16.42	15.79	16.38	13.38	14.25
10	18.80	18.90	16.44	16.55	16.35	16.60	14.20	14.76
11	18.71	18.87	16.55	16.91	16.64	16.93	14.75	14.92
12	18.85	19.30	16.60	17.55	16.95	17.90	14.70	15.95
12. 1	19.00	19.30	17.00	17.55	17.90	18.10	14.45	15.95
2	19.00	19.20	16.75	17.25	17.90	18.25	15.15	15.65
3	19.15	19.25	16.05	16.75	16.55	17.20	14.35	15.15
4	18.70	19.00	15.95	16.75	16.50	17.20	14.15	14.85
5	18.35	18.75	14.95	16.30	15.05	16.70	12.55	14.20
6	18.50	18.75	14.55	14.95	14.70	15.15	12.05	12.65
7	18.30	18.65	14.50	15.05	14.65	15.05	12.30	12.90
回別 年月	(割 2)		(割 4)		(割 6)		(割 8)	
	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高
11. 7	15.38	15.54	14.97	15.15	14.80	14.95	12.20	12.31
8	15.45	15.88	15.05	15.50	14.73	15.05	12.32	12.83
9	15.97	16.42	15.66	16.19	15.20	15.71	12.89	13.57
10	16.39	16.55	16.13	16.55	15.63	15.80	13.56	14.27
11	16.57	16.80	16.57	16.87	15.77	16.04	14.28	14.63
12	16.85	17.80	16.85	17.75	16.00	17.25	14.45	15.35
12. 1	17.15	17.60	17.00	17.55	16.65	17.25	15.05	15.35
2	16.80	17.30	16.75	17.25	16.20	16.80	14.95	15.40
3	16.40	16.80	16.00	16.75	15.40	16.20	14.50	15.40
4	16.25	16.95	16.05	16.90	15.40	16.20	14.15	15.50
5	15.30	16.40	15.10	16.35	14.05	15.55	12.05	13.85
6	15.15	15.55	14.80	15.25	13.80	14.25	12.00	12.40
7	14.70	15.30	14.60	15.20	13.85	14.60	12.50	13.00

支那事變と債券

支那事變は結局に於て、日本の歴史的飛躍、東洋平和の安定力たるの名實を兼ね具へるに至る天祐的機会になるに相違ない。之は我國力の充實並に國民の舉國的團結を見ても明かであると思ふ。而して短期戦で終るか、或は長期戦となるか何れにせよ、我が財政經濟の統制化は、愈々戦時體制を整へ來り、今後種々變化を招來するであらう。債券も亦之等の影響を多かれ少かれ受けるのであるが、今後の見透しに就いて種々の方面を検討して見よう。

一、債券と臨時増税 八月の特別議會で北支事變特別税法（一ヶ年限）約一億圓と決定八月十二日公布され公社債の増税となつたが債券は免れた。

二、券價暴落 北支事變によつて、一般證券は一齊に暴落し、債券も亦多少之に追隨したが、大勢は独自の券價を維持してゐる。元來債券は確定利率の保證が絶對安全であるから、採算値以下には暴落しない。若し暴落が甚だしければ、採算上好利廻りとなるので、それこそ一般大衆のみならず大手筋の買占め出動は必然である。

三、債券と小額公債 政府は公債の大衆化を計る爲めに郵便局窓口で小額公債（廿五圓券）の賣買を開始すると傳へられるが、之は一種の愛國公債として大衆化するに違ひない。而し乍ら年利三分五厘見當で割増金はないのであるから、債券への影響は微弱である。

四、債券と貯蓄債券 第七十二特別議會で決定した臨時資金調整法中に貯蓄債券發行規定がある。券面廿圓賣出價格十圓、割増金一等千五百圓である。之は明白に割引債券以下の條件であるから、在來の債券は一齊に有利性を増す事になる。若しも發行限度二億圓に達する期間中、債券發行が停止されるならば、供給不足になつて益々券價は値上りするに至るであらう。

五、債券と時局 戦時は始め經濟界は一般的に萎微不振を極めるものであるが連戦連勝が進むに従つて、景氣は上騰し特に國民一般に貯蓄は増大するものであつて、之等の貯蓄は主として郵便貯金、債券方面へ振向けられる傾向が強い。

六、債券と郵便貯金 郵便貯金は最も初歩の貯蓄投資で今や其額卅五億圓を突破して來たが、債券へ移動し始めると、何時にても債券黃金時代の培養地となる。

七、金利と債券 金利特に郵便貯金利子は債券利廻採算の比較基準である。今日の如く低金利時代が続く限り債券の價格は何時再度の暴發相場を招くか分らない、併し競争が進行し、インフレーション時代になつて金利が上れば採算上事業株等が好利廻りとなつて券價は券面を割らないとも限らない。愛券家は常に此の金利を見続け、利廻り採算を常に忘れてはならぬ。

八、債券と博覽會入場券 三年後の博覽會入場券は十二枚綴り十圓にて賣出し、二千圓以下總當り七十二枚に一枚の割合で割増金がつくのであるが、之には利子はつかないのであるから債券と比較して投資物として甚だ劣弱であつて債券への影響は微弱である。

昭和十二年九月十七日 印刷
昭和十二年九月廿一日 發行

債券投資利殖便覽

定價七拾錢

編著者 森經濟研究所

代表者 森 前

發行者 東京市澁谷區宇田川町廿九番地 森 前

印刷者 東京市神田區錦町二丁目五番地 小 端 勳

發行所 東京市澁谷區宇田川町廿九番地 讀書新報社

發賣所 東京市神田區神保町一 栗田書店

終

